

第2次周南市まちづくり総合計画の評価検証

令和6(2024)年3月

周南市企画部企画課

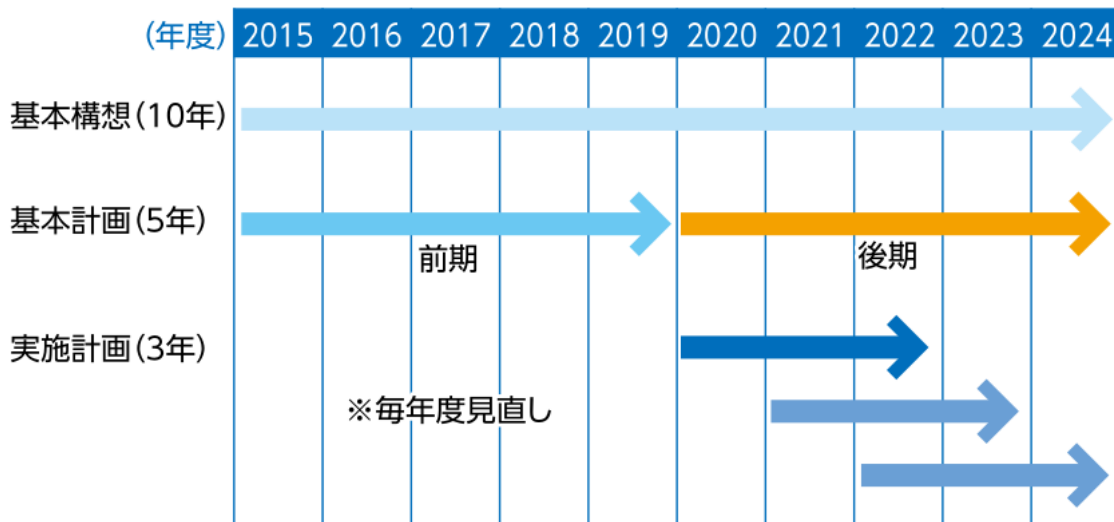
目次

I はじめに.....	2
II 検証シート	3
1. 検証シートの見方	3
2. 検証シート.....	4
教育・子育て	4
生涯学習・人権.....	15
地域づくり	26
安心・安全	32
福祉・健康・医療	41
産業・観光	54
生活基盤.....	71
環境共生.....	83
都市経営.....	90

I. はじめに

第2次周南市まちづくり総合計画は、将来の都市像である「人・自然・産業が織りなす 未来につなげる 安心自立都市 周南」を実現するための指針として、平成27(2015)年3月に策定した市の最上位計画です。

総合計画は、基本構想(平成27(2015)年度～令和6(2024)年度の10年間)、基本計画(前期・後期の各5年間)、実施計画(3年間の毎年度見直し)から構成されており、現在、後期基本計画(令和2(2020)年度～令和6(2024)年度)に基づき、各種施策に取り組んでいます。



第2次総合計画の期間が令和6年(2024)度末をもって終了することから、令和7(2025)年度を初年度とする新たな総合計画の策定に向けて取組を進めています。こうした中、第2次総合計画における取組及び成果を振り返るとともに、今後まちづくりを進めるにあたって対応すべき課題を整理しました。これらを踏まえ、第3次総合計画の策定につなげます。

Ⅱ. 検証シート

1. 検証シートの見方

(1) 基本計画の分野、基本施策、推進施策

第2次基本構想で掲げた6つの「まちづくりの方向」を基に、施策の体系を9つの分野に分け、その中に、前期基本計画では「基本施策(41 項目)」「推進施策(149 項目)」を、また、後期基本計画においては、「基本施策(31項目)」「推進施策(121 項目)」を掲げました。

(2) 総合計画に掲げた主な指標

各基本施策において、施策の進捗状況を見極めるため、客観的に数値化可能な指標を設定しました。前期・後期基本計画における当初の数値、目標とする数値及び実績となる数値を示しています。

後期基本計画に掲げた指標については、現在も計画期間中であることから、令和4(2022)年度の実績値を記しています。

(3) 市民による評価(市民アンケートより)

総合計画策定の基礎資料とするため、市では5年毎に市民アンケートを実施しています。様々な設問で市民のニーズや、市政に対する考え等をお伺いする中、約40の項目について、市民の満足度を5段階でお聞きしています。これらの設問項目を基本施策毎に分類し、アンケート結果を記しています。

(4) 第2次まちづくり総合計画における主な取組・成果及び課題

前期・後期基本計画における取組や成果を記するとともに、今後まちづくりを進めるにあたって対応すべき課題を示しています。

後期基本計画における取組及び成果については、現在も計画期間中であることから、令和2(2020)から令和5(2023)年の取組状況を示しています。

2. 検証シート

(次頁以降)

分野 基本施策	教育・子育て	
	教育の充実	
推進施策	前期基本計画(H27 からR1)	後期基本計画(R2 からR6)
	学校教育の充実	学校教育の充実
	不登校対策の充実	地域とともにある学校づくり
	特色ある教育の充実	不登校・いじめ対策の推進
	小・中学校図書館の充実	特別支援教育の充実
	特別支援教育の充実	幼児教育の充実
	学校運営協議会(コミュニティ・スクール)の充実	通学路の安全の確保
	学校再編整備の推進	教育施設の整備
	幼児教育の充実	学校の再編整備
	教育施設の整備	高等教育等における人材の育成
	学校ICTの充実	
	通学路の交通安全の確保	
	新しい学校給食センターの整備促進	

■ 総合計画に掲げた主な指標

・前期基本計画

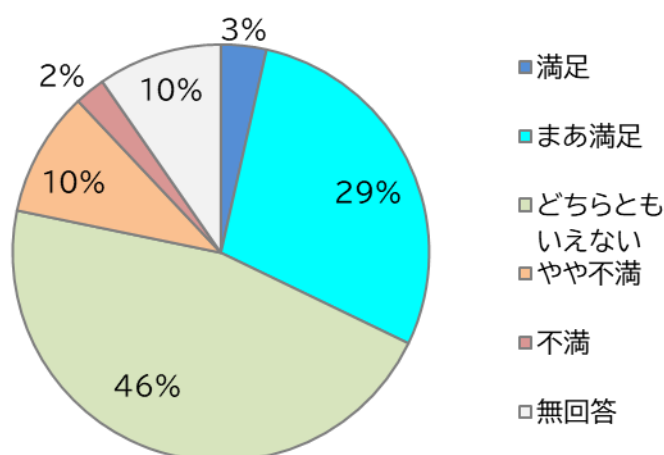
目標指標	単位	当初値(H25)	目標値(R1)	実績値(R1)
不登校児童生徒の出現数(小学校:1,000 人あたり)	人	1.0	0.0	5.2
不登校児童生徒の出現数(中学校:1,000 人あたり)	人	18.2	0.0	36.6
学校図書館図書標準達成数	%	89.1	100.0	97.6
学校図書司書・指導員配置率	%	82.6	100.0	100.0
幼稚園や小・中学校の施設の構造部の耐震化率	%	69.1	100.0	100.0

・後期基本計画

目標指標	単位	当初値(H30)	目標値(R6)	実績値(R4)
地域や社会をよくするために何をすべきかを考える児童生徒の割合(小学校)	%	47.6	60.0	63.8
地域や社会をよくするために何をすべきかを考える児童生徒の割合(中学校)	%	43.5	70.0	63.9
小中学校のトイレの洋式化率	%	35.6	50.0	56.0

■ 市民による評価(平成30(2018)年市民アンケートより)

幼児教育や義務教育などの充実



■ 第2次まちづくり総合計画における取組・成果及び課題

・前期基本計画における取組・成果

- 地域における自然体験や社会体験、地域資源を活用した学習を積極的に取り入れ、コミュニティ・スクールの仕組みを生かし、特色のある学校づくりや地域に開かれた学校づくりに取り組んだ。
- ICT環境を整備し、これらを活用して児童生徒と教員の双方向型授業の実現など、授業改善による学力向上に取り組んだ。
- 不登校傾向にある児童生徒が、安心して学習や活動を行うことができるよう新たに「周南市教育支援センター」を開設し、児童生徒一人ひとりの状況に応じたきめ細かな対応で自立を促し、学校復帰を支援した。
- 学校施設の耐震化や屋内運動場のいわゆる吊天井の落下防止対策、雨漏りや外壁等の老朽化対策など、計画的な改修を進めるとともに、トイレの洋式化や中学校の普通教室への空調設備の整備を進め、安心安全で快適な教育環境の充実に努めた。
- 老朽化した徳山西及び新南陽学校給食センターに替わる施設として、PFI方式では県内初となる新たな学校給食センターを整備した。
- 「周南市通学路交通安全プログラム」に沿って、道路管理者や警察等と連携し、児童生徒の通学路における交通安全上の危険箇所の改善を進めるとともに、新たに防犯、防災の視点を組み入れた「周南市通学路総合安全プログラム」を策定した。
- 徳山大学(現・周南公立大学)や地元企業と連携し、大学の公開講座において市の特長や課題等について講演するなど、市民や学生に地域への理解や愛着を深めてもらう取組を行った。

・後期基本計画における取組・成果

◇学校教育の充実

- 「GIGA スクール構想」による児童生徒 1 人 1 台端末、学校通信ネットワーク等のICT機器等を活かしながら、子どもたちの可能性を引き出す個別最適な学びと協働的な学びの実現に向けた研究を進め、また、ICT教育アドバイザーを配置し、授業支援や校内研修などを通して教職員の資質向上を図ることによって、質の高い学びの実現を図った。
- 学校図書館司書及び指導員を増員配置し、子どもたちの読書活動の推進に向けた環境整備及び学校図書館の充実に取り組んだ。また、各学校において取り組む特色のある体験活動等や地域資源を活用した郷土学習等への充実に図った。キャリア教育についても、各校で職業体験等に積極的に取り組み、社会的・職業的自立に向けた資質や能力の育成を図った。

●教員が本来担うべき業務に集中できる環境づくりを図るため、教員業務支援員を学校規模に応じて配置するとともに、専門的知識や技能を有する部活動指導員を配置。さらに、長期休業期間中の学校閉庁日の設定や夜間の留守番電話対応、学校事務系校務支援システム(T-Net)や統合型校務支援システムの導入等、教員の働き方改革に努めており、教員の時間外在校時間は着実に減少している。

◇地域とともにある学校づくり

●地域の特性を活かした特色ある学校づくりを進め、コミュニティ・スクールのしくみを活かした「地域とともにある学校づくり」を推進した。

●コミュニティ・スクールのしくみを活かし、地域でめざす子ども像を共有したり、熟議で意見交換したりすることで、中学校区における特色ある教育を推進するとともに、学校・家庭・地域の連携と協働による学校や地域の教育課題の解決等、児童生徒と地域のつながりを深め、地域で育てる土壌の醸成を図った。

◇不登校・いじめ対策の推進

●不登校やいじめだけでなく、様々な課題を抱える児童生徒への心のケアや環境への働きかけを行うため、県が配置するスクールカウンセラーや補助金を活用したスクールソーシャルワーカーの配置等を行った。さらに、令和4(2022)年度からは、学校や家庭を支援する専門家として市独自にスクールソーシャルワーカーを1名配置し、関係機関等と連携しながら諸課題の早期解決を図った。

●周南市教育支援センターに配置する教育指導員を中心に、相談業務をはじめ、学習指導やふれあい活動等を行うことで、不登校及び不登校傾向の児童生徒が安心して過ごすことができる場を提供し、週1度のスクールカウンセラーがきめ細かく相談に対応した。学校や関係機関と情報共有を図りながら、児童生徒の社会的自立や学校復帰を目指して支援センターの諸活動の充実を図った。

◇特別支援教育の充実

●特別な支援や介助を必要とする児童生徒一人ひとりの教育ニーズに応じたきめ細やかな指導・支援を実施するため、毎年度、各学校に必要なに応じて生活指導員や介助員を適宜配置した。また、各校で取り組む特別支援教育に関する研修を推進した。

●各学校において、障害のある児童生徒と障害のない児童生徒が触れ合い、共に活動する「交流及び共同学習に取り組んでおり、両者にとって、社会性を養い、豊かな人間性を育むとともに、お互いを尊重し合う大切さを学ぶ機会となっている。

◇幼児教育の充実

●公立幼稚園の児童数が大きく減少する中、適切な集団規模の確保が困難な施設については、統廃合や認定こども園化に取り組み、幼児教育の質の確保を図った。

●質の向上の取組として、令和4(2022)年度から「周南市乳幼児教育センター」を設置し、県とも連携して実践的研究協議会の仕組みを作り、市内全施設の職員を対象に教育・保育の質向上に向けた研修を実施した。

●幼稚園・保育所・認定こども園の枠を超えた研修会や小学校との交流会を開催し、アドバイザーによる訪問指導を実施した。

◇通学路の安全の確保

●学校及び家庭・地域・関係機関が連携し、通学路の現状と課題を分析・検証し、安全な通学環境を確保するために「周南市通学路安全推進会議」を設置し、合同点検の実施や危険箇所の対策等の検討などを毎年度実施した。

◇教育施設の整備

●令和2(2020)年度までに、市内の小学校・中学校全ての普通教室への空調設備整備が完了した。

●定期的な安全点検を実施し、児童生徒の安全確保に努めた。また、「周南市学校施設等長寿命化計画」を策定し、予防保全型の計画的な改修を進めるとともに、特別な支援を要する児童生徒にも配慮した施設改善に取り組み、安心安全な教育環境の整備を進めた。

◇学校の再編整備

●和田中学校について、保護者からの申し出を受け、保護者や地域住民との協議を重ねた結果、令和2(2020)年度末で廃校とし、富田中学校へ統合した。

◇高等教育等における人材の育成

●奨学金制度における一般奨学金の決定者は、令和2(2020)年度から令和5(2023)年度において10名から14名と安定的に推移している。令和3(2021)年度からは、高校生一般奨学金の公立私立の区分を撤廃して選択制にするとともに、卒業後3年間周南市内に定住することにより償還が免除となる定住促進奨学金について、従来の月額1万円に加えて月額2万円を新設した。

●徳山大学公立化有識者検討会議での協議を踏まえ「大学を生かしたまちづくりの方向性」を公表した。市民説明会等を経て令和3(2021)年8月に公立化関連議案が可決、令和4(2022)年4月に公立大学法人周南公立大学を設立した。令和6(2024)年4月には2学部3学科から3学部5学科へ学部学科を改組し、看護学科、スポーツ健康科学科、情報科学科を新設する。

■ 現状と課題(後期基本計画により取組を進めていった中、存在している課題)

◇学校教育の充実

●国においては、新たに策定した「教育振興計画」の基本的な方針に教育DXの推進を位置付け、様々な事業を積極的に推進しており、これらのICT機器を活用した取組への理解と教職員を支援できる人材が必要不可欠となっている。また、これまでに導入したICT機器や1人1台タブレット等の更新や修繕が適宜必要となっており、計画的な更新が求められている。このほか、教員の働き方改革の推進によって子どもたちに向き合う時間の確保や業務に集中できる環境づくり、地域人材・資源を活用した体験学習の充実による「豊かな心」の育成等、これまでの取組を踏まえ、さらに充実していく必要がある。

◇地域とともにある学校づくり

●児童生徒が減少しており、地域住民との関わりの場はますます重要になっている。現在も小中連携した中学校区での取組も行っているところだが、今後は引き続き中学校区での取組等の充実を図っていく必要がある。

◇不登校・いじめ対策の推進

●本市の不登校児童生徒数は増加傾向にあり、令和4(2022)年度には252名となっている。また、支援対象児童生徒数も増加傾向にあり、抱える問題についても不登校やいじめだけでなく、家庭環境の問題等、複雑かつ多岐にわたっており、解決に向けた支援も長期間にわたるケースが多い。

◇特別支援教育の充実

●特別な支援を要する児童生徒や医療的ケア児は、全国的にも増加傾向にあり、それぞれに適した多様な支援が求められている。

◇幼児教育の充実

●人口減少や保護者の就労状況の変化により、特に公立幼稚園の園児数は大きく減少していることから、適切な集団規模を確保し、生活や遊びを通して、幼児一人ひとりの特性に応じた幼児教育を行うための環境整備が必要となっている。

●幼児教育の質の向上に向けた取組として、各園の実情に応じた研修会や交流会への参加調整が必要である。また、就学前施設と小学校との積極的な交流による幼児期の教育と小学校教育との接続を積極的に推進していく体制の構築が課題である。

◇通学路の安全の確保

●通行する自動車の増加やそれに伴う児童生徒が通る通学路の危険度の上昇、老朽化が進む道路インフラ等、変化していく交通環境の中、ハード整備に関する対策は各関係機関も必要性を理解しつつも、計画的な取組が必要となるため、即応が難しい状況にある。

◇教育施設の整備

●小中学校の全ての普通教室への空調設備整備は完了したが、図書室、理科室、音楽室等の特別教室においても、近年の猛暑による熱中症対策のため、空調設備整備が必要である。また、本市の学校施設は、築後30年を経過した建物が7割を超えており、長寿命化計画に基づく老朽化対策が喫緊の課題である。

◇学校の再編整備

●少子化の進展により各学校の児童・生徒数は更に少なくなり、中山間地域だけでなく市街地においても適正な規模による十分な教育効果が期待できなくなることが想定される。学校は地域との関わりも深く、適性配置を進めるには市民の理解が不可欠である。

◇高等教育等における人材の育成

●高等学校の授業料の実質無償化や高等教育の就学支援制度などにより、就学に係る経済的支援が整備されつつあるが、これらを用いてもなお、様々な理由により経済的に就学が困難な若者も多くいる。こうした背景のもと、全国各地の自治体において、奨学金の返還支援制度が創設されており、本市においても同様である。

●18歳人口の減少が見込まれる中、今後も引き続き高い志願倍率を続けるためには、大学の教育研究力のさらなる向上をはじめ、施設の老朽化対策も、計画的に実施していく必要がある。また、今後、ニーズの高まりが予想されるリカレント教育やリスキリングなどにも積極的に取り組む必要がある。

●学生数の増加による住まいや公共交通等の問題に取り組む必要がある。

分野 基本施策	教育・子育て	
	子どもの健全育成	
推進施策	前期基本計画(H27 からR1)	後期基本計画(R2 からR6)
	健全育成活動推進のための連携の強化	学校・家庭・地域の連携強化
	青少年を取り巻く有害環境への対応	青少年の社会参加の促進
	青少年の社会参加の促進	青少年を取り巻く有害環境への対応

■ 総合計画に掲げた主な指標

・前期基本計画

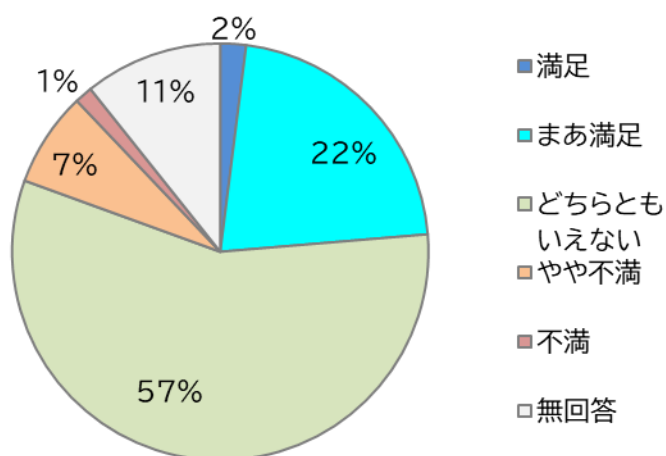
目標指標	単位	当初値(H25)	目標値(R1)	実績値(R1)
放課後子供教室推進事業参加者数	人	29,446	33,000	15,985
市イベント等への中学・高校生ボランティア参加者数	人	8,581	13,000	7,414

・後期基本計画

目標指標	単位	当初値(H30)	目標値(R6)	実績値(R4)
放課後子供教室と児童クラブの一体型教室数	教室	15	18	17
小学生、中学生、高校生等のボランティア・地域活動への参加者数	人	17,876	20,000	6,538

■ 市民による評価(平成30(2018)年市民アンケートより)

青少年の健全育成



■ 第2次まちづくり総合計画における取組・成果及び課題

・前期基本計画における取組・成果

- コミュニティ・スクールを核とし、学校・家庭・地域が連携・協働し、子どもたちの学びや育ちを見守り支援する「やまぐち型地域連携教育」を推進するため、全14中学校区に、社会教育法に定める「地域学校協働活動推進員」を配置した。
- 子どもたちの安心・安全な居場所づくりの一環として、協働活動サポーターの協力により、放課後子供教室を開催した。
- 国が示す「放課後子ども総合プラン」に基づき、放課後子供教室と児童クラブとの連携を進めた。
- 家庭の教育力を向上させるため、多様な地域人材で構成された4つの家庭教育支援チームの活動を支援した。
- 青少年の健全育成に資するよう、大田原自然の家の魅力的なプログラムづくりや効果的な運営に努めた。

・後期基本計画における取組・成果

◇学校・家庭・地域の連携強化

- 地域学校協働活動推進員に対し、地域と学校をつなぐコーディネートが円滑に行えるよう、学校運営協議会会長や地域連携担当教職員等と合同による研修会や会議を開催し、地域連携の重要性や実践事例の紹介など情報共有を進め、活動を支援した。
- 放課後子供教室協働活動サポーターや家庭教育支援チーム員の活動支援に加え、児童や保護者の困りごとについて研修を行うことにより活動内容が向上した。
- 令和4(2022)年度から富田東小学校区に放課後子供教室を開設し、同一小学校敷地内で児童クラブと一体的な運営を行う取組が増加した。
- 子どもの見守り活動及びあいさつ運動の推進など、各地域や各団体の実情に応じた地域で子どもを育てる環境づくり活動を支援した。

◇青少年の社会参加の促進

- 中高生が取り組んだボランティア活動を「周南市ボランティア活動ニュース」としてホームページで紹介した。

◇青少年を取り巻く有害環境への対応

- 警察署・青少年指導員とともに定期的な街頭補導活動を実施した。有害図書等の販売、携帯電話端末販売店での適切な契約などについて、立入調査を実施した。

■ 現状と課題(後期基本計画により取組を進めていった中、存在している課題)

◇学校・家庭・地域の連携強化

- 学校・家庭・地域の連携・協働を持続的に進めるうえで地域人材の確保やスキルアップが求められており、活動の支援に加えて人材の育成に取り組むことが必要である。特に放課後子供教室は児童の安心・安全な居場所づくりのため、幅広い経験を有する地域人材の発掘と育成が必要である。

◇青少年の社会参加の促進

- 児童生徒のボランティア活動への参加状況の効果測定が難しく、生涯学習活動に加えて地域づくりや福祉分野のボランティア活動の把握など、推進体制を再検討する必要がある。

◇青少年を取り巻く有害環境への対応

- インターネットの普及により街頭補導事例が減少傾向にあるなど、問題行動の把握が困難となっている。

分野 基本施策	教育・子育て	
	子育て環境の充実	
推進施策	前期基本計画(H27 からR1)	後期基本計画(R2 からR6)
	子育て支援サービスの充実	子育て支援サービスの充実
	保育サービスの質・量の拡充	母子保健の充実
	子育て相談の充実	保育サービスの充実
	子育て家庭・ひとり親家庭への支援	子どもの明るい未来への支援
	結婚に対する支援の促進	

■ 総合計画に掲げた主な指標

・前期基本計画

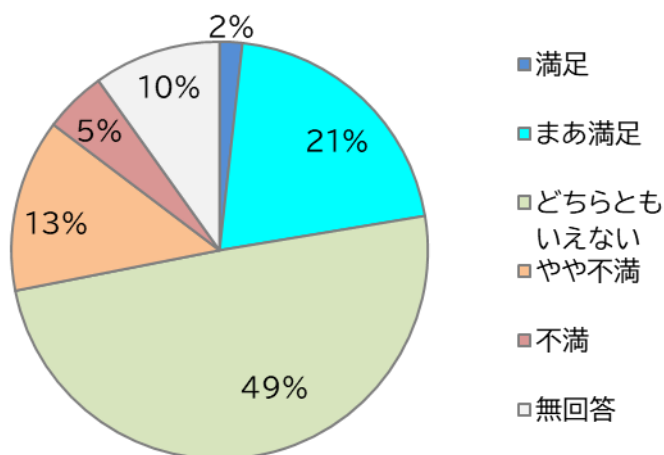
目標指標	単位	当初値(H25)	目標値(R1)	実績値(R1)
子育て支援センター事業の実施 区域数	区域	7	12	12
ファミリーサポートセンター提供 会員数	人	300	390	349
保育所待機児童数	人	0	0	0
事業所内保育施設数	施設	0	7	1
児童クラブ実施数	クラブ	36	50	44
児童クラブ定員	人	1,475	1,955	1,750
高等職業訓練促進事業修了者数	人	4	40	21

・後期基本計画

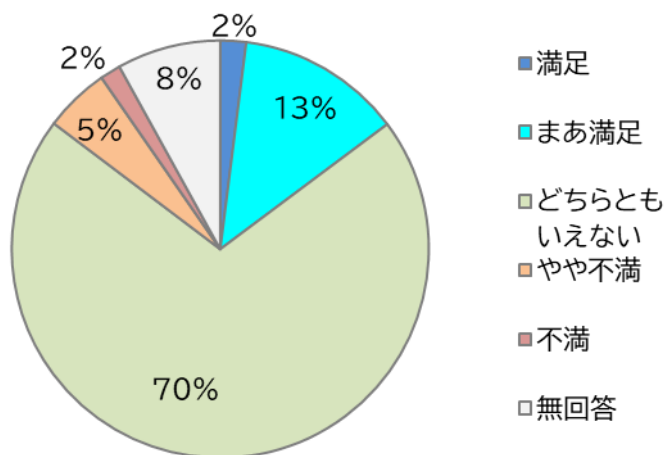
目標指標	単位	当初値(H30)	目標値(R6)	実績値(R4)
この地域で、子育てをしたいと思 う親の割合	%	73.3	85.0	69.3

■ 市民による評価(平成30(2018)年市民アンケートより)

少子化対策や子育て支援の充実



母子・父子家庭等への福祉の充実



■ 第2次まちづくり総合計画における取組・成果及び課題

・前期基本計画における取組・成果

- 妊娠期から就学前までにおいて、健康診査・訪問指導・保健指導を実施し、新たに「産後ケア事業」や「産婦健康診査」に取り組んだ。また、保健師等による「乳児家庭全戸訪問事業」は、毎年度99%以上の実施率で、継続的な養育支援につなげた。
- 子育て家庭に寄り添う支援や妊娠期からの児童虐待防止対策を進めるために、子育て家庭に関わる保健、医療、福祉、教育などの関係機関とのネットワークづくりを推進した。
- 平成28(2016)年6月に「子育て世代包括支援センター」を設置し、令和元(2019)年7月には「こども家庭相談室」と一体となった「こども・子育て総合支援拠点」として、児童福祉と母子保健の連携による相談支援体制を強化した。
- 医療費助成制度の対象を段階的に拡充し、中学生までの医療費を無料化した。
- 将来的にも持続可能な保育所運営体制を構築するため、公立保育所の再編整備方針を示し、民営化の取組を進めた。

・後期基本計画における取組・成果

◇子育て支援サービスの充実

- 助産師による「はぴはぐサポーター」を配置するとともに、利用者支援員による子育て支援センターと母子保健の情報共有により、子育て家庭の身近な場所での相談体制を強化した。また、母子保健と連携した取組として、「発達特性のある児の遊びの機会」「多胎児家庭のサークル」「プレパパ・プレママサポート」を実施し、子育て家庭のニーズに合った居場所機能を強化することで、これまで利用につながらなかった対象が利用できるようになった。令和5(2023)年度からは感染対策として実施していた予約制を撤廃したため、利用者が大幅に増加した。
- 児童福祉と母子保健の一体的実施を行うあんしん子育て室で、専門職による妊娠期から18歳までの子育て家庭のきめ細かな支援の充実に取り組んだ。特に支援を必要とする家庭への支援として、産後ケア事業や産前・産後サポーター派遣事業、多胎児家庭子育て支援事業、子育て短期支援事業、多胎児家庭日帰りショートステイ事業等の充実を図るとともに、経済的負担により利用をためらわれることのないよう、各種サービスの利用料を無償化する等の強化をした図ったことで、利用者が大幅に増加した。
- 母子保健事業で育児不安等を抱える保護者の早期発見を行い、支援を必要とする家庭には、臨床心理士や保健師による訪問支援に加え、看護師をはじめとする専門職の育児・家事支援や整理収納アドバイザーによる生活環境改善等のサポートを実施した。
- 市民への啓発として毎年11月のオレンジリボンキャンペーンで小学4年生のメッセージの展示やリーフレット配布、ポスター掲示、広報、デジタルサイネージへの掲載、子育て支援の従事者向け研修会等を実施した。また、全ての小中学生にこども・子育て相談専用ダイヤルの啓発カードを配付した。
- 子どもの医療費助成について、これまで段階的に対象者を拡充し、令和3(2021)年10月からは小学生まで、令和5(2023)年10月からは中学生まで、いずれも所得制限を撤廃し、保険診療の自己負担分を完全無料化した。ひとり親家庭への支援については、令和4(2022)年度から、母子・父子自立支援員に加え、新たに就業支援専門員を配置することにより相談体制を強化し、自立支援の充実を図った。

◇母子保健の充実

- 令和5(2023)年1月より、妊娠期からのきめ細やかな伴走型支援と出産や子育てにかかる経済的負担の軽減を併せて実施する出産・子育て応援事業を開始し、おおむね100%の実施率となった。さらに、産後ケア事業や産前・産後サポーター派遣事業、多胎児家庭子育て支援事業、多胎児家庭日帰りショートステイ事業等による支援の充実を図るとともに、経済的負担により利用をためらわれることのないよう、各種サービスの利用料を無償化する等強化することで、利用者が大幅に増加した。

●電子母子健康手帳のアプリを活用した保健師によるオンライン相談やプッシュ型の子育て情報の発信、産婦人科医や助産師、小児科医に LINE で無料相談できる「産婦人科オンライン」「小児科オンライン」等、SNS を活用した相談支援の周知啓発をした。

●発達支援体制整備については、子どもの発達特性や遅れにより育てづらさを感じる家庭が、専門医療機関の初診待機期間に、市内小児科で診療や発達検査、カウンセリング等の親子の支援を受けられる事業を開始した。併せて、療育が必要な子どもが早期に児童発達支援を利用できるよう手続き要件の緩和や5歳児発達相談の園訪問を地域コーディネーターと教育委員会就学担当者と実施し、保育所・幼稚園の支援を強化した。また、保健・医療・福祉・教育等の関係機関との連携強化のためのネットワーク会議も継続実施している。

●乳幼児健康診査の受診率は毎年度98%以上であり、子どもの発育・発達特性や遅れの早期発見の機会となるとともに、発育発達及び子育て支援につながった。

◇保育サービスの充実

●「第2期周南市子ども・子育て支援事業計画」及び「周南市保育所・幼稚園・認定こども園施設分類別計画」に基づき、公立施設の再編整備や、民間活力の活用による保育所等の開設を進め、幼児教育・保育、地域子ども・子育て支援の質、量の拡充を進めた。

●保護者のニーズに対応するため、徳山東部エリアに病児保育施設を開設するとともに、新規開設の民間保育施設3施設で延長保育、障害児保育、一時預かりの実施に努めた。また令和5(2023)年度からは一時預かりの利用料の減額や無料化による保護者負担の軽減を図った。

●鹿野及び須々万地区において認定こども園化に取り組み、適切な集団規模を確保するとともに、周央保育園、第二保育園、尚白保育園の再編整備では民間活力を活用し、幼児教育・保育環境の確保に努めた。

●保育士のみならず看護師や保健師、また保育に係る周辺業務を行う保育支援者などの雇用を進め、保育士等の負担軽減と労働環境の改善に努めることで保育士等の確保と離職抑止を図った。

●児童クラブの教室増などにより受け入れ可能な児童数を増加させた。

◇子どもの明るい未来への支援

●令和3(2021)年度から生活困窮世帯の中学3年生を対象に、学習習慣の定着と学力の向上及び生活相談の対応を目的に子どもの学習・生活支援事業を実施し、令和5(2023)年度から、対象学年を中学校全学年に拡充した。令和2(2020)年度から、離婚・養育費に係る講座を実施し、また令和3(2021)年度から、離婚・養育費に係る弁護士の無料相談を実施した。

●令和2(2020)年度から、地域がつながり安心して過ごせるまちづくりを目指し、子ども食堂の開設や運営を行う団体に対して補助するとともに、子どもの居場所や子ども食堂の活動を広げるため、関係者によるネットワークづくりや担い手育成研修を通じた人材育成に取り組んでいる。

●子どもが社会の一員として参加し、意見を表し、その意見が考慮される社会を実現に向けた取組の一環として、全ての小中学生にこども・子育て相談専用ダイヤルの啓発リーフレットを配付した。

●中学校や高校で、生徒と乳幼児及び保護者のふれあい体験を実施し、若年層のプレコンセプションケアの推進と自分のライフデザインを考える機会づくりを実施した。

●妊婦及びその夫が、家族で子育てを行えるよう、産後の生活や育児、先輩パパからのアドバイス等のオンライン講座を実施した。また、子育て支援センターで沐浴体験や先輩パパ・ママとの交流を実施するとともに、父親の育児参加促進のために休日開催している「子育て支援センターパパデビューの日」につなげた。

■ 現状と課題(後期基本計画により取組を進めていった中、存在している課題)

◇子育て支援サービスの充実

●子育て支援サービスの充実を図るため、DXの推進等の国の方針を踏まえた的確な施策が求められるとともに、子どもや子育て世帯への切れ目のない支援に向け、関係機関との更なる連携強化や支援体制の整備を推進する必要がある。

◇母子保健の充実

●妊娠期から特に低年齢の子どもを持つ家庭への伴走型支援と発達支援の強化が求められており、支援者や支援機関、団体等の地域資源を活用した人材確保と連携体制の充実を推進する必要がある。

◇保育サービスの充実

●社会情勢の変化により働き方が多様化するなど、少子化が進行する中であっても保育に対するニーズは高く、令和4(2022)年度当初に一時的に待機児童が発生したほか、入所待ち児童が慢性的に生じるなど、必要な保育の量の確保が課題となっている

●今後、国において制度化される「こども誰でも通園制度(仮称)」など、現在、保育所の利用対象とならない未就園の児童への対応等を見据え、保育士等の確保による運営体制の構築や、施設の整備・統廃合が課題となっている。

●公立保育所の多くは、昭和40年代から50年代にかけて建設されているため、施設の老朽化への対応が、喫緊の課題となっている。

●児童数減少の一方で、保護者の児童クラブに対するニーズは多様化しており、潜在的な利用希望者の存在も考慮すれば今後も利用者数の高止まりが予想される。現状ではハード面で児童を静養させるスペースやトイレの洋式化など改善が望ましい箇所があり、ソフト面では支援員と補助員の人材確保とスキルアップが必要であることから、現場職員の負担軽減策と併せて抜本的な解決策の検討が課題である。

◇子どもの明るい未来への支援

●児童虐待や不登校など、こどもを取り巻く状況が深刻化する中で、常にこどもの視点に立ち、こどもの最善の利益に配慮しながら、誰一人取り残すことなく健やかな成長を支援していくことが必要とされている。また、結婚や出産を迎える世代では、晩婚晩産化が進行し、不妊または不育症で悩む夫婦や、出産後に育児への不安と負担感を持つ保護者が増加しており、若年層のプレコンセプションケアや保護者・養育者自身が子育てと家庭教育双方の観点で、親育ちの支援を受けることが求められている。

分野 基本施策	生涯学習・人権	
	生涯学習の推進	
推進施策	前期基本計画(H27 からR1)	後期基本計画(R2 からR6)
	生涯学習推進体制の整備・充実	生涯学習推進体制の充実
	学んだ成果をまちづくりに生かす環境の充実	学習機会の充実
	社会教育関連施設の整備・充実	図書館サービスの充実
	図書館の資料・情報・サービスの充実	
	子供の読書活動の推進	

■ 総合計画に掲げた主な指標

・前期基本計画

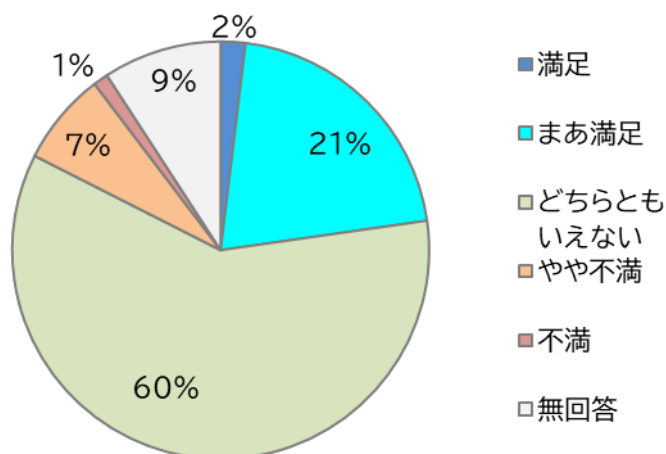
目標指標	単位	当初値(H25)	目標値(R1)	実績値(R1)
メールマガジン登録者数	人	4,174	5,000	4,675
しゅうなん出前トークの実施件数	件	302	400	392
生涯学習センター主催講座受講者数	人	1,290	2,000	1,411
社会教育施設利用者数	人	438,619	472,000	768,624
市立図書館の図書資料数	冊	601,864	620,000	627,796
市立図書館5館の年間延べ人数	人	207,723	215,000	163,028
市立図書館の児童向け行事参加者数	人	2,533	2,800	2,716

・後期基本計画

目標指標	単位	当初値(H30)	目標値(R6)	実績値(R4)
市民センター等及び学び・交流プラザでの生涯学習講座開催件数	件	217	250	229
学びサポーター登録者数	人	55	100	54
市立図書館の個人利用者数	人	318,890	350,000	274,643
市立図書館の子ども向け行事参加者数	人	2,709	3,500	2,433

■ 市民による評価(平成30(2018)年市民アンケートより)

生涯学習の推進



■ 第2次まちづくり総合計画における取組・成果及び課題

・前期基本計画における取組・成果

- 学び・交流プラザにおいて、市民センター等で開催する講座や学習情報を一元化して発信するほか、学習相談対応を行い、市民の生涯学習活動を支援した。
- 「学びサポーター養成講座」を開催するなど、市民自らが生涯学習を支える人材となることを支援した。
- 公民館施設及び設備を計画的に改修し、施設機能の維持向上に努めた。また櫛浜公民館を整備するとともに長穂及び遠石地区の施設整備に着手した。
- 平成30(2018)年度から、公民館を廃止して市長部局所管の市民センターとすることにより、生涯学習と地域づくり活動双方の拠点とした。
- 図書館では、市民の様々なニーズに対応するため、資料・情報の収集、インターネットによる蔵書予約や移動図書館などのサービスを展開した。
- 学校・家庭・地域が連携して子どもの読書環境を整備し、読書活動をより一層推進するために、令和元(2019)年度に、「第三次周南市子供読書活動推進計画」を策定した。
- 平成30(2018)年2月に、新たなスタイルの図書館サービスを行う徳山駅前図書館を開館した。

・後期基本計画における取組・成果

◇生涯学習推進体制の充実

- 学び・交流プラザにおいて、定期利用団体をはじめとする多数の団体や個人に自主的・継続的な学習活動の場を提供するとともに、講座受講生からなる学びサポーターの実践活動となる講座を開催した。
- 地域において生涯学習活動を推進する要となる生涯学習主事(市民センター主事)の研修を拡充し、地域の特性を活かした講座開催に繋げるなど、全市的な生涯学習と地域づくりの推進を図った。

◇学習機会の充実

- 「しゅうなん出前トーク」など現代的な課題に対応した講座のほか、学びのきっかけとなる各種主催講座を開催した。
- 生涯学習情報を集約するとともに、生涯学習情報コーナーや情報紙「ふあいんど」、メールマガジン等で情報発信を行った。
- デジタルデバイス解消に向け「まなびデジタルサポーター」を養成し、サポーターによるスマホ初心者講座等を開催した。
- 学校・家庭・地域等との連携を図りながら、図書館の児童向け資料の充実や子ども向け行事を開催するなど、第三次周南市子供読書活動推進計画に則って施策を進めた。

◇図書館サービスの充実

- 利用者のニーズを測りながら、図書館に必要な資料・情報の計画的な充実を図った。
- 地域資料についてのアンテナを張り巡らし、必要な資料の収集、保存に努めた。
- 従来からのサービスに加え、電子図書館の運用開始や、SNSを活用した図書館イベントの告知等、図書館の利用促進のための取組を進めた。

■ 現状と課題(後期基本計画により取組を進めていった中、存在している課題)

◇生涯学習推進体制の充実

●DX化への対応など時代のニーズに適応した学習機会を全市均等に提供するため、生涯学習主事(市民センター主事)のスキルアップを図る必要がある。

●市民の主体的な生涯学習活動として、身につけた知識や能力を発揮する機会の拡充が求められている。

◇学習機会の充実

●市民に幅広い学習機会を提供するために、高等教育機関である公立大学との連携を深める必要がある。また、今後、部活動の地域移行により、地域主体による文化振興及びスポーツ振興の取組を生涯学習の観点から推進していくことが必要である。

●子どもたちの読書離れや人口減少により、図書館の利用は更に減少する事が懸念される事から、学校や未就学施設、生涯学習施設等と連携強化を図り、更なる読書推進への対策が必要である。

◇図書館サービスの充実

●徳山駅前図書館の開館に伴い、来館者数は増加したが、他5館は減少傾向にある。図書館資料の貸出数は増減を繰り返しつつも減少傾向にある。インターネットの普及や、スマートフォン等技術推進に伴い、従来のように、図書館を利用しなくても、時間や場所を問わず容易に情報を得ることが主流となりつつあり、今後の図書館の利用減少が危惧される。

分野 基本施策	生涯学習・人権	
	文化・芸術の振興	
推進施策	前期基本計画(H27 からR1)	後期基本計画(R2 からR6)
	文化芸術活動の促進	文化・芸術活動の促進
	文化財の保護と活用の促進	文化財等の保護と活用
	平和発信の促進	平和学習等の推進
	国際交流・多文化共生の推進	国際交流・多文化共生の推進

■ 総合計画に掲げた主な指標

・前期基本計画

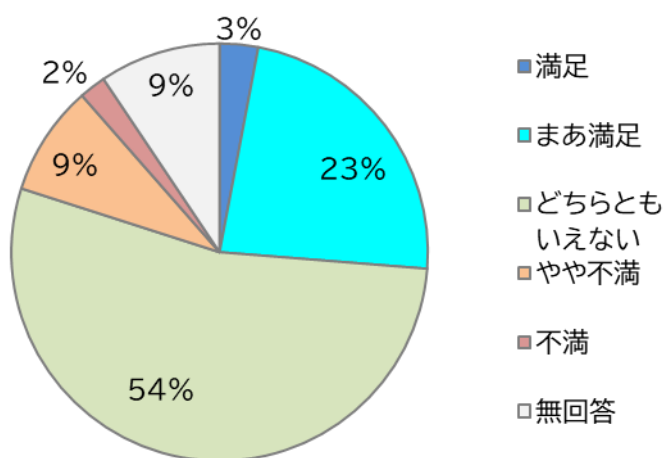
目標指標	単位	当初値(H25)	目標値(R1)	実績値(R1)
文化会館の年間使用率	%	68.4	70.0	68.6
市美術展出品点数	点	256	300	316
文化財指定登録件数	件	104	106	106
回天記念館の入館者数	人	14,656	17,000	12,446
国際交流事業参加者数	人	964	1,100	1,034

・後期基本計画

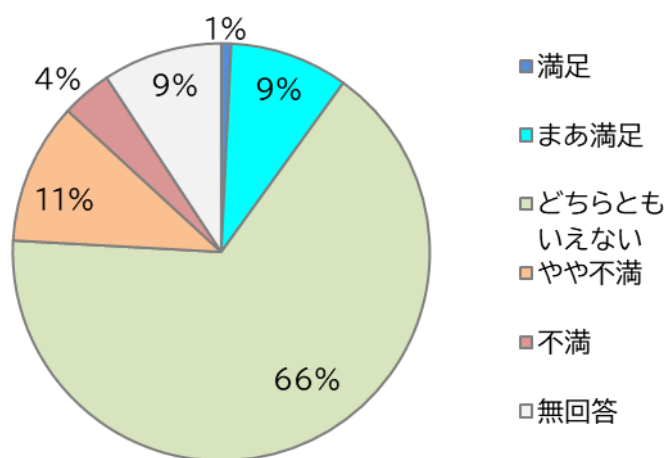
目標指標	単位	当初値(H30)	目標値(R6)	実績値(R4)
文化会館の年間使用率	%	73.4	75.0	64.8
回天記念館の入館者数	人	12,999	14,000	9,098
国際交流事業参加者数	人	1,155	1,200	546

■ 市民による評価(平成30(2018)年市民アンケートより)

文化・芸術活動の促進



国際交流など国際化への対応



■ 第2次まちづくり総合計画における取組・成果及び課題

・前期基本計画における取組・成果

- (公財)周南市文化振興財団と連携し、文化会館や美術博物館等において、各種コンサートや展覧会を開催したほか、全国発信事業「林忠彦賞」を支援した。
- 市美術展の開催や市民の文化・芸術活動の支援を行った。
- 文化会館や美術博物館等、文化・芸術の拠点となる施設の計画的な改修を行った。
- 本市の歴史文化を伝える重要なものについて、文化財の指定や登録による保護を促進した。
- 市内の伝統芸能保存団体と連携し、伝統芸能大会を5年ごとに開催した。
- 国特別天然記念物「八代のツルおよびその渡来地」の保護と保全を図るとともに、鹿児島県出水市からの保護ツル移送に取り組んだ。
- 回天記念館の運営を通じた平和の尊さの発信に取り組むとともに、回天と回天記念館について後世に伝えていくため、歴史や資料をまとめた冊子の作成や、全ての遺品や収蔵品等を閲覧できるデジタルミュージアムシステムを導入した。
- 国際交流では、姉妹都市への青少年訪問団の派遣や受入、姉妹都市を紹介する絵画等の展示を行うなど、友好親善と相互理解を深めるとともに、国際化社会に対応できる人材の育成につながるよう努めた。
- 市内在住の外国人と日本人が、継続的に交流できる機会を提供するため、国際交流サロン事業を実施し、市内における多文化共生を推進した。

・後期基本計画における取組・成果

◇文化・芸術活動の促進

- 市民等の多様なニーズに応えるため、(公財)周南市文化振興財団と連携し、文化会館や美術博物館等において、各種コンサートや展覧会を開催した。
- 市美術展、しゅうなんアート・ナウの開催や市民の文化・芸術活動の支援を行った。また、市内の伝統芸能保存団体と連携し、伝統芸能まつりを5年ごとに開催した。周南市民文化祭など、各種事業に対して支援を行った。
- (公財)周南市文化振興財団が主催する「林忠彦賞」事業を支援することで、林忠彦氏の業績や受賞者の優れた作品を全国に発信した。こうした取組を通じ、今や林忠彦賞は日本三大写真賞として認知されている。
- 文化会館、美術博物館、郷土美術資料館等の空調設備の修繕・改修工事等を計画的に実施するとともに、文化会館の大規模改修に伴う調査及び基本計画策定等を行った。

◇文化財等の保護と活用

- 「漢陽寺庭園」「川崎観音堂本堂・山門・門柱」が新たに文化財として登録されるなど保護される文化財の増加に努めたほか、山田家本屋の茅葺屋根葺き替えなど文化財の適切な管理により、郷土の特色ある歴史・文化の伝承に取り組んだ。
- 周南市民俗資料館を整備し、民俗資料と歴史資料の保存・活用を推進した。
- ツルの生息環境を保全するために、地元関係団体と連携して給餌田及びねぐらの整備を実施した。また、専門家及び関係団体と協議を重ね、出水市より保護ツルの移送を行った。
- 文化財の保護と活用のさらなる推進を図るため、市長部局に事務を移管のうえ文化振興や観光振興などの施策と連携を進めることとした。

◇平和学習等の推進

- 平成27(2015)年度から、小中学生とその保護者を対象に、親子で平和について考える機会を提供する「回天記念館親子夏休み教室」を開催し、平成30(2018)年度から、歴史や資料をまとめた冊子を作成した。また、希望される来館者には講話を行い、展示資料だけではわからない様々な史実を紹介し、平和の尊さの発信に取り組んだ。

●回天に関する貴重な資料を電子データとして永久保存し、後世に正確に継承するため、平成30(2018)年度から、デジタルミュージアムシステムを導入した。

◇国際交流・多文化共生の推進

●より多くの市民に周知することで、国際交流に関心を持ってもらえるよう、青少年訪問団の派遣・受入事業や姉妹都市の情報を、市広報やホームページ等を活用して紹介した。

●姉妹都市との青少年訪問団の受入や姉妹都市への訪問の際には、事前の研修を実施し、心構えや情報共有、団員同士の関係づくりに取り組んだ。世界を見聞し、多様な文化や価値観に触れることで国際感覚を身に付け、国際化社会に対応できる若い世代の育成を図る。姉妹都市交流派遣の目的である、異文化への肯定的な意識を持ち、適切に対応できる能力を高めること、また実践的な語学力を身に付ける必要性を認識することを、参加者に体感してもらう事ができた。

●国際交流サロンを中心とした交流機会の提供や、在住外国人向けの SNS を活用した情報発信、また日本語教室開催の充実等により、市内の多文化共生推進に取り組んだ。

■ 現状と課題(後期基本計画により取組を進めていった中、存在している課題)

◇文化・芸術活動の促進

●少子高齢化の影響もあり、文化芸術活動を行う市民の減少。若年層が団体に参入せず、個人で活動を行うため、文化活動の継続・継承が困難であることから、時代の変化に対応した文化事業の実施や文化資源を活用した観光・商工・地域等の振興をしていくことが必要である。また、部活動の地域移行に伴い、地域の文化活動を一層促進していく必要がある。さらに、各文化施設が改修時期を迎えることから、利用者が安心・安全・快適に利用できる環境を整え、長寿命化を図るため、施設の改修工事等が必要である。

◇文化財等の保護と活用

●文化財の継承やナベツルの生息環境整備などの担い手が不足し、活動の継続が懸念されていることから、担い手の育成などの支援が必要である。

●鹿児島県出水市からの保護ツル移送は、保護件数の減少により令和4(2022)年度以降中断しており、放鳥による効果の検証が行えていない。

●保護及び活用すべき文化財を把握する悉皆調査に取り組む必要があるため、埋蔵文化財を含めた文化財の調査を行う専門職員の配置が求められている。

◇平和学習等の推進

●国がデジタルアーカイブの公開・活用を推進していることから、遺族の承諾関係を整理し、資料の公開・活用を進めていく必要がある。また、戦後78年が経過し、戦争の記憶が風化する中、回天や回天記念館について後世に正確に継承するため、継続可能な職員体制の確保、学芸員など専門職の育成や資料に関する調査・研究、情報発信に取り組むことが必要である。

◇国際交流・多文化共生の推進

●日本で暮らす在住外国人の数は令和4(2022)年12月末時点で300万人を超え過去最高となり、国籍も多国籍化している。国において令和4(2022)年6月、「外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ」を策定。令和8(2026)年度までの5年を計画期間として国の目指すべき共生社会のビジョンや中長期的な課題及び具体例を示し、外国人の受入れと共生社会づくりに政府全体で取り組んでいる。こうした流れを受け、県は、令和5(2023)年12月、「山口県多文化共生指針」を策定するとともに、県と県内市町や関係機関などが連携し、中長期的な視点に立って、総合的かつ計画的に進めていることから、市においても言語サポートや相互理解を深める場の充実など、安心して暮らせる地域づくりが求められている。

分野 基本施策	生涯学習・人権	
	スポーツの振興	
推進施策	前期基本計画(H27 からR1)	後期基本計画(R2 からR6)
	ライフステージ・ライフスタイルに応じた スポーツ文化の推進	スポーツ活動の推進
	スポーツを通じた地域活性化	スポーツ環境の充実
	スポーツ環境の充実	スポーツ交流の推進
	共創によるスポーツ文化の推進	

■ 総合計画に掲げた主な指標

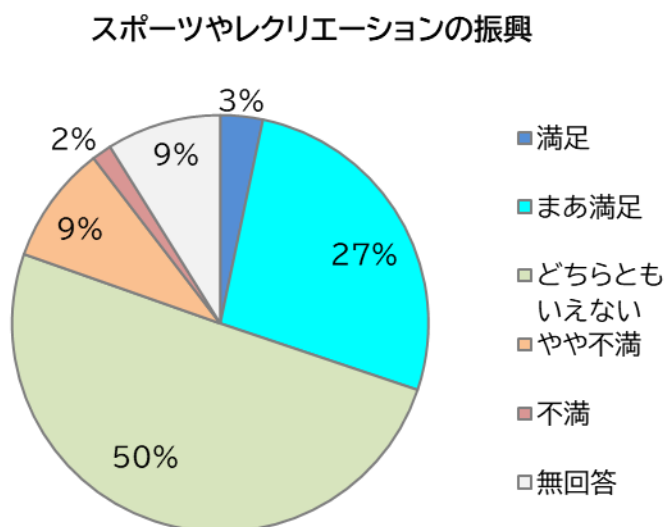
・前期基本計画

目標指標	単位	当初値(H25)	目標値(R1)	実績値(R1)
スポーツ少年団加入率	%	49.4	50.0	47.2
18 歳以上の市民が週1回以上、 スポーツ活動を実施した割合	%	47.4	60.0	47.4
地区スポーツ事業への参加者数	人	38,308	40,000	28,473
市内で開催する中国地区大会以 上の大規模大会の誘致数	大会	39	50	27
スポーツボランティアの登録者数	人	143	200	110

・後期基本計画

目標指標	単位	当初値(H30)	目標値(R6)	実績値(R4)
スポーツ施設利用者数	人	698,426	750,000	478,741

■ 市民による評価(平成30(2018)年市民アンケートより)



■ 第2次まちづくり総合計画における取組・成果及び課題

・前期基本計画における取組・成果

- (公財)周南市体育協会と連携した大規模大会等の誘致により、トップレベルのスポーツを身近に感じることが出来る機会の提供やスポーツ交流人口の拡大による地域経済の活性化に取り組んだ。
- スポーツを通して、市民誰もが生涯にわたっての健康づくり、体力の向上を図るため、スポーツ推進委員協議会等の関係団体と連携し、スポーツ機会の提供に努めた。
- 本市のスポーツを推進するうえで、指導的立場などの役割を担うスポーツ推進委員の育成、資質向上を図る取組を支援した。
- 地域スポーツの振興による地域コミュニティの推進を図るため、各地区のスポーツ振興会等の活動を支援した。
- 安全で快適に利用できるよう、スポーツ施設の計画的な改修・修繕に取り組んだ。
- 競技力の向上を推進するため、加盟団体を統括する(公財)周南市体育協会の活動を支援した。

・後期基本計画における取組・成果

◇スポーツ活動の推進

- (公財)周南市体育協会と連携し、「(仮称)スポーツ活動推進センター」を核とした、生涯にわたりスポーツができる環境の一体的な整備に取り組んだ。また、市民が気軽に参加できるスポーツ大会や体験会を開催したほか、スポーツ大会に交付金の交付による支援を行った。
- (公財)周南市体育協会と連携し、年齢・性別・障害の有無にかかわらず、誰もが気軽にスポーツ活動を楽しめるスポーツ大会を開催した。
- 競技スポーツ団体を統括する(公財)周南市体育協会の運営費等の補助を実施した。また、(公財)周南市体育協会と連携し、「(仮称)スポーツ活動推進センター」設置に向けて、関係者への調査を実施するとともに、活動団体の立ち上げや指導者の活動支援の制度の構築に取り組んだ。

◇スポーツ環境の充実

- PFI 手法を用いた民間資金の活用により、市単独では実施が難しかった周南緑地内の体育施設の計画的な改修、整備に取り組み、バリアフリー、ライフサイクルコストに対応した施設の充実を図っている。また、その他の体育施設の計画的な改修等を行った。
- PFI 手法を用いた「周南緑地整備管理運営事業」を展開し、陸上競技場の全天候型への改修や新水泳場整備をはじめとする周南緑地のスポーツ環境の充実に取り組んだ。
- スポーツ推進委員協議会が地域などからの依頼に応じて出前スポーツ塾を実施し、地域内の指導者の育成やニュースポーツ等の普及に取り組んだ。また、定例会の開催により、スポーツを取り巻く情勢の把握や、スポーツ推進委員同士の交流を通じた情報の共有を図ったうえで、各地域へ情報等の展開を行った。
- 市広報やホームページ、SNS を活用して各種大会やイベント情報の発信を行ったほか、(公財)周南市体育協会と連携して、市民が気軽に参加できる大会や体験会を開催した。

◇スポーツ交流の推進

- 各地区のスポーツ振興会等が実施する地域スポーツや地域コミュニティ活動を支援した。また、県スポーツ協会等と連携し、総合型地域スポーツクラブの育成や設立準備中のクラブの支援に取り組んだ。
- 大津島ポテトマラソンやくまげ鶴の里ウオーク大会等、地域の特色を活かしたスポーツイベントを開催した。
- (公財)周南市体育協会や各種競技団体等との連携により、コロナ禍においても多くの大会を誘致することができ、トップレベルのプレイを「みる」環境を提供できた。また、市外県外からの参加者も多く、スポーツコンベンションによる地域経済の活性化に資することができた。

■ 現状と課題(後期基本計画により取組を進めていった中、存在している課題)

◇スポーツ活動の推進

●市民誰もが生涯にわたって、スポーツに親しみ、スポーツを楽しみ、スポーツを支える活動に参画できるよう、多様なニーズに応えられる新たな環境整備が必要であり、特に、中学生やスポーツ活動への参加割合が低い女性や子育て世代の方、障害者、高齢者などが気軽にスポーツ活動に参加できる環境づくりが必要である。また、スポーツの二極化の解消と次世代アスリートの育成が必要である。

◇スポーツ環境の充実

●中学校部活動の廃止に伴い、地域でのスポーツ活動の担い手の確保や育成等、環境整備に取り組む必要がある。また、多くの団体が活動場所の確保に苦慮しており、限られた活動場所の効率的な運用や施設整備について検討する必要がある。

◇スポーツ交流の推進

●市民等のスポーツに関する多様なニーズに応えるため、スポーツを支える、スポーツをつくる、スポーツでつなげる等に関わる人材育成・強化が必要である。

分野 基本施策	生涯学習・人権	
	人権尊重社会の実現	
推進施策	前期基本計画(H27 からR1)	後期基本計画(R2 からR6)
	人権教育・人権啓発の推進	人権教育・人権啓発の推進
	男女共同参画社会の推進	男女共同参画の推進

■ 総合計画に掲げた主な指標

・前期基本計画

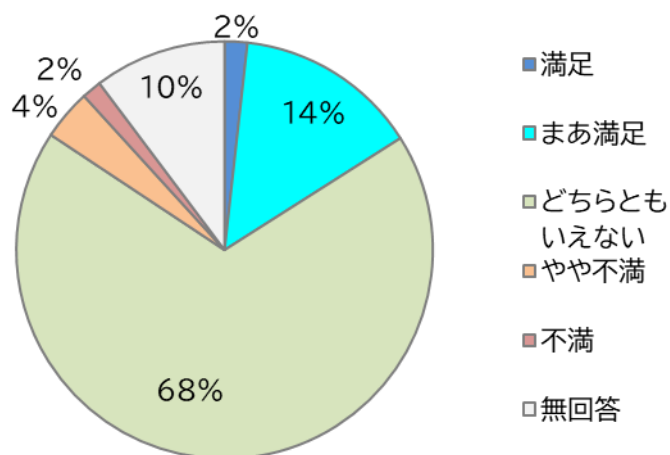
目標指標	単位	当初値(H25)	目標値(R1)	実績値(R1)
人権教育や出前講座の参加者数	人	1,520	1,700	1,787
周南市人権講演会の参加者数	人	2,340	2,750	6,348
地域講座等の参加者数	人	919	1,750	1,926

・後期基本計画

目標指標	単位	当初値(H30)	目標値(R6)	実績値(R4)
人権の尊重と男女共同参画の推進の満足度	%	16.0	20.0	未測定

■ 市民による評価(平成30(2018)年市民アンケートより)

人権の尊重と男女共同参画の推進



■ 第2次まちづくり総合計画における取組・成果及び課題

・前期基本計画における取組・成果

- 平成24(2012)年4月に「周南市人権行政基本方針」を策定し、「山口県人権推進指針」の趣旨に沿った施策を実施した。
- 学校においては、参観日等に合わせた人権講演会の開催などの取組を支援するとともに、毎年度5校程度の小学校において、学校・地域・周南人権擁護委員協議会と連携して「人権の花運動」を実施した。
- 地域においては、市民に身近な市民センターなどで人権講演会を行うとともに、企業や職場の自主的な取組を支援した。
- 市民が気軽に自主学習をできるように、総合支所・支所・市民センター・図書館などの公共施設 42 か所に「人権啓発コーナー」を設置し、学習資料の充実を図った。
- 男女共同参画の推進のため、市民リーダーの育成や市民団体の自主的な活動を支援するとともに、地域講座や産官学民の連携による「男女共同参画セミナー」を開催した。

・後期基本計画における取組・成果

◇人権教育・人権啓発の推進

●ハートフル人権セミナー、人権ステップアップセミナー、人権講演会の開催等、「山口県人権推進指針」「周南市人権行政基本方針」の趣旨に沿って総合的な施策展開を図った。

●学校においては、教職員に向けた人権意識、指導力の向上のための研修の実施を通じ、子供たち一人ひとりが充実した学校生活を送ることができるよう環境を整え、お互いを尊重する指導を行った。

●地域社会においては、民生委員・児童委員、自治会長等の地域のリーダー的な方や自主的に学ぼうとする意欲のある方を対象とした人権ステップアップセミナーを実施し、資質の向上を図った。

●企業や職場においては、企業職場の人権研修へ講師の派遣、人権啓発 DVD 等の貸出、人権研修会を実施した。市民、企業職場、人権擁護委員など関係機関との連携を図りながら、時勢に応じた施策を推進している。

●市民、企業職場、人権擁護委員など関係機関との連携を図りながら、時勢に応じた施策展開を心掛け、市民の自主的な人権学習への取組の一環として、ハートフル人権セミナー、人権ステップアップセミナー、人権講演会及び出前講座の取組の様子を広報、ホームページ、デジタルサイネージ等で周知を図った。

◇男女共同参画の推進

●男女共同参画の推進のため、ハートフル人権セミナー、人権オープンシアターにおいて男女共同参画をテーマとした人権講演会等を実施した。

■ 現状と課題(後期基本計画により取組を進めていった中、存在している課題)

◇人権教育・人権啓発の推進

●SNSの普及によりインターネットにおける人権問題に特化した内容の研修会等を求められる傾向が多くなった。また、企業においては外国人や障害者の人権にかかわる内容の研修についてのニーズが多い傾向にある。

●時勢に応じて「周南市人権行政基本方針」の分野別施策として掲げられている16の人権問題のみならず、新たな人権課題への取組も必要である。

◇男女共同参画の推進

●平成28(2016)年度には、障害者差別解消法、ヘイトスピーチ解消法、部落差別解消推進法が施行され、令和5(2023)年度には、LGBT 理解増進法が施行されるなど、人権にかかる様々な法律の施行、改正が実施されており、その周知、啓発を進めていく必要がある。

分野 基本施策	地域づくり	
	地域コミュニティの活性化	
推進施策	前期基本計画(H27 からR1)	後期基本計画(R2 からR6)
	住民主体の地域づくりの促進	地域の夢プランの推進
	中核的人材の育成	地域づくりの担い手の確保
	自治会組織の充実	自治会活動の支援
	地域づくり推進体制の整備	地域づくり推進体制の強化
	地域の夢プランづくりの促進	UJIターンの促進
	地域の夢プランの実践活動の促進	
	新たな地域の拠点づくりの推進	
	UJIターンの促進	

■ 総合計画に掲げた主な指標

・前期基本計画

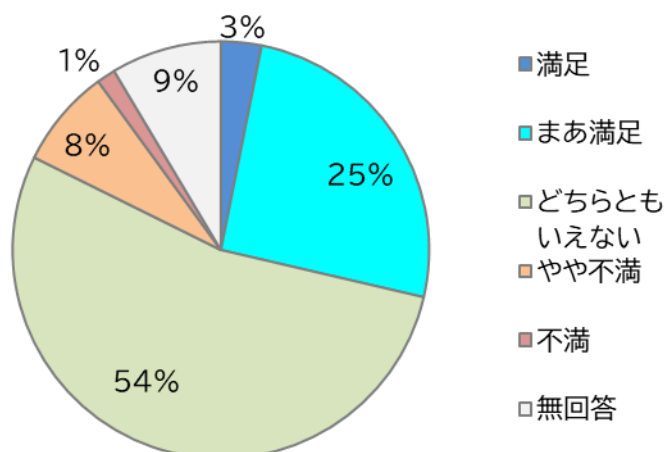
目標指標	単位	当初値(H25)	目標値(R1)	実績値(R1)
地域づくりアドバイザーの派遣地区数	地区	3	5	1
市民活動関連講座等の参加者数	人	139	150	372
自治会加入率	%	79.2	80.0	75.0
「地域の夢プラン」の策定数	団体	8	14	13
「地域の夢プラン」に基づくハード事業の実施件数	件	5	7	7
中山間地域に移住した世帯数	世帯	12	36	48

・後期基本計画

目標指標	単位	当初値(H30)	目標値(R6)	実績値(R4)
「地域の夢プラン」の策定数	団体	14	20	21
小さな拠点づくりに取り組む地区数	地区	1	3	2
中山間地域への移住世帯数	世帯	46	86	68

■ 市民による評価(平成30(2018)年市民アンケートより)

コミュニティ活動の充実



■ 第2次まちづくり総合計画における主な取組・成果及び課題

・前期基本計画における取組・成果

- 中山間地域で進めてきた「地域の夢プラン」の取組が、今宿地区や鼓南地区など、都市部や都市周辺部においても展開され、平成27(2015)年度からの4年間で、新たに5地区で策定された。
- 地域づくりの支援体制を強化するため、コーディネート役を担う職員等に研修を行いスキルの向上を図り、地域づくりを支援する体制を強化した。
- 周南市自治会連合会の運営支援や自治会集会所等の整備・補修に要する経費の助成を行うとともに、(一社)山口県宅建協会周南支部と周南市自治会連合会との三者で、自治会加入促進に取り組んだ。
- 地域の特性に応じた主体的かつ総合的な地域づくりを促進するため、平成30(2018)年度に、「公民館」をこれまでの生涯学習の機能に加え、地域課題を解決する活動拠点となる「市民センター」に移行した。
- 大道理地区では、市民センターを地域住民で組織する団体が指定管理者として管理・運営することにより、「地域の夢プラン」の実践活動の活性化につながった。
- 都市部においても市民センターを活用して定期的に朝市を開催する地区や、地域による指定管理を検討する地区が生まれた。
- 須金地区では、買い物や医療など一定の生活機能を有する須々万地区への新たな生活交通の仕組みを構築するなど、身近な暮らしの維持・確保が図られた。
- 中山間地域では地域住民が移住希望者と地域との橋渡し役となる「里の案内人」を設置する地区が増加するなど移住者の受入に取り組む地域が増えた。
- 中山間地域において空き家改修や起業の支援制度等を創設するとともに、新規就農支援事業との連携を図り、平成27(2015)年度からの4年間で34世帯が移住するなど地域の担い手の確保や空き家の解消を図った。
- 空き家の掘起しの推進や空き家情報バンクの充実を図るとともに、大都市圏での移住フェア等において地域の魅力をPRすることにより、移住相談件数が増加した。

・後期基本計画における取組・成果

◇地域の夢プランの推進

- 「出前トーク」や「地域創発会議」を開催し、「地域の夢プラン」の制度や策定の流れについて理解を深めるとともに、地域づくりの機運醸成を図った。また、夢プランの補助事業をとおして、人的支援や財政的支援を行った。
- 「市民向けの地域づくり講座」や「地域創発会議」を開催し、話し合いの場を設けるとともに、先進地の事例紹介や情報共有等を通じて、地域づくりへの理解やネットワーク形成を図った。
- 「地域の夢プラン」の実現に向け、外部人材の活用や県の伴走支援などを受けながら、地域の課題解決に向けた取組を行っており、地域経営会社につなげていく機運醸成が図られた。
- 中山間地域では、これまで実践してきた地域づくり活動が持続可能なものとなることを目指し、地域おこし協力隊などの外部人材と連携した取組が開始された。

◇地域づくりの担い手の確保

- 「地域の夢プラン」の取組をはじめとする地域活動を実践する中で、各地区において多くの担い手や、リーダー的人材が発掘、育成された。
- 中山間地域では、出身者等で立ち上げられた団体による身近な生活サービスの提供を行う事業が開始されるなど、関係人口が地域の担い手となる取組が始まっている。
- コミュニティ交流集会在開催され、地区コミュニティ組織間の交流が行われた。また、移住相談対応に若者が係わるための勉強会や地域の若者の交流会を開催した。

◇自治会活動の支援

●自治会集会所等の整備を希望する自治会に対して補助金を交付した。また、自治会加入促進チラシの配布、文字放送などの広報媒体を活用した自治会加入促進の啓発活動を行った。自治会アンケート調査を行い、現状把握を行った。

◇地域づくり推進体制の強化

●市民センター職員のスキルアップにつながる「地域づくり職員研修会」を開催し、職員の資質向上、関係者間の連携強化を図った。

●令和2(2020)年度に長穂市民センター、遠石市民センターの整備を行った。その他の市民センターについても施設分類別計画の優先度に基づき整備等を進めた。

●中山間地域では、徳山北部地域の中心となる須々万地区に安心な暮らしの確保や活力の創出につながる機能を備えた(仮称)徳山北部拠点施設の整備を進めている。

●地域づくりに関わる市民センター主事に対し研修会を開催し、職員のスキルアップを図るとともに、指定管理となっている市民センター及び地域参画型市民センターへ運営支援を行った。

◇UJIターンの促進

●中山間地域では、市有遊休施設の活用や空き家借上げによる移住者用住宅の整備などを通じて移住者向けの住居の確保を図った。

●地域と移住希望者の橋渡しを担う「里の案内人」による活動を通じて、移住につながり、新たな活力が生まれている地域もある。

●移住フェアでの情報発信や、移住希望者のニーズに寄り添ったオーダーメイドツアーの実施などを通じて、本市への移住につなげた。

●中山間地域においては、空き家改修支援や起業支援などを通じて、若い世代の移住につなげた。

■ 現状と課題(後期基本計画により取組を進めていった中、存在している課題)

◇地域の夢プランの推進

●市内21団体において「地域の夢プラン」が策定されているが、未策定の地域がある一方で、策定から10年以上が経過した地域もある。そのため、新たに「地域の夢プラン」に取り組む地域の掘起しを行いつつ、策定後に活動が停滞している地域への支援を行う必要がある。

●中山間地域では、「地域の夢プラン」に掲げてきた身近な生活を守る取組などの継続が担い手の高齢化や減少により困難となる地域が現れている。

◇地域づくりの担い手の確保

●地域の担い手不足は引き続き問題となっているため、多様化・複雑化する地域課題にコミュニティ活動が持続・発展していくために、活動団体への適切な支援と、新たな担い手の確保が必要である。

●中山間地域においては、出身者や地域のファンなど、愛着のある地域に様々な形で関わる「関係人口」を新たな地域の担い手として活かす取組が進みつつあるが、更なる拡大に向けて、地域との関係性を深める機会や場が必要である。

●地域づくりの新たな担い手として、地域おこし協力隊や大学生、企業などの外部人材と連携した取組の拡充が必要である。

◇自治会活動の支援

●自治会においては、役員の高齢化、担い手不足、住民の関心の低下、未加入世帯の増加などの問題があり、自治会の負担軽減や、自治会に向けた支援策の実現が求められている。

◇地域づくり推進体制の強化

●地域づくりを持続・発展させていくためには、適切な支援が必要であるため、地域づくりに関わる職員のスキルアップや、関係課等の連携を一層強化する必要がある。

◇UJIターンの促進

- 中山間地域においては、移住者の受入れを通じて活力が創出されている地域もあり、今後も、地域ぐるみで移住者を受け入れる一層の取組が必要である。
- 「里の案内人」を担ってきた方々が高齢化し、活動の継続が困難となりつつあることから、地域ぐるみでの移住者受入に向けた取組が継続できる体制づくりが必要である。
- 市有遊休施設の活用や支援制度などにより、移住者の受入が可能な住宅の確保を図ってきたが、引き続き住宅の確保が課題となっている。
- コロナ禍を経て、働き方や働く人の価値観にも変化が生まれており、ニーズに対応した取組が求められている。
- これまで人口減少が著しい中山間地域への移住に対する支援を行ってきたが、市全体においても人口減少が進んでおり、全市的な移住の取組が求められている。

分野 基本施策	地域づくり	
	市民活動の促進	
推進施策	前期基本計画(H27 からR1)	後期基本計画(R2 からR6)
	市民活動支援センターの機能強化	新たな市民活動の創出
	市民活動の普及啓発	市民活動の支援の充実
	活動資源に関する支援の充実	

■ 総合計画に掲げた主な指標

・前期基本計画

目標指標	単位	当初値(H25)	目標値(R1)	実績値(R1)
市民活動関連講座等の参加者数	人	139	150	372
市民活動グループバンクの登録団体数	団体	309	320	300
相談件数に占める解決に向けた対応が図れた割合	%	93.1	100.0	100.0

・後期基本計画

目標指標	単位	当初値(H30)	目標値(R6)	実績値(R4)
コミュニティビジネス等の創出件数	件	0	15	5

■ 市民による評価(平成30(2018)年市民アンケートより)

■ 第2次まちづくり総合計画における取組・成果及び課題

・前期基本計画における取組・成果

●市民活動団体が連携して地域課題の解決や地域所得の向上などに取り組む「共創プロジェクト事業」を通じて、平成28(2016)年度から平成30(2018)年度までの3年間で、26件のプロジェクトが実施され、9件の創業や8名の新規就労者の創出につながった。 ●市民活動の支援拠点となる「市民活動支援センター」を徳山駅前賑わい交流施設内に設置し、その業務の一部は(公財)周南市ふるさと振興財団に委託し運営を行うなど、体制の強化を図った。 ●市民活動の活動資源である情報・資金・人材・活動場所等に関する情報提供や相談対応等を実施し、市民の自主的・主体的な活動を支援した。 ●市民活動団体向けの講座開催や「共創プロジェクト事業」の取組を通じて、市民活動の機運醸成や新たな担い手の創出・育成を図った。

・後期基本計画における取組・成果

◇新たな市民活動の創出

●(公財)周南市ふるさと振興財団による、地域課題の解決やコミュニティビジネスにつながる支援を進めた。

●市民活動団体が経営の視点をもって地域課題の解決などに取り組む、コミュニティビジネスが5件創出された。

●県から権限移譲を受け、NPO 法人の認証事務等を市で行う体制を整えた。

●市民活動支援センターを徳山港町庁舎に移転して、(公財)周南市ふるさと振興財団が運営を行い、コミュニティ活動や市民活動を一体的に支援する体制を整えた。

◇市民活動の支援の充実

●ホームページでの情報発信や情報誌の発行を行った。また、団体の活動発表の場である、「オープントーク」の開催、市民活動グループバンク登録団体の交流事業を実施した。

●情報、資金、人材、活動場所などの市民活動に必要な資源に関する相談対応や情報発信を行った。

■ 現状と課題(後期基本計画により取組を進めていった中、存在している課題)

◇新たな市民活動の創出

●新たな市民活動の創出やコミュニティビジネスの構築には、体制や仕組みづくりの難しさもあることから、支援体制の見直しが必要である。

●人口減少や高齢化が進行する中で新たな市民活動を創出するためには、寄付やボランティアにより、活動への参加の機運を醸成するなど、新たな担い手を増やすことが必要である。

◇市民活動の支援の充実

●多様な活動主体が地域課題の解決に向けてそれぞれの力を最大限に発揮するために、団体間のネットワーク形成や協働の促進に対する支援を強化する必要がある。

●より多くの市民活動団体に支援を広げるためには、市民活動支援センターでの受け身の対応だけでなく、訪問によって支援を行うなど積極的な取組が必要である。

分野 基本施策	安心安全	
	災害に強いまちづくりの推進	
推進施策	前期基本計画(H27 からR1)	後期基本計画(R2 からR6)
	地域防災力の強化	地域防災力の強化
	防災対策の充実	防災対策の充実
	河川等の整備・保全の促進	河川等の整備・保全の促進
	安心・安全な漁村づくりと漁港整備	津波・高潮対策の推進
	新庁舎の建設	

■ 総合計画に掲げた主な指標

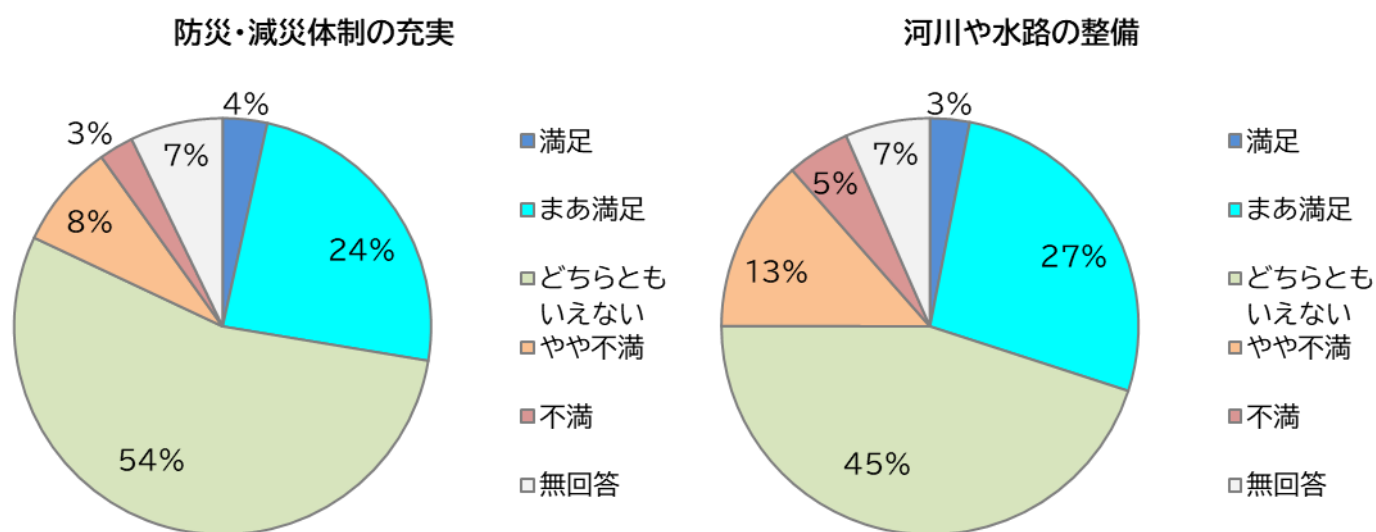
・前期基本計画

目標指標	単位	当初値(H25)	目標値(R1)	実績値(R1)
自主防災組織の組織率	%	86.9	100.0	100.0
準用河川隅田川の河川改修率	%	10.0	28.0	20.5
高潮対策事業による護岸等整備延長	m	1,925	2,500	2,459
地震津波機能診断による機能強化対策漁港	箇所	0	2	0

・後期基本計画

目標指標	単位	当初値(H30)	目標値(R6)	実績値(R4)
率先避難促進事業に取り組む自主防災組織	組織	0	35	13

■ 市民による評価(平成30(2018)年市民アンケートより)



■ 第2次まちづくり総合計画における取組・成果及び課題

・前期基本計画における取組・成果

- 防災アドバイザー制度、しゅうなん出前トーク、自主防災組織ネットワーク等を通じ、市民の防災意識啓発や自主防災組織の組織化を図り、平成27(2015)年度末で市内全地区、35組織(組織率:100%)となった。
- 自主防災組織育成研修や防災シンポジウムの開催等、自主防災組織の主体的な活動を支援し、地域防災力の強化を図った。
- 災害時の避難行動要支援者に対応するため、避難行動要支援者名簿を作成し、消防や警察等の関係機関や地域で支援に取り組む自主防災組織等の関係団体に配付した。また、避難行動要支援者を対象に家具転倒防止器具の無償設置を行う避難行動支援事業を実施した。
- 保存水や保存米・パック毛布・避難所間仕切りや簡易トイレ等の備蓄品の整備を進めた。
- ハザードマップの活用を高めるため市民へ啓発を行うとともに、Web版ハザードマップを作成した。
- 公助としての災害対応機能として、多様な防災情報の収集伝達手段を確保するため、防災情報収集伝達システムを整備した。
- 準用河川隅田川の浸水等被害の防止・軽減を図るため、下流の二級河川西光寺川の県事業と連携して改修を進めた。
- 流下機能の低下や浸水等被害が発生している準用河川において、雨水・浸水対策としての河川機能の強化を図るため、局部的な河川改良を実施した。
- 平成28(2016)年度に福川漁港区域内の護岸改修などの高潮対策事業が完了し、引き続き漁港区域内の海岸保全施設の老朽化調査などを行った。

・後期基本計画における取組・成果

◇地域防災力の強化

- 防災ガイドブック「しゅうなん防災」の更新・配布等を実施し、意識啓発に努めた。コロナの影響で一時期防災アドバイザー派遣や出前トーク等の依頼件数は減少したが、収束後は再び増加傾向にある。
- コロナの影響で説明会の実施などが難しい時期もあったが、市内複数地区へ率先避難の取組を水平展開した。
- コロナの影響で一時活動が停滞した時期もあったが、総合防災訓練や自主防災研修会の実施、補助金制度の運営・制度の一部見直し等を行った。
- 令和3(2021)年5月の災害対策基本法改正を踏まえ、避難行動要支援者の個別避難計画作成について、福祉専門職の参画等手順の見直しを行った。

◇防災対策の充実

- 災害対策本部体制や体制基準の見直しを行うとともに、全職員を対象とした防災研修を実施した。防災情報収集伝達システムについては、避難情報の発令時などに活用し情報提供を行っているほか、災害時に備えて定期的な訓練放送や保守点検を実施した。
- 想定最大規模の降雨や高潮を想定した洪水・高潮ハザードマップを作成・配布し、危険箇所の周知を図った。またWeb版ハザードマップの機能を追加し、利活用向上を図った。
- 計画的な河川改修を進めるとともに、浚渫により河川の機能維持を図り、浸水等の被害軽減を図った。

◇河川等の整備・保全の促進

- 計画的な河川改修事業を進め、浚渫により河川の機能維持を図ることで、浸水等の被害軽減を図った。
- 準用河川黒木川・隅田川における河川改修事業は、早期の事業効果を得るために、計画的に実施した。また、県管理河川において、流域治水プロジェクト(周南地域 4河川)が策定され、県や関係部署と連携して事業推進に取り組んだ。

◇津波・高潮対策の推進

●平成28(2016)年度福川漁港区域内の高潮対策事業に引き続き、令和元(2019)年には大津島(刈尾)漁港区域内の高潮対策工事が、令和4(2022)年には市が事業費の一部を負担している県事業の徳山漁港漁港海岸保全施設整備(高潮)事業が完了した。

■ 現状と課題(後期基本計画により取組を進めていった中、存在している課題)

◇地域防災力の強化

●全国各地で毎年のように災害が発生している中、公助だけではなく自助・共助による災害対策の重要性が取り上げられており、継続した防災意識の啓発活動を行う必要がある。自主防災活動について、地域ごとの活動に温度差があるため、継続した様々な活動支援を行い、更なる活動の活性化を図る必要がある。

◇防災対策の充実

●南海トラフ巨大地震が今後30年以内に70～80%の確率で発生するといわれる等、本市においても更なる防災対策の充実が求められる。避難所運営については、様々な配慮が必要となり、必要な物資等についても多様化しており、計画的な資機材等の備蓄を継続する必要があるが、災害時の拠点となるべき本庁舎において、資機材を備蓄する倉庫が不足しており、本庁舎から離れた使用していない空き施設を活用しているような状況である。こうした状況を踏まえ、災害時の防災活動をより円滑にするために、本庁舎において防災倉庫や土のう置き場等の整備は必須であり、本庁舎周辺に早急な防災倉庫の整備を検討する必要がある。

◇防災対策の充実

●近年多発する局地的な集中豪雨により市内各地で浸水等の被害が発生していることから、住民の安心・安全を確保するために、即効性のある効果的な河川改修が求められている。

◇津波・高潮対策の推進

●南海トラフ等の大規模地震に伴う津波の切迫や、台風・低気圧災害の頻発化・激甚化等を踏まえた津波・高潮対策を推進する必要がある。

分野 基本施策	安心安全	
	消防・救急体制の充実	
推進施策	前期基本計画(H27 からR1)	後期基本計画(R2 からR6)
	消防力の充実	消防力の充実
	救急救助体制の充実	救急救助業務の充実
	予防体制の強化	予防体制の強化

■ 総合計画に掲げた主な指標

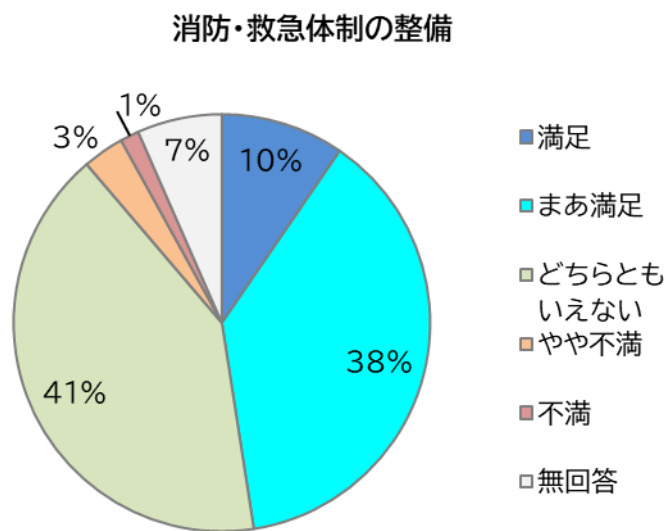
・前期基本計画

目標指標	単位	当初値(H25)	目標値(R1)	実績値(R1)
消防団員数	人	1,035	1184	1,010
救急救命士の処置拡大認定者数	人	0	36	44
住宅火災警報器の設置率	%	79.8	100.0	84.8

・後期基本計画

目標指標	単位	当初値(H30)	目標値(R6)	実績値(R4)
指導救命士の配置率	%	62	100	75
住宅用火災警報器の設置率	%	85	100	76

■ 市民による評価(平成30(2018)年市民アンケートより)



■ 第2次まちづくり総合計画における取組・成果及び課題

・前期基本計画における取組・成果

- 西消防署の更新整備に向けて取組を進めた。また、消防団機庫については、集約及び拠点化を進め機能の強化充実を図った。
- 消防車両(大型化学高所放水車・高規格救急自動車・救助工作車)及び救急救助資機材の更新整備を図り機能強化を行った。
- 消防デジタル携帯無線機を消防団へ配備し災害即応と連携強化を図るとともに消防訓練及び教育・研修を通して消防団の災害対応能力の向上に取り組んだ。
- 救急救命士の処置拡大資格認定者の養成に取り組む、救急業務高度化を図るとともに救急活動の検証会を行い医師の評価と指導教育を受け知識・技術の維持向上に取り組んだ。
- 地域ごとに住宅用火災警報器の設置状況調査及び住宅防火診断を実施するとともにコンビナート等の危険物施設への立入検査を実施し、火災予防に取り組んだ。

・後期基本計画における取組・成果

◇消防力の充実

- 計画的に、人材育成、消防庁舎及び車両の更新整備、並びに消防水利の維持保全を行った。
- 老朽化した西消防署庁舎を建替えるとともに、中央消防署内の感染症対策及び女性施設を新たに設置するため改修工事を行った。また、老朽化した消防団機庫を集約し、水防機能を強化した。さらに、機動力と機能強化を図るため、馬島機庫の集約、新たな場所への移転整備を進めている。
- 老朽化した多重無線を更新整備するとともに、消防緊急通信指令システムの保守点検を行い、安定した通信指令体制を確保している。
- 教育研修計画に基づき、職員の教育機会を確保し、人材育成を図った。
- 老朽化した防火水槽の改修、維持保全を図るとともに、開発行為や水道管布設替えにあわせて消火栓等の設置に努めた。
- 人口減少、高齢化により消防団員の確保が厳しくなっている中、団本部と連携し団員確保のため、消防団協力事業所に入団勧誘の機会の確保や、女性の入団促進のため女性団員活性化会議などを開催し、入団促進を図った。また、消防団員の災害対応能力向上のため、消防学校の教育をはじめ部内研修、訓練等を計画的に実施した。
- 熊毛地区消防体制のあり方について、現状の消防体制が合理的であるという認識のもと、現体制下で隣接消防組織との連携を密にし、機能強化に努めた。

◇救急救助業務の充実

- 計画的に、救急車両をはじめとした救急救助資機材等の更新整備や救急救命士の養成等を進めた。
- 周南地域メディカルコントロール協議会、保健所、医療機関及び県等と深く連携したことで、円滑に救急業務が進んだ。
- 指導救命士を中心とした質の高い教育指導や、医師による活動検証が行われ、救急業務の高度化が図られた。
- 講習会の開催やイベントなどの機会を通して、応急手当を習得した市民を増やすことができ、救命の連鎖の醸成に寄与した。

◇予防体制の強化

- 市広報、ホームページ等を活用した設置促進と維持管理の啓発を実施するとともに、火災予防運動週間に徳山動物園において広報イベントを開催した。また、テレビ放送を活用した広報等を実施した。
- 市広報、ホームページ等を活用して広報を実施するとともに、消火器の設置が義務付けられた既存の小規模飲食店に対し立入検査を実施し、適切な設置と維持管理について指導を行った。

- 幼年・少年消防クラブと婦人防火クラブが連携して活動する火災予防イベント(消防キャンプ、防火餅つき大会)の開催や出初式で消防団と共に式典・分列行進に参加することにより、防火意識の醸成を図った。
- 不特定多数の人が利用する建物や少量危険物取扱・貯蔵所等、火災の際に危険度の高い防火対象物について定期的に立入検査を実施し、主要な消防用設備等が設置されていない対象物に対しては、違反公表制度により是正を図った。
- 文化財等への防火対策の取組として、例年、「文化財防火デー」に合わせ、文化財関係者と消防が合同訓練を実施するとともに、指定文化財を所蔵する社寺等に対して立入検査を行い、文化財への防火意識の高揚を図った。
- コンビナート事業所の特別査察、コンビナート保安推進研究会及び周南地区コンビナート保安防災協議会を通じ、消防法に係る技術基準の維持管理の確認指導や事故事例に係る水平展開を行い、コンビナートにおける災害の軽減に努めた。

■ 現状と課題(後期基本計画により取組を進めていった中、存在している課題)

◇消防力の充実

●近年、気候変動に伴う豪雨災害や全国各地で発生する地震などにより、自然災害が多発化・大規模化している。そうした中、消防の果たすべき役割は、ますます大きなものとなっており、そのため、限られた人的、物的資源を有効活用し、精度を上げていくことが求められている。

◇救急救助業務の充実

●大規模化・複雑化する災害への対応や今後の高齢者の急増に伴い、救急搬送ニーズの大幅増加や高度な救急救助技術の確立が求められることが予想される。

◇予防体制の強化

●高齢化の進展に伴い、事前措置である予防行政の重要性はより一層高まり、人的体制も含めてその充実強化を進める必要がある。

分野 基本施策	安心安全	
	市民の安全性の向上	
推進施策	前期基本計画(H27 からR1)	後期基本計画(R2 からR6)
	防犯運動・交通安全運動の推進	防犯運動・交通安全運動の推進
	安全な環境づくり	安心安全な暮らしの実現
	相談体制の強化	消費者安全の確保
	消費者教育・啓発活動の推進	

■ 総合計画に掲げた主な指標

・前期基本計画

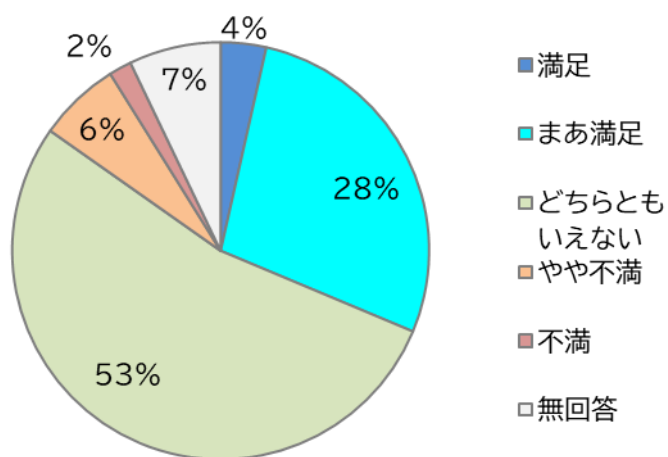
目標指標	単位	当初値(H25)	目標値(R1)	実績値(R1)
犯罪発生件数	件	955	850	538
交通事故発生件数	件	738	630	353
消費者啓発活動回数	回	38	45	60

・後期基本計画

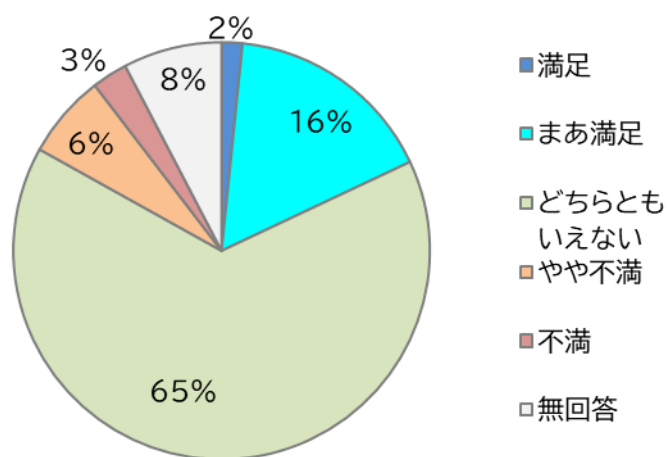
目標指標	単位	当初値(H30)	目標値(R6)	実績値(R4)
交通事故発生件数	件	449	260	231
消費者啓発活動回数	回	43	50	27
野犬による被害件数	件	66	0	51

■ 市民による評価(平成30(2018)年市民アンケートより)

防犯対策や交通安全対策の推進



行政相談・消費者相談体制の充実



■ 第2次まちづくり総合計画における取組・成果及び課題

・前期基本計画における取組・成果

- 防犯灯の整備・設置の促進と環境に配慮したLED防犯灯の設置を推進するため、自治会等に対し補助金を交付した。
- 市内で発生した年間刑法犯認知件数は、平成25(2013)年からの5年間で36%減少した。
- 「周南市交通事故0の日」である毎月1日、11日、21日の街頭立哨や広報活動、また幼児から高齢者までを対象とした交通安全教室の開催等により、意識啓発を図ることで、人身交通事故件数が平成25(2013)年からの5年間で39%減少した。
- 高齢者や障害者等の消費者トラブルに速やかに対応するため、平成29(2017)年8月に「周南市消費者見守りネットワーク協議会」を設立した。
- 消費生活センターの機能強化を図り、しゅうなん出前トークをはじめとした多様な啓発活動を実施した。
- 野犬による被害をなくすため、県が行う捕獲への協力、むやみなエサやり禁止、遺棄・虐待防止のパトロールや指導を行うとともに、飼い犬の子犬譲渡会(ワンワン銀行)や不妊去勢手術費の一部助成などに取り組んだ。

・後期基本計画における取組・成果

◇防犯運動・交通安全運動の推進

- 警察・防犯協議会・地域の防犯組織等と連携し、防犯活動に取り組んだ。
- 警察と連携して、うそ電話詐欺等の被害防止のために様々な啓発活動に取り組んだ。また、令和4(2022)年4月に「周南市犯罪被害者等支援条例」を施行し、「総合的相談窓口」を設置して、庁内外の関係機関との連携により支援を実施している。
- 「交通事故0の日」の交通安全に対する取組を継続して行ったことで、交通事故数の減少につながった。
- 高齢者が免許更新手続きを行う際、年齢によって「高齢者講習」「認知機能検査」「運転技能検査」の受検が制度化された。
- 交通教育センターについては、管理棟・トイレの建替えが完了し、令和3(2021)年4月に供用開始した。
- 交通教育センターにおいて、継続的に交通安全教室を実施した。
- 令和4(2022)年4月に、自転車保険への加入を努力義務とした市の自転車条例を施行した。

◇安心安全な暮らしの実現

- LED防犯灯の設置推進を進めたことで、LED防犯灯の普及率は、令和4(2022)年度末に 95.2%に到達した。
- 交通事故発生件数は、平成30(2018)年中の449件に対して令和4(2022)年中の実績が231件となり、令和 6(2024)年の目標値である260件を達成した。
- 「周南地域の野犬問題に関する連絡協議会」などを通じ、県、市及び警察による連携を図り、野犬対策に取り組んだ。また、住民説明会や野犬対策キャンペーンにより、地域住民へ野犬問題の周知を図った。

◇消費者安全の確保

- コロナの影響により、オンラインでの研修が中心であったが、消費生活相談員等の資質向上を図ることができた。
- 消費者被害の相談内容に応じて、県や警察・各種団体に適切に情報提供を行うとともに、特に消費者被害に狙われやすい独り暮らしの高齢者宅へ警察等と戸別訪問を行うなど、消費者被害防止の啓発を図った。
- 令和4(2022)年4月から成年年齢が引き下げられることに伴い、その施行前後を通し、高校生や大学生・専門学校生に啓発活動を行った。
- 「周南市消費者見守りネットワーク協議会」を通じ、情報共有とともに連携を図り、高齢者、障害者等の見守り活動に努めた。

●広報やホームページへの定期掲載、いきいきサロン・市民センター活動・老人クラブ等の要請に応じて消費生活に関するしゅうなん出前トークを実施、年3回消費生活公開セミナーの実施、5月の消費者月間に本庁において消費生活展を開催、その他 FM ラジオへの電話出演など啓発活動を行った。

●「しゅうなん出前トーク」「消費生活展」等の啓発活動に併せ、消費生活センター及び消費者ホットライン「188」の周知活動を行った。また、市広報に最新のトラブル情報等啓発記事を掲載、市内等であそ電話詐欺が多発した際はホームページ及びしゅうなんメールにより注意喚起を行った。

■ 現状と課題(後期基本計画により取組を進めていった中、存在している課題)

◇防犯運動・交通安全運動の推進

●悪質商法やうそ電話詐欺等による高齢者被害が後を絶たない状況が続いている。被害防止の為の特効薬はないため、地道な啓発活動や出前講座の継続が求められている。

●犯罪被害者等への支援は、庁内外の関係機関と連携し、継続した取組が求められている。

◇安心安全な暮らしの実現

●LED防犯灯の普及の次のステップとして、今後LED防犯灯の更新が増加することが見込まれることを踏まえ、継続して取組を進める必要がある。

●県と連携して野犬捕獲を進めているが、捕獲方法が限られることや、むやみなエサやり行為のために生息数を大きく減少させることができていないことから、これまで以上に徹底したエサやり対策を進めていく必要がある。

◇消費者安全の確保

●高度情報化や超高齢化が年々進展する中、悪質商法やうそ電話詐欺等による高齢者被害が後を絶たない。また、デジタル社会の進展に伴い、インターネットを利用した悪質商法等による被害が増加している。こうしたことから国等の動向を注視しながら警察や関係団体と連携し様々な消費者被害防止の取組を行う必要がある。

分野 基本施策	福祉・健康・医療	
	地域福祉の推進	
計画に掲げた推進施策	前期基本計画(H27 からR1)	後期基本計画(R2 からR6)
	地域福祉活動の推進	地域福祉活動の推進
	地域福祉に関する相談・支援体制づくりの推進	福祉に関する相談支援の充実
	社会福祉法人の指導監査の充実	社会福祉法人への公正な指導監査

■ 総合計画に掲げた主な指標

・前期基本計画

目標指標	単位	当初値(H25)	目標値(R1)	実績値(R1)
見守り協定事業者数	社	27	100	68
もやいネット地区ステーションの設置地区数	地区	19	31	31

・後期基本計画

目標指標	単位	当初値(H30)	目標値(R6)	実績値(R4)
もやいネット支援事業者研修会の開催	人	66	250	252

■ 市民による評価(平成30(2018)年市民アンケートより)

■ 第2次まちづくり総合計画における取組・成果及び課題

・前期基本計画における取組・成果

- 市・警察署・社会福祉協議会・民間事業者等68社(平成31(2019)年3月末時点)と見守りに関する協定を締結し、見守り活動に取り組んだ。
- 社会福祉協議会との連携により、地域における支え合い活動の拠点となる「もやいネット地区ステーション」設置の取組を支援し、平成28(2016)年3月末までに市内31地区に設置を完了した。
- 地域福祉の担い手となる民生委員・児童委員のスキルアップが図られるよう、活動を支援した。
- 生活困窮者への支援として、平成27(2015)年度に「自立相談支援センター」を開設し、令和元(2019)年度から就労準備支援事業・家計改善支援事業の取組を始めた。

・後期基本計画における取組・成果

◇地域福祉活動の推進

- 地域の見守り、相談活動を行う民生委員・児童委員の活動を支援するため、周南市民生委員児童委員協議会に対して助成を行った。
- 本市では「地域福祉計画」、周南市社会福祉協議会では「地域福祉活動計画」を別々に策定していたが、令和3(2021)年3月策定の「第4次周南市地域福祉計画」では、両計画を一体的に策定し、連携して地域福祉活動の推進に取り組んだ。
- 周南市社会福祉協議会や地区関係団体と連携し、市内22地区に協議体を設置した。各地区で有償ボランティアや居場所の創出がされるなど、地域の助け合い、支え合い活動の促進につなげた。

◇福祉に関する相談支援の充実

●もやいネットセンターにおいて、24時間365日、対象者を限定せず様々な困りごとの相談を受け付け、必要に応じて関係機関と連携し、適切な支援につなげた。

●生活困窮に関する相談を受け付け、周南市自立支援センター等と連携し、相談者の状況に応じて家計改善支援事業、就労準備支援事業、生活保護制度につなげ、自立の促進を図った。

●新たに設置した周南市成年後見支援センターを中心とし、制度の周知、相談受付、関係機関との連携を図った。また、成年後見制度の利用を必要とするも、審判の請求をする親族等がない場合の市長による申し立てや、成年後見人等の報酬の全部又は一部の助成を行った。

◇社会福祉法人への公正な指導監査

●年間実施計画に基づき、社会福祉法人への指導監査を効果的に実施した。

■ 現状と課題(後期基本計画により取組を進めていった中、存在している課題)

◇地域福祉活動の推進

●高齢化の進行や、支援ニーズの多様化に伴う活動内容の広範化により、本市でも民生委員・児童委員に欠員が生じている状況であり、更なる欠員の拡大は地域福祉活動への影響が懸念されている。民生委員・児童委員や福祉員といった、地域福祉の担い手不足に対応する必要がある。

◇福祉に関する相談支援の充実

●8050 問題や介護と育児のダブルケアなど、地域住民が抱える課題が複雑化・複合化する中、属性別の支援体制では複合課題や狭間のニーズへの対応が困難となっており、分野や属性を問わない包括的な支援体制の構築が必要である。

◇社会福祉法人への公正な指導監査

●地域福祉の中核的な担い手であり、様々な福祉サービスに対応していく社会福祉法人は、公益性が高く、地域福祉を推進していく上で特に適正な法人運営が確保される必要がある。

分野 基本施策	福祉・健康・医療	
	高齢者福祉の充実	
推進施策	前期基本計画(H27 からR1)	後期基本計画(R2 からR6)
	高齢者を地域で支える体制づくり	高齢者を地域で支える体制づくり
	介護サービスの充実	介護サービスの充実
	介護予防の推進	介護予防の推進
	生涯現役社会づくりの推進	高齢者の社会参加の促進

■ 総合計画に掲げた主な指標

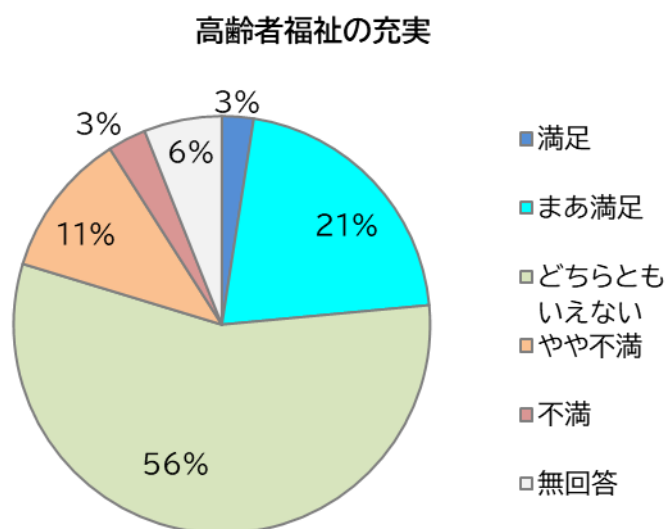
・前期基本計画

目標指標	単位	当初値(H25)	目標値(R1)	実績値(R1)
認知症サポーター養成数	人	6,624	10,000	14,347
介護予防自主グループ数	団体	18	40	114
介護予防リーダー研修の参加者数	人	246	480	0
老人クラブの会員数	人	5,512	6,700	5,442

・後期基本計画

目標指標	単位	当初値(H30)	目標値(R6)	実績値(R4)
認知症サポーター養成数	人	13,338	19,000	15,486
週1回「いきいき百歳体操」に取り組む住民運営の通いの場の数	カ所	100	150	132

■ 市民による評価(平成30(2018)年市民アンケートより)



■ 第2次まちづくり総合計画における取組・成果及び課題

・前期基本計画における取組・成果

- 地域で高齢者を支える体制を整備するために、地域見守りネットワークの構築を推進した。
- 住み慣れた地域で介護サービスが受けられるよう、介護保険事業計画に基づき必要な施設整備を実施した。
- 高齢者が元気に現在の生活を維持・継続できるよう、介護予防に関する教室や講座を開催するとともに、週1回「いきいき百歳体操」に取り組む「住民運営の通いの場」の普及を図った。
- 老人クラブの活動に対する支援や「輝き周南大学」の開催などを通じて、生涯現役社会づくりを推進した。
- 医療や介護につながっていない認知症初期の人に、本人や家族支援などの初期の支援を包括的・集中的に行うため、「認知症初期集中支援チーム」を設置した。
- 認知症やその家族が安心して暮らせるよう「男性介護者の集い」、「認知症家族会」、「認知症カフェ」への支援や認知症講演会を実施した。
- 在宅医療と介護を一体的に提供するため、「周南市版退院支援ガイド」や「看取り・急変時対応ガイド」を作成し、啓発を行った。
- チェックリストを受けた事業対象者や要支援者に介護予防・生活支援サービス事業を実施した。

・後期基本計画における取組・成果

◇高齢者を地域で支える体制づくり

- 医療・介護・福祉関係者や、地域の関係団体等多様な主体と連携し、地域課題の共有や話し合いを進めた結果、相談支援体制の強化、総合事業サービスの充実、助け合い活動の創出、介護予防活動の充実などにつながった。
- 認知症の早期発見、早期対応につなげられるよう、脳の健康チェックリストの普及啓発に努め、認知機能をチェックするデジタルツールを活用した相談会を実施した。認知症カフェや家族会など既存の取組の充実に加え、新たに「認知症介護相談事業」を開始し、介護者の負担軽減につなげている。

◇介護サービスの充実

- 昨今のウクライナ情勢や物価高騰の影響のほか、慢性的な介護人材不足から、計画的な施設整備が進まない状況にある中、施設整備について応募がない場合は、次年度も公募するなど計画的に施設整備が進むように取り組んだ。
- 年間実施計画に基づき、介護サービス事業所への指導監査を効果的に実施した。
- 明るく家庭的な雰囲気の中でのサービスの提供や、利用者の方が自立した日常生活を営むことができるよう「在宅復帰」や「在宅生活支援」を目指した取組を継続し、日常的な看護や介護サービスを提供するとともに、リハビリテーションの強化やショートステイの効率的な受入れを行った。

◇介護予防の推進

- コロナ禍においても、感染対策に留意しながら、「住民運営の通いの場」への支援や、「ふれあいいきいきサロン」の担い手研修等を開催し、現在138か所の住民運営通いの場、184か所のサロンにおいて、介護予防活動に取り組んだ。また、関係機関と連携し、様々な機会を通じて、高齢者のフレイル予防に向けた啓発を進めた。

◇高齢者の社会参加の推進

- 高齢者の生きがい活動のほか、奉仕活動や健康づくり活動など様々な活動を支援しており、高齢者の社会参加を推進した。
- 輝き周南大学への新規参加を促進し、地域における介護予防に関する取組や高齢者スポーツ大会の開催等、特色のある活動を通して高齢者の仲間づくりや、生きがい活動、健康づくり活動が活発に行われるよう支援した。

- 支え合いのまちづくりや活動について話し合う「協議体」等により、各地区で多くの有償ボランティア活動、居場所などが創出された。その結果、地域の「助け合い・支え合い」による生活支援サービスの登録団体が8団体に増え、高齢者の社会参加との一体的な推進につながった。
- 令和3(2021)年10月より、既存の交通資源を活用した高齢者バス・タクシー運賃助成事業を開始し、高齢者が外出しやすい環境の創出に取り組んだ。

■ 現状と課題(後期基本計画により取組を進めていった中、存在している課題)

◇高齢者を地域で支える体制づくり

- 更なる高齢化に伴い、今後生活支援を必要とする方や、認知症の方が増加すると見込まれることから、引き続き地域の見守りネットワークの強化、支え合い活動の推進を通じて、これらの方が安心して地域で暮らし続けることができる体制づくりが求められている。

◇介護サービスの充実

- 昨今のウクライナ情勢や物価高騰の影響のほか、慢性的な介護人材不足の実態などから、計画的な施設整備が進まない状況にある。介護保険制度は、社会保障制度の一環であり、今後も持続的な制度を維持していくため介護人材の確保が必要である。
- 今後高齢化が進み、介護負担が増大する中で、介護保険のサービス事業者は、介護保険制度に沿った適正な運営及び利用者への適切なサービスの提供が求められている。
- 周南市介護老人保健施設ゆめ風車は、建築後20年近く経過し、老朽化により空調等の機械が故障し始めている。本来であれば、更新計画を策定し計画的な改修を行う必要があるが、資金繰りが不安定な状況にあることから、まずは経営改善が喫緊の課題と考える。

◇介護予防の推進

- 市民の「フレイル」の認知度は 25.8%(令和5(2023)年介護予防・日常生活圏域ニーズ調査)にとどまることから、引き続き市民に対して「フレイル」について、予防の3つの柱(運動・口腔・社会参加)を中心とした周知を行い、市民の自主的な介護予防活動の支援を行う必要がある。

◇高齢者の社会参加の推進

- 高齢者バス・タクシー運賃助成事業の申請率が約3割のため、今後、より多くの高齢者に利用される事業となるよう周知・啓発が必要である。
- 更なる高齢化に伴い高齢者の増加が見込まれており、高齢者が社会参加しやすい環境づくりに更に取り組む必要がある。

分野 基本施策	福祉・健康・医療	
	障害者福祉の充実	
推進施策	前期基本計画(H27 からR1)	後期基本計画(R2 からR6)
	地域生活支援の充実	地域生活支援の充実
	就労支援の充実	障害者就労支援の充実
	差別解消の推進	差別解消の推進

■ 総合計画に掲げた主な指標

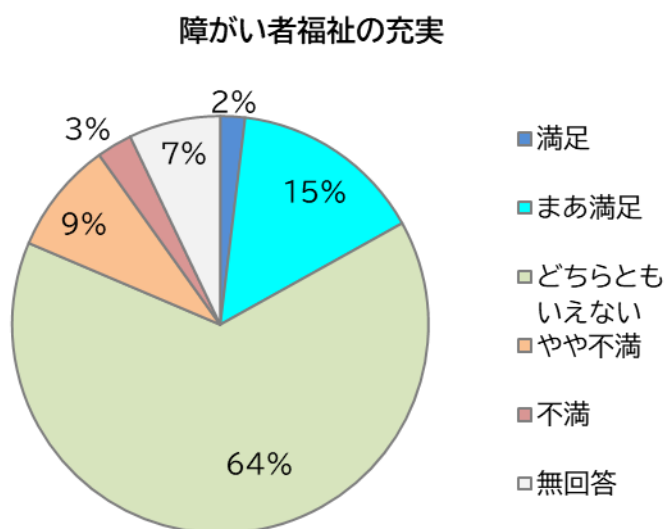
・前期基本計画

目標指標	単位	当初値(H25)	目標値(R1)	実績値(R1)
相談支援専門員・障害者施設職員等を対象とした研修の参加者数	人	188	210	222
就業・生活支援センターの支援を受け就職した障害者数	人	23	29	24
障害者就労施設等からの物品・役務等の調達額	万円	1,728	2,000	2,597
文書等の音声コード化	課	6	12	12

・後期基本計画

目標指標	単位	当初値(H30)	目標値(R6)	実績値(R4)
就業・生活支援センターの支援を受け就職した障害者数	人	18	27	5.0
障害者就労施設等からの物品・役務等の調達額	万円	2,516	2,800	2,885

■ 市民による評価(平成30(2018)年市民アンケートより)



■ 第2次まちづくり総合計画における取組・成果及び課題

・前期基本計画における取組・成果

- 相談支援専門員や障害者施設の職員を対象とした研修会を開催し、障害児・障害者の支援に関する知識や技能の向上、連携を図った。
- 障害者就労施設等に通所する障害者の工賃を引き上げるため、障害者施設共同受注センター協議会と連携して、障害者就労施設等が提供する物品・サービスを優先的に調達した。
- 障害者の情報の取得や利用を拡大するため、手話奉仕員養成講座や手話奉仕員ステップアップ養成研修等の実施や、視覚障害者に送付する文書の音声コード化を進めた。
- 重度心身障害者医療費助成について、県が導入した本人の一部負担金を市が負担することにより、医療費の無料化を継続した。

・後期基本計画における取組・成果

◇地域生活支援の充実

- 地域自立支援協議会に置かれた部会等にて、基幹相談支援センターをはじめとする関係機関と連携し、支援に従事する人たちのスキルアップを行うことで、相談支援の充実を図った。
- 障害福祉サービス事業所、総合支援学校、図書館と相互に緊密な連携協力を図りながら、障害者の社会参加の促進を図った。また、共生社会実現のための基本原則の周知等により、障害児・障害者についての理解を深めるよう努めた。
- 通所や居宅にかかる障害福祉サービスについて、現に利用している者の数、障害者等のニーズなどから利用者数及び量の見込みを設定した。

◇障害者就労支援の充実

- 地域自立支援協議会に置かれた部会等を活用し、障害者の一般就労、職場定着を進めるための協議及び取組を行った。
- 市の各部署に対して啓発を行い、物品・サービスの優先的調達を進めた。

◇差別解消の推進

- 「周南市における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」に基づいた対応を行った。
- 視覚障害者への点訳版・音訳版広報の配布を継続中である。また、対応可能な部署においては、点字シールの貼付と文書の音声コード化を実施した。

■ 現状と課題(後期基本計画により取組を進めていった中、存在している課題)

◇地域生活支援の充実

- 生きる上での困難・生きづらさはあるが、既存の制度の対象となりにくいケースや複数の生活上の課題を抱えており、課題ごとの対応に加えてこれらの課題全体を捉えて関わっていくことが必要となっている。子ども・障害者・高齢者・生活困窮者といった対象者ごとの支援体制だけでは、市民が持つ様々なニーズへの対応が困難になっている。

◇障害者就労支援の充実

- 就労移行支援事業所等を利用して一般就労をした障害者については、就労に伴う生活面の課題に対する支援を行う就労定着支援により職場定着を推進することはもとより、障害者の一般就労は、障害者の訓練のみならず、企業側の障害者雇用の理解促進が必要である。

◇差別解消の推進

●「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(いわゆる「障害者差別解消法」)が令和3(2021)年5月に改正され(令和3年法律第 56 号)、令和6(2024)年4月1日から施行される。改正法では、行政機関等だけでなく、事業者においても「障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱い」が禁止され、合理的配慮の提供が法的義務化された。これにより、障害者差別解消法の意義や趣旨について、幅広い市民の理解を深めるため、出前講座のほか各種の広報活動等において、障害を理由とする不当な差別的取扱いの禁止や、障害者に対する合理的配慮の普及啓発が求められている。

分野 基本施策	福祉・健康・医療	
	健康づくりの推進	
推進施策	前期基本計画(H27 からR1)	後期基本計画(R2 からR6)
	健康寿命を延ばす健康づくり事業の推進	健康寿命を延ばす健康づくりの推進
	母子保健指導等の充実	特定健康診査・がん検診の推進
	食育の推進	自殺対策の推進
	特定健康診査・がん検診の受診率向上	感染症対策の充実

■ 総合計画に掲げた主な指標

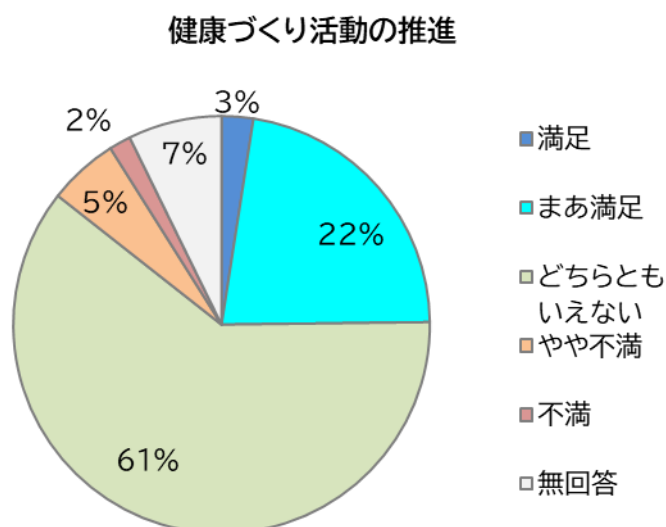
・前期基本計画

目標指標	単位	当初値(H25)	目標値(R1)	実績値(R1)
健康教育受講者数	人	12,209	15,000	8,325
健康寿命(男性)	歳	78.63	78.8	80.25
健康寿命(女性)	歳	83.05	83.2	84.41
食育出前トークの実施回数	回	175	240	319
特定健康診査受診率	%	26.5	60.0	32.1

・後期基本計画

目標指標	単位	当初値(H30)	目標値(R6)	実績値(R4)
特定健康診査受診率	%	32.3	60.0	36.4

■ 市民による評価(平成30(2018)年市民アンケートより)



■ 第2次まちづくり総合計画における取組・成果及び課題

・前期基本計画における取組・成果

- 健康寿命の延伸を目的として、「しゅうなんスマートライフチャレンジ」を実施し、平成30(2018)年度は、協賛事業者134の登録と 4,980 人の参加があった。
- 歯と口腔の健康づくりを推進するため「周南市民の健康を支える歯と口腔に関する条例」を制定した。
- 「第2次周南市食育推進計画」に基づき、関係機関との連携により、食育を推進した。第2次計画の評価では、栄養バランスに配慮した小中学生の割合が増加した。
- 各種がん検診・肝炎ウイルス検診・歯周疾患検診を実施した。また、がん検診と特定健康診査の受診券を一体化し、受診しやすい体制整備に取り組んだ。
- 心の健康づくりの一環として、ゲートキーパー研修会を開催し、延べ 875 人の参加があった。
- BCG・4種混合・日本脳炎・高齢者のインフルエンザなどの定期予防接種、風しんワクチン接種費用の一部助成を行った。

・後期基本計画における取組・成果

◇健康寿命を延ばす健康づくりの推進

- 生活習慣の改善や健康管理の実践につなげるため、地域・企業・関係団体等と連携し、健康寿命を延ばす市民運動「しゅうなんスマートライフチャレンジ」に取り組んだ。
- ライフステージに応じて、食に関する正しい知識を習得できるよう、地域や食育推進協賛事業者等と連携し、各種教室やイベントに取り組むとともに、市広報やケーブルテレビ等により定期的に情報発信を行った。
- 「適切な口腔ケア」、「よく噛む習慣の確立」、「定期的な歯科受診」を目指し、地域や関係団体と連携し、生涯を通じた歯科疾患の予防、口腔機能の維持・向上を図った。

◇特定健康診査・がん検診の推進

- 生活習慣病やがんの早期発見・早期治療につなげるため、医療機関や協賛事業者と連携し、特定健康診査・がん検診の周知、受診勧奨を行った。

◇自殺対策の推進

- 保健・医療・福祉・教育・労働の関係者や市民を対象に、自殺のサインに気づき生きる支援を担うゲートキーパーの養成を行ったほか、チラシによる相談窓口の周知により、自殺対策に関する正しい知識の普及啓発を行った。

◇感染症対策の充実

- 対象者が、適切な年齢や時期にワクチンを接種できるよう、医療機関や学校等と連携した情報発信や未接種者への勧奨通知等、様々な方法で周知啓発を行い、接種率の維持・向上を図った。特に、新型コロナワクチンについては、蔓延防止、重症化予防の観点から、市民への周知啓発を強化した。

■ 現状と課題(後期基本計画により取組を進めていった中、存在している課題)

◇健康寿命を延ばす健康づくりの推進

- 生活習慣病予防・健康づくりに向けた適切な個人の行動変容につなげるために、一人ひとりが心身に関する正しい知識を持ち、ライフスタイルを見直すとともに、将来の疾病リスクについて、自分ごと化を促していくことが重要である。

◇特定健康診査・がん検診の推進

- 定期的に特定健康診査・がん検診を受診することが生活習慣病予防やがんの早期発見・早期治療につながることから、個別通知や広報による受診勧奨等の周知活動を実施することが必要である。また未受診者等への情報提供により、受診の意義や効果等の理解が深められ、受診率向上につながる周知方法の検討・実施が必要である。

◇自殺対策の推進

●これまで減少傾向にあった自殺者数は、コロナ禍を機にやや増加し、50歳以上が約8割を占めていることから、関連分野・関係機関の連携・協働のもと、生きることの包括的な支援として自殺対策を推進する必要がある。

◇感染症対策の充実

●新型コロナウイルス感染症の感染拡大を背景に、市民の感染症対策への関心が高まるなか、ワクチンによる感染症の発症予防や重症化予防へのニーズや期待が高まっている。

分野 基本施策	福祉・健康・医療	
	地域医療の充実	
推進施策	前期基本計画(H27 からR1)	後期基本計画(R2 からR6)
	地域医療体制の充実	地域医療体制の充実
	救急医療体制の充実	救急医療体制の充実
	医療機関の連携	
	市民病院の機能の維持	

■ 総合計画に掲げた主な指標

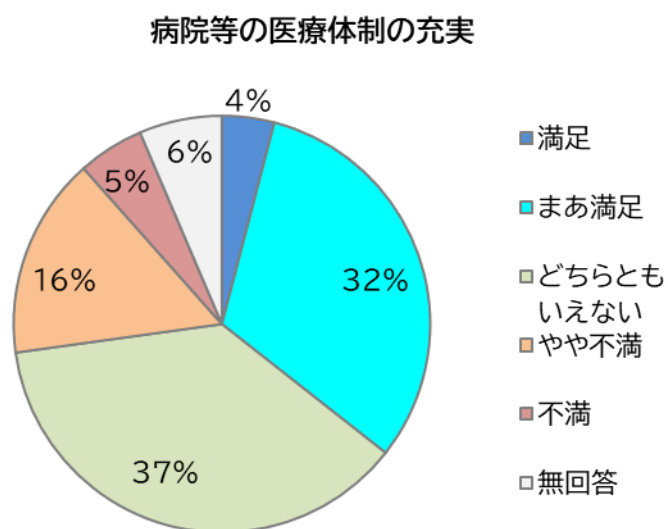
・前期基本計画

—

・後期基本計画

目標指標	単位	当初値(H30)	目標値(R6)	実績値(R4)
中山間地域及び離島の診療所数	箇所	7	7	7
休日夜間急病診療所診療日数	日	365	365	365

■ 市民による評価(平成30(2018)年市民アンケートより)



■ 第2次まちづくり総合計画における取組・成果及び課題

・前期基本計画における取組・成果

- 休日・夜間の救急医療体制確保のため、初期の救急医療である休日夜間急病診療を、また、重症患者（二次）の救急医療に対応するため輪番制による診療を実施した。
- 老朽化した休日夜間急病診療所について、市民が利用しやすく、二次救急との連携がとりやすい場所に移設した。
- 地理的条件が悪く、高齢化が進む地域の診療所について管理・運営を行った。

・後期基本計画における取組・成果

◇地域医療体制の充実

- 各団体等と連携を行い、地域住民が安心して医療サービスを受けられる体制を維持できた。また、鹿野診療所に常勤医師が就任し、市北部地域の医療提供体制の再構築を図ることができた。
- 医療体制の今後の在り方を検討する資料のひとつとして、市内8地区を対象に「暮らしや医療に関するアンケート調査」を実施した。また、地域医療セミナーでオンライン診療模擬体験を実施し、オンライン診療の周知に努めた。
- 医療提供体制の充実に向け、医療機器や空調設備はこれまで計画的に更新を行った。また、常勤医師については、大学病院訪問等を行い、医師の確保に努めた。経営改善については、新型コロナウイルス感染拡大防止等への取組に係る補助金収入により、収支が改善し、周南市立新南陽市民病院新改革プラン（第2期）の収支目標を達成することができた。

◇救急医療体制の充実

- 救急医療体制を安定的に維持するため、それぞれの医療機関が役割を分担し、連携できる体制を整えた。
- 救急医療電話相談周知のため、チラシや啓発物品を診療所や窓口へ設置した。また、広報へ救急医療電話相談に関する掲載を行った。

■ 現状と課題（後期基本計画により取組を進めていった中、存在している課題）

◇地域医療体制の充実

- 高齢化、医療従事者不足により、住み慣れた地域で継続的に受診することが困難になってくる。地域で必要とされる医療を安定的に提供するためにも、医療提供体制の再構築が必要である。
- 役割・機能の最適化や近隣病院等との連携強化により限られた医師・看護師等の医療資源を効率的に活用するとともに、新興感染症の感染拡大時等への確に対応するため、病院経営を強化し、持続可能な地域医療提供体制を確保する必要がある。

◇救急医療体制の充実

- 高齢化、医療従事者不足により、住み慣れた地域で継続的に受診することが困難になってくる。地域で必要とされる医療を安定的に提供するためにも、医療提供体制の再構築が必要である。

分野 基本施策	産業・観光	
	農林水産業の振興	
推進施策	前期基本計画(H27 からR1)	後期基本計画(R2 からR6)
	新規就農者等の担い手の確保	新たな担い手の育成と確保
	農用地等の集積・集約化	生産基盤の整備
	多品目生産への誘導	生産体制の強化と販路の拡大
	多面的機能の維持・発揮	農林水産資源の適正管理と活用
	生産基盤の整備	有害鳥獣被害防止対策の推進
	有害鳥獣被害防止対策の推進	
	林業生産基盤の整備	
	森林の適正管理	
	森林資源の有効活用	
	新規就漁者等の担い手の確保	
	水産物の生産拡大	
	水産物の消費拡大	
	魅力ある漁村づくりと環境整備	

総合計画に掲げた主な指標

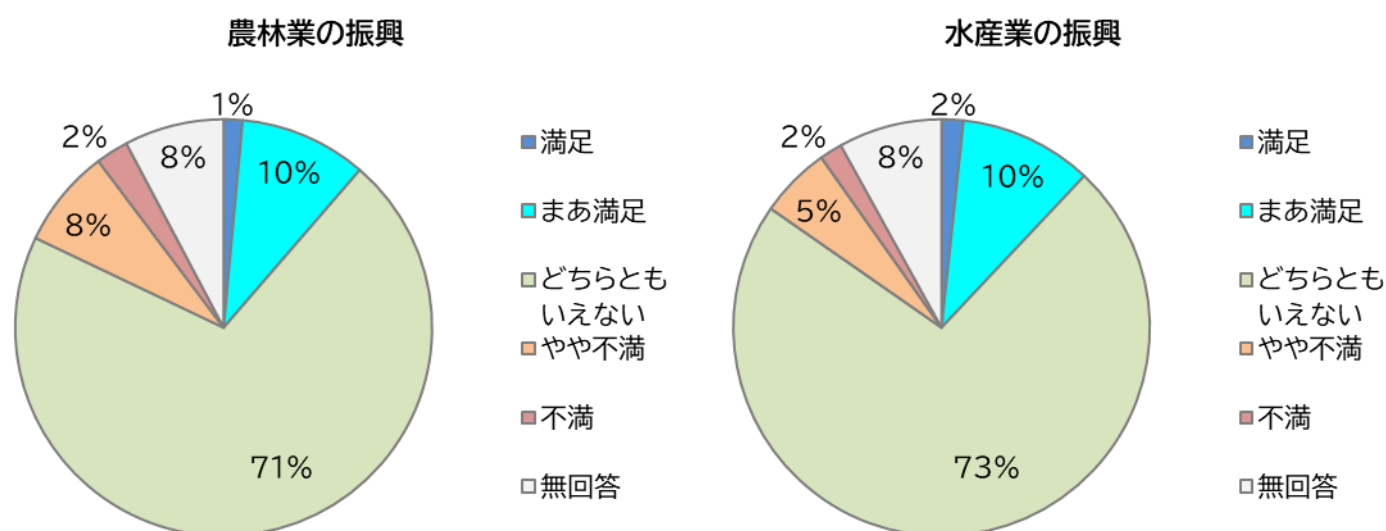
・前期基本計画

目標指標	単位	当初値(H25)	目標値(R1)	実績値(R1)
認定就農者数	人	10	15	36
集落営農法人雇用者数	人	6	12	40
利用権設定面積	ha	512	550	632
水田活用直接支払交付金交付対象面積	ha	190	250	139
中山間地域等直接支払協定面積	ha	463	475	461
多目的機能支払協定面積	ha	516	580	812
ほ場整備済面積	ha	804	817	818
被害防止施設	m	27,095	28,000	9,580
林道延長	m	234,258	238,000	237,602
間伐面積	ha	537	900	295
素材生産量	m ³	46,732	55,000	28,000
新規漁業就業者数	人	4	10	7
周南市の漁獲量	トン	1,189	1,200	813
水産物市場のフグ・ハモ・タコの取扱量	トン	91	110	80
水産物供給基盤機能保全整備施設数	力所	0	3	4
海岸保全施設における長寿命化計画策定漁港数	力所	0	3	3

・後期基本計画

目標指標	単位	当初値(H30)	目標値(R6)	実績値(R4)
認定新規就農者数	人	24	36	27
新規林業就業者数	人	6	10	7
新規漁業就業者数	人	7	15	10
集落営農法人就業者数	人	30	37	45
ほ場整備済面積	ha	818	880	818
木質バイオマス材生産量	m ³	1,979	3,000	4,866

■ 市民による評価(平成30(2018)年市民アンケートより)



■ 第2次まちづくり総合計画における取組・成果及び課題

・前期基本計画における取組・成果

- 中山間地域の主要産業である農業を主体とした、移住・定住対策を進めるため、9人の若者に対し、「技術研修」「農地の確保」「機械・施設整備」「住居の確保」をパッケージで支援し、就農開始後も関係機関とともに営農指導等を行った。
- 集落営農法人に対し、小麦・大豆といった戦略作物や付加価値の高い酒米の栽培を奨励することで、17人の若者の雇用につながった。
- 緑の雇用等を活用して、6人の若者が林業研修後、法人就業した。
- 新規漁業就業者定着促進事業により、7人の若者が就業した。
- ほ場整備として、三丘地区の14haが完了し、長穂地区の62haについて事業着手した。
- 林道網の計画的な整備を進めることで、木材生産コストの低減や施業の効率化を図り、林業経営の合理化を促進した。
- 漁港施設の老朽化状況を調査・診断し、補修工法を定めた長寿命化計画に基づき、防波堤や浮桟橋等の保全工事を進めた。
- 市有林の間伐や枝打ち等を実施するとともに、間伐材を素材やバイオマス燃料として出荷するなど、森林資源の有効活用を図った。
- 稚魚放流や漁場の環境保全により、「獲る漁業」から「つくり育てる漁業」への転換を推進した。
- 農地中間管理機構を活用し、「人・農地プラン」に位置づけられた経営体に、農用地の利用集積・集約化を進めた。

- 森林経営管理法に基づき、森林環境譲与税の使途について、基本方針を作成した。
- 有害鳥獣対策では、捕獲隊の編成や被害発生予察に基づく捕獲活動を奨励するとともに、侵入防止柵の設置費用の補助により、農作物等の被害軽減を図った。また、捕獲隊の編成が困難な大津島では、他地区で編成された捕獲隊により、集中捕獲活動を実施した。

・後期基本計画における取組・成果

◇新たな担い手の育成と確保

- 農業を志す若者を中心とした、就農前から就農後のフォローアップまで一貫して支援するとともに、就農相談や就農フェア等への出展の取組により、平成27(2015)年から114名の新規就農・就業者を確保した。新規就業者を雇用した法人に対しては、国や県の制度を活用し、就業者の育成・定着にむけた給付金や、生産拡大に向けた機械・施設の整備への支援を通じて経営力強化を図っている。
- 東京や大阪で開催された農林水産業就業フェスタへの参加や県主催「森の仕事体験ツアー」を周南市で開催するなど、林業就業者の確保に努めた。また、林業就業希望者の研修について、テキスト代購入補助の助成を行った。
- 新たに漁業に従事しようとする方に対し、研修中や自立するための経済的な支援を実施した。受け入れた研修生の内、令和2(2020)年から令和6(2024)年の間で4名が新規漁業就業者として就業した。内2名については、市独自補助制度である家賃補助も活用した。
- 企業等からの農業部門への参加の意向があれば、農地確保や参入方法等の相談対応を随時行っており、平成27(2015)年度からは6件の相談を受け、その内2件が参入につながった。一方で相談の際には、希望の要件を満たした農地の確保が容易ではないこと、ハウス等の施設整備に係る初期投資が大きいこと等の理由により、参入を見送るケースもあり、課題を抱えている。

◇生産基盤の整備

- 長穂地区におけるほ場整備は平成28(2016)年度より事業着手し、換地処分を含め令和8(2026)年3月に完了見込みである。目標値である、ほ場整備済面積 880ha は達成の見込みとなっている。中郷地区におけるほ場整備は令和7(2025)年度より事業着手し、令和11(2029)年に完了見込み。今後は、鹿野地区においてほ場整備に取り組む。
- 優先度の高い林道・木材搬出専用道等について適切な維持管理を行った。また、作業道については、複数年使用できるように維持管理を行った。
- 平成29(2017)年から平成30(2018)年にかけて設置した、魚礁に隣接した幼稚魚育成用及び当歳魚保護用の魚礁を、令和3(2021)年度に四十鼻、漁人鼻へ6ユニット、令和4(2022)年度に椎の木岬へ5ユニット、令和4(2022)年度から令和5(2023)年度に大津島天浦へ5ユニットを設置した。また、干潟、藻場等の保全団体である周南地域干潟保全グループ、山口県釣り団体協議会の活動支援を行うとともに、令和3(2021)年度からは大島干潟を育てる会とJブルークレジットの取組を開始した。
- 水産物市場施設は長期修繕計画に基づき、保全工事を実施した。海岸保全施設の長寿命化計画を策定し、大津島漁港近江地区、福川漁港長田地区・福川南地区の長寿命化工事を実施した。また、機能保全計画に沿って、戸田漁港・大津島漁港・杵大島漁港で機能保全工事を実施した。

◇生産体制の強化と販路の拡大

- 経営所得安定対策の活用等により、戦略作物の栽培面積は令和元(2019)年度の147ha から令和4(2022)年度には154ha と7ha 増加しており、生産転換は徐々に図られてきている。併せて、県や市の補助事業により、トマトやいちご、ほうれんそう等の高収益作物の栽培施設の整備を支援し、地域農業の中心的な担い手を核とした産地育成に取り組んだ。
- モデル事業において林業専用道を敷設し、効率的な施業を促進しており、用材及びバイオマス材の生産量は年々増加している。
- 市有林においてコウヨウザンを中心とした早生樹の植林を進め、低コスト化に向けた施業体系を試行しており、育成状況もおおむね順調である。

●漁業者の経営基盤強化を目的に、山口県漁業協同組合と連携しながら事業を進めているが、漁業者の減少・高齢化により新規投資を敬遠する傾向にあり、新規の利子補給を毎年1件程度は見込んでいるが、令和元(2019)年度から令和4(2022)年度までの間で令和3(2021)年度の1件のみとなっている。

●県の協力を得て、航空レーザ計測を須々万地区の緑山から始め、市の大部分の区域で行った。また、国や県の補助事業を活用し、農業者のスマート農機・施設導入(平成30(2018)年～令和5(2023)年度で7件)を支援するとともに、令和4(2022)年度より周南市農業改良普及協議会にスマート農業の普及啓発を支援し、農業用ロボットやモニタリング装置のおためし導入を実施している。また、令和5(2023)年度からは、栽培技術を要し、新規就農者が安定生産を実現できていないいわさび栽培において、周南公立大学へ委託し、IOT活用による栽培環境センシング調査を実施した。

●6次産業の取組として、現役漁業者が水産加工会社を設立し、「しゅうなんブランド」に認定している「周防はも」「周南たこ」「徳山ふぐ」の漁獲・加工・商品開発・販売までを一体的に手掛け、地域イベントに出店するなど、地域貢献にもつなげている。

◇農林水産資源の適正管理と活用

●農地中間管理機構の機構集積協力金等の事業を活用するとともに、農地利用最適化推進委員と緊密に連携し、平成27(2015)年度から120ha(6.7%)の農地を地域農業の中心的な担い手へ集積・集約を行った。

●令和2(2020)年3月に策定した森林環境譲与税の活用に係る基本方針に掲げる森林整備の推進について、森林経営管理制度を活用した森林整備の推進に向けた取組方針を令和5(2023)年10月に策定した。適切な経営管理が行われていない森林(人工林)において、「森林の適切な管理」と「林業の成長産業化」の両立を推進していく。

●和田地区、戸田地区の市有林を企業に貸し出し、森林整備活動体験や、植林を通じた木質バイオマス材生産の共同実証事業などを行った。

●山口県漁業協同組合周南統括支店を中心に、浜の活力再生プラン(第2期)に基づき資源管理型漁業の取組を実施。また、「つくり育てる漁業」の取組では、11種の稚魚等の放流を実施し、特に着業者の多いタコ漁については、産卵用タコツボの沈設数を令和4(2022)年度から4,000個へ倍増し、沈設範囲を市内全域に拡大することで資源確保を図った。

◇有害鳥獣被害防止対策の推進

●鳥獣被害の多い集落で被害防止の軽減を図る目的で専門知識を有する方を講師に招き、地域ぐるみによる被害防止対策の重要性及び追払いの実技研修会を実施した。侵入防止柵の設置補助や有害鳥獣捕獲に係る買上金等の支援により、農作物被害額は概ね横ばいで推移しており、大幅な増加傾向にはない。

●職員のレベルアップを目的に専門知識を有する方から効果的な捕獲を行うための研修会を実施した。効果的な捕獲を行うためには、地域ぐるみで被害防止対策に取り組むことが重要となることから、地域が主体的にすべき被害防止対策方法を啓発し、地域住民と行政の協働により捕獲活動を行った。

■ 現状と課題(後期基本計画により取組を進めていった中、存在している課題)

◇新たな担い手の育成と確保

●農業従事者の高齢化や後継者不足が進行し、耕作放棄地の拡大することで、農業の生産環境や集落の環境が悪化するほか、災害の防止など多面的機能が低下することが懸念されている。こうした中でこれまで守ってきた農地を、次の世代に着実に引き継いでいくため、地域の農業の在り方や将来の農地利用の姿を明確化する「地域計画」を策定することが法律で義務付けられた。

●漁業協同組合の正組合員は、令和4(2022)年度末で78人、平均年齢68.7歳となっており漁業者就業者の減少及び高齢化が進行していることから、新規漁業就業希望者の確保と併せて、研修期間中の指導者の担い手についても確保・養成する必要がある。

●林業就業者数の減少は、木材価格の下落等により林業の収益性が悪化する中、森林所有者の経営意欲の低下により林業生産活動が停滞している。また、伐採量の減少と森林資源の成熟が進む中で、人手を要する植付や下刈などの造林作業の事業量が減少している。

◇生産基盤の整備

●過疎化、高齢化による担い手不足及び耕地面積の減少や耕作放棄地の増加等による農業生産力や生産量の低下が懸念される中、将来にわたって農業生産活動を継続し、安全で安心な食料を安定的に供給するためには、耕作放棄地の解消を含めた優良農地の確保と農地の汎用化等による営農の効率化、安定的に営農を展開する企業的経営体や集落営農組織等の担い手の確保・育成を図る生産基盤の整備を計画的に推進していく必要がある。

●林業の低コスト化には、大型の高性能林業機械の運搬等のための幹線となる林道や林業専用道の整備を進めていくことが不可欠であり、災害に強い路網の開設に加え、排水施設の設置等の路網の改良を行うなど、新設・既設の双方について整備が必要である。

●水産物の安定供給のためには、漁業活動に必要な漁港施設の機能を適切に保つ必要があることから、老朽化が進む水産物市場施設や漁港施設について、長寿命化計画に基づく計画的な整備が必要である。

◇生産体制の強化と販路の拡大

●農業従事者の高齢化や後継者不足が進行し、耕作放棄地の拡大することで、農業の生産環境や集落の環境が悪化するほか、災害の防止など多面的機能が低下することが懸念されている。こうした中でこれまで守ってきた農地を、次の世代に着実に引き継いでいくため、地域の農業の在り方や将来の農地利用の姿を明確化する「地域計画」を策定することが法律で義務付けられた。

●市において、コウヨウザンを中心とした早生樹の生育はおおむね順調であるが、他市の早生樹植栽区域と比較するなど、生育状況を検証していく必要がある。

●漁業者の高齢化が進行し新規投資を傾向にあるが、関係機関等を通じ、利子補給制度の活用を PR し、資本設備の高度化・近代化による漁業者の経営基盤強化を図る必要がある。

◇農林水産資源の適正管理と活用

●農業従事者の高齢化や後継者不足が進行し、耕作放棄地の拡大することで、農業の生産環境や集落の環境が悪化するほか、災害の防止など多面的機能が低下することが懸念されている。こうした中でこれまで守ってきた農地を、次の世代に着実に引き継いでいくため、地域の農業の在り方や将来の農地利用の姿を明確化する「地域計画」を策定することが法律で義務付けられた。

●多くの人工林(スギ・ヒノキ)が50年生を越えて成熟し利用期を迎えており、この豊富な資源を有効活用すると同時に、循環利用に向けて計画的に森林整備を進めていく必要がある。また、森林は、国土の保全、水源の涵養、地球温暖化の防止、生物多様性の保全、木材等の林産物供給などの多面的機能を有していることから、間伐や主伐後の再造林といった森林整備により、健全な森林を育てることが必要である。

●気候変動による海水温の上昇などで、漁獲される魚種や漁獲量の変化や分布域の拡大等、海的环境が大きく変化している中、積極的に水産資源を管理し、従来からの「獲る漁業」から「つくり育てる漁業」への転換が必要となっている。

◇有害鳥獣被害防止対策の推進

●狩猟免許取得者の高齢化により有害鳥獣捕獲従事者が減少傾向にある。また、耕作放棄地の増加等により鳥獣被害が広域化してきている。

分野 基本施策	産業・観光	
	地域ブランドの推進	
推進施策	前期基本計画(H27 からR1)	後期基本計画(R2 からR6)
	地域ブランドの活用	地域産品のブランド化
	地域産品のブランド化	6次産業化の推進
	6次産業化の推進	地産地消・地産外商の推進
	水産物ブランドの確立	
	地産地消の推進	

■ 総合計画に掲げた主な指標

・前期基本計画

目標指標	単位	当初値(H25)	目標値(R1)	実績値(R1)
周南ブランド認定件数	件	0	60	115
総合化事業計画認定件数	件	2	5	3
道の駅「ソレーネ周南」出荷者登録数	人	400	600	510

・後期基本計画

目標指標	単位	当初値(H30)	目標値(R6)	実績値(R4)
女性加工グループ等の法人化数	法人	2	6	2
総合化事業計画認定件数	件	3	4	3
6次産業化チャレンジ支援事業支援件数	件	6	11	11

■ 市民による評価(平成30(2018)年市民アンケートより)

■ 第2次まちづくり総合計画における取組・成果及び課題

・前期基本計画における取組・成果

●平成28(2016)年3月に「第2次周南市地産地消促進計画」を策定し、地産地消の推進と地域産品のブランド化を図った。 ●「しゅうなんブランド」を100品認定し、全体を引っ張るリーダー商品を「しゅうなんブランド 極(きわみ)」として認定・PRを行った。 ●青果市場で朝市を開催し一般開放することで、地域産品のPRと販売を行った。 ●官学連携により、新たな商品開発を行った。 ●各地域で生産された酒米による、地域オリジナルの日本酒の開発を支援した。 ●山口県農林総合技術センターと共同でわさびの超促成栽培技術を確立し、新規就農者を中心に栽培を奨励し、わさびの産地化を進めた。 ●「周南和牛」のPRとブランドの確立を行った。 ●本市の水産物ブランドである「徳山ふぐ」「周防はも」「周南たこ」を、イベントを通じてPRを行った。 ●道の駅「ソレーネ周南」では、周年祭や収穫祭等、地域と連携したイベント開催や、地域資源を使用したオリジナル新商品の開発と販売を行った。 ●地方卸売市場において、「市場の感謝祭」、水産物市場においては「周南さかなまつり」を開催し、地場の生鮮食料品等のPRや販売、また食育や花育、魚食普及の推進イベント等を通じて消費拡大や販路拡大を図った。

・後期基本計画における取組・成果

◇地域産品のブランド化

●本市ならではの魅力ある農林水産物や加工品等を「しゅうなんブランド」として制度を開始した平成26(2014)年度以降100品以上を認定し、道の駅「ソレーネ周南」や地産地消推進店等で販売するとともに、パンフレットや市広報・ホームページ、イベント等によりPRを行った。また、認定事業者が直接、消費者に販売できるようにイベント等への出展を支援した。

●道の駅「ソレーネ周南」において、「しゅうなんブランド」認定品を販売するとともに、イベント等を通じて「しゅうなんブランド」のPRを行った。

●コロナ禍において、既存の交流イベント等は十分に実施できなかったが、デジタルを活用した直売所のスタンプラリーを新たに実施するとともに、民間団体等により都市部で新たに開始された地産地消イベントへの出展を促進するなど都市農村交流を推進した。

◇6次産業化の推進

●県の補助制度や、県に上乗せする本市の補助制度、地場産業振興センターによる支援制度などを活用し、新商品の開発や販路開拓を支援した。

●県の補助制度や、県に上乗せする本市の補助制度を活用し、農業者、漁業者、畜産事業者が自ら行う新商品開発や販路開拓を支援した。

●6次産業化・地産地消法や農商工等連携促進法に基づく補助制度について周知を行ってきたが、活用する事業者がいなかったため実績はなかった。

●官学連携協定を結んでいる宇部フロンティア大学短期大学と、加工・販売事業者、生産者をマッチングし、周南市産の食材を使った商品の開発・販売を実施した。

◇地産地消・地産外商の推進

●道の駅「ソレーネ周南」において、独自の集荷体制に加え、民間運送事業者を活用した集荷を継続して実施した。市内直売所への出荷を条件にトマトやわさび等の苗の購入費を支援するほか、道の駅「ソレーネ周南」と直売所の連携によるイベント等を通じて直売所の魅力を発信するなど、地産地消を推進する体制の強化を図った。

●地場産業振興センターと東京で共同開催する「うまいっちゃんフェア」において、しゅうなんブランド商品をPR・販売するとともに、地域商社やまぐちと連携して、都市部をターゲットに「極」選定商品等を使用した商品の開発、売り込みを実施、販路拡大に意欲のあるブランド認定事業者の商談会出展の支援などにより、地産外商を推進した。

●道の駅「ソレーネ周南」で開催されるイベント等において、ブランド認定事業者と連携し相乗効果を図りながら、「しゅうなんブランド」のPRを行った。

■ 現状と課題(後期基本計画により取組を進めていった中、存在している課題)

◇地域産品のブランド化

●しゅうなんブランド認定制度は、開始後10年を迎え、認知度不足や認定事業者の意識の低下などの課題が生じている。また、民間事業者等による魅力的なマルシェイベント等が増加し、市がイベントに関与する必要性が低下している。

◇6次産業化の推進

●6次産業化に対する支援については、国や県の制度を活用しながら取り組んできたが、これらの制度を活用できる事業者は限られており、規模の小さな生産者や加工事業者から、柔軟に支援できる市独自の支援策を求められている。

◇地産地消・地産外商の推進

●地産地消の拠点施設である道の駅「ソレーネ周南」は、オープン後10年目を迎え、高い集客性を維持する中、駐車場や物販施設のキャパ不足等の課題を抱えており、地域産品の消費拡大等を一層、図るためには、施設の拡張等が求められる。しゅうなんブランド認定制度は10年を迎え、認定品が100品を超えているが依然として知名度が低く、制度の見直しに加え、PRの強化が必要となっている。

分野 基本施策	産業・観光	
	商工業等の振興	
推進施策	前期基本計画(H27 からR1)	後期基本計画(R2 からR6)
	中心市街地商店街活性化の促進	産業基盤の強化
	活力ある商業の促進	企業立地の促進
	創業支援の推進	商業・サービス業等の振興
	地場産業の振興	中小企業等の経営基盤強化
	新事業・新産業の創出	新産業・新事業の創出
	企業立地の促進	起業・創業支援の推進
	港湾基盤強化の促進	
	工業用水の確保	

■ 総合計画に掲げた主な指標

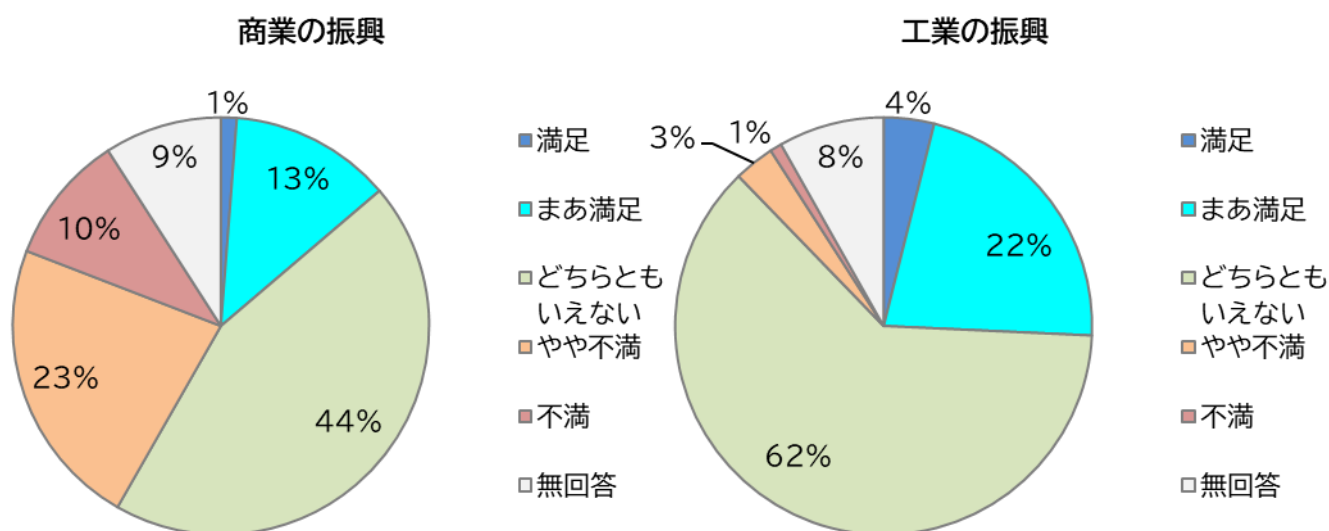
・前期基本計画

目標指標	単位	当初値(H25)	目標値(R1)	実績値(R1)
中心商店街等の新規出店数	店舗	133	162	142
周南市創業支援協議会の支援を受けた者のうち創業した実績件数	件	0	90	163
周南サポート事業の支援件数	件	66	144	188
事業所等設置奨励金の重点立地促進事業の指定件数(H27年度～)	件	0	10	13
事業所等設置奨励金の指定件数及び新規雇用者数(H27年度～)	人	0	45	67
上記のうち雇用奨励金及び研究者集積奨励金の対象となる新規雇用者数	人	0	100	52
徳山下松港航路整備	航路	0	2	2

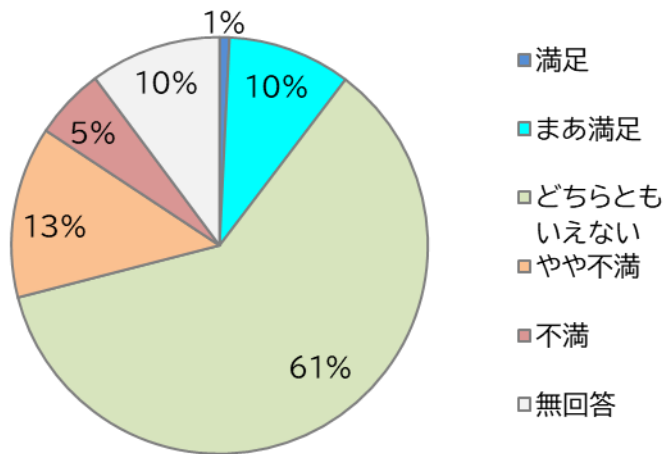
・後期基本計画

目標指標	単位	当初値(H30)	目標値(R6)	実績値(R4)
法人市民税均等割課税事業所数	社	3,851	3,851	4,062

■ 市民による評価(平成30(2018)年市民アンケートより)



企業誘致の推進や起業への支援



■ 第2次まちづくり総合計画における取組・成果及び課題

・前期基本計画における取組・成果

●徳山下松港は、平成23(2011)年5月に、国際バルク戦略港湾に選定された。平成26(2014)年3月には、「徳山下松港港湾計画」が改訂され、バルク貨物船舶の大型化などに対応し、国際競争力の強化を図るため、15年後の目標として「徳山地区のマイナス18m公共岸壁」や「新南陽地区のマイナス14m公共岸壁」の整備が位置付けられた。また、平成30(2018)年2月には、西日本初の特定貨物輸入拠点港湾(石炭)に指定され、西日本地域の国際物流拠点港となっている。

●国道2号の戸田拡幅事業が完了し、引き続き、防府に至る富海拡幅事業を進めた。平成26(2014)年3月に、市道榑浜久米線が全線開通した。また、県道下松新南陽線については、西松原三丁目から西千代田町地区間の拡幅事業が完了し、久米地区の整備に取り組んだ。

●令和2(2020)年の給水開始を目指して、光市の中山川ダムから周南地域に新たに工業用水を供給する「島田川工業用水道建設事業」が進められている。

●周南コンビナートの国際競争力強化に向けて、市と企業との連携強化を図るため、平成24(2012)年から周南コンビナート企業主要5社と市による周南コンビナート活性化推進懇談会を定期的に開催し、コンビナートにおける課題等を協議した。

●事業所等設置奨励補助制度に基づき、主に製造業を対象に設備投資への支援を行った。平成26(2014)年度の制度改正後、平成30(2018)年度までに、49件、合計で約617億 6,000 万円の設備投資への支援を決定した。また、本社機能移転等促進補助制度及び本社機能移転等に係る固定資産税の不均一課税制度に基づく支援を行った。平成27(2015)年度の制度開始後、平成30(2018)年度までに、研究所の建設など4件の支援が決定した。

●中心市街地の商業活性化のため、テナントミックス推進事業やまちなかオフィス立地促進事業に取り組み、商店街への新規出店の強化などを図った。

●商業、工業等を営む中小企業の資金需要に対応するため、平成27(2015)年度、市中小企業振興融資制度を見直し、資金繰りの円滑化の推進に取り組んだほか、(公財)周南地域地場産業振興センターや市内の商工会議所・商工会が行う事業への支援を行った。また、生産性向上特別措置法の施行を受け、平成30(2018)年度から、先端設備等に係る固定資産税の免除などの支援を開始した。

●市内で大量に生産される水素の利活用を促進するため、平成27(2015)年4月に「水素利活用計画」を策定した。同年5月、地方卸売市場に水素学習室を開所、8月に水素ステーションの誘致を実現し、これらの施設を中核に水素利活用機器を活用した先進的な取組を進めた。併せて、水素関連ビジネスの創出に向け、中小企業を対象に勉強会や研究開発等への支援を実施した。

●市内での創業を支援するため、商工会議所や金融機関等と連携し組織した周南市創業支援等協議会において、創業相談や創業講座を実施したほか、平成30(2018)年度からは、創業機運醸成事業を開始した。(平成26(2014)～30(2018)年度:新規創業137件)

・後期基本計画における取組・成果

◇産業基盤の強化

- 国により整備が進められている徳山下松港国際物流ターミナル整備事業について、早期完成を図るため、上位機関へ官民連携した要望活動を継続した。
- 国道2号の富海拡幅について、令和7(2025)年度完成を目標に国により整備が進められている。また、県においても県道下松新南陽線の久米地区の拡幅が進められる中、令和5(2023)年度からは古川町の拡幅工事も着手されている。その他、県道新南陽津和野線や県道串戸田線などの整備も継続的に進められている。
- 山口県、国等に対して、下松市、光市、田布施町とともに周南道路の早期実現について要望活動を実施した。
- 令和2(2020)年7月より「島田川工業用水道」による給水が開始され、新たな工業用水が供給されることとなった。

◇企業立地の促進

- 周南コンビナートの産業競争力の維持・強化と脱炭素化の両立に向けて、周南コンビナート企業5社、化学工学会、市を構成員とする「周南コンビナート脱炭素推進協議会」を令和4(2022)年1月に設立し、連携した取組を開始した。また、平成24(2012)年に設置した周南コンビナート活性化推進懇談会は令和5(2023)年12月末までで13回を開催し、継続してコンビナートにおける課題等を協議している。
- 「市内への事業所進出」、「市内事業所の事業拡大」を力強く支援するため、令和5(2023)年12月に、企業立地促進条例(事業所等設置奨励補助制度を含む)を拡充する内容の改正を行った。
- 県や金融機関、商工会議所、周南地域地場産業支援センター、高等教育機関、市内事業者などと連携・協力し、本市での新たな事業展開に向けた企業立地に取り組んだ。

◇商業・サービス業等の振興

- 市内での購買促進と消費需要の喚起のため、商工会議所等が実施する市内共通商品券事業へ補助を行った。
- 商工会議所等が商業・サービス業等の振興を目的として実施する事業に対して支援を行った。

◇中小企業等の経営基盤強化

- コロナ禍の影響に加え、エネルギー価格、物価高騰の影響を受けている市内の小規模企業者及び中小企業者の資金繰りを支援することで、経営の安定化や事業の活性化を推進することができた。
- 商工会議所や商工会が市内の中小企業者を対象に実施する経営相談や経営指導が円滑に実施できた。
- 関係機関と連携を図り、「周南シゴト動画」を活用して、市内企業の人手不足などの課題解消に取り組むとともに、今年度、日本政策金融公庫と連携協定を締結し、事業承継の啓発イベントを行った。
- (公財)周南市地場産業振興センターを支援することで、新商品の開発をはじめ、総合的なものづくり支援を行うことができ、地場産業の振興が図られた。
- 中小企業等経営強化法に基づき「導入促進基本計画」を策定し、地方税法に定める固定資産税等の課税標準の特例が適用される体制を整え、中小企業の生産性向上に向けた新たな設備投資を支援した。

◇新産業・新事業の創出

- 本市の地域資源である木質バイオマス材の利活用を推進するため、「周南市木質バイオマス材利活用推進協議会」を設立し、利活用の方策等を検討したほか、企業と共同で植林実証事業等に取り組んだ。

●水素関連製品等の研究開発支援や地元中小企業を対象とする水素関連の勉強会の開催のほか、市内外の企業同士のマッチングに繋がるよう県及び県産業技術センターと共同で「水素関連技術セミナー」を開催するなど、水素関連産業の創出に取り組んだ。

●令和5(2023)年、周南コンビナート脱炭素推進協議会において「周南カーボンニュートラルコンビナート構想」と「周南コンビナートカーボンニュートラルロードマップ」を策定した。

●(公財)周南地域地場産業振興センターを支援することにより、市内での6次産業化の取組が推進された。

◇起業・創業支援の推進

●周南市創業支援等協議会を組織する商工会議所や金融機関等と連携を図り、創業者等の支援を行い、これまでに約280名の新規創業者の支援を行ってきた。また、市内の高校生等を対象とした創業機運醸成事業も実施することができ、若い世代に対しての創業機運の醸成が図られた。

■ 現状と課題(後期基本計画により取組を進めていった中、存在している課題)

◇産業基盤の強化

●徳山下松港は、周南コンビナートの原熱材料である石炭など大量のバルク貨物や製品出荷するためのコンテナ貨物を取り扱う重要な物流拠点港である。ケープサイズ的大型貨物船に対応していくための整備が令和5(2023)年度完成予定であったが、令和5(2023)年10月に実施された国土交通省所管公共事業の事業評価(再評価)により、令和10(2028)年度まで事業完了が延伸された。産業基盤を強化するために、港湾機能の向上が求められていることから、更なる港湾インフラの強化・整備が喫緊の課題となっている。

●国や県において、各路線の整備を継続的に進められているが、県道徳山新南陽線(産業道路)の渋滞対策等、残る課題について引き続き要望していく必要がある。

●周南道路は本市から光市までを繋ぐ延長約30kmの高規格道路であり、事業の実現にあたっては、多大な事業費が必要となる。

●渇水による水不足が慢性化しており、和田取水の川上ダムへの一時貯留、富田川における取水融通、島田川工業用水道による給水、協定に基づく応援給水制度の運用などによる渇水対策が講じられている。しかしながら、供給を受ける企業では毎年のように自主節水が行われており、さらなる渇水対策を講じて頂くよう山口県への働きかけを行っていく必要がある。

◇企業立地の促進

●基幹産業である製造業において、「2050年カーボンニュートラル実現」が喫緊の課題となっている。カーボンニュートラル実現には、各企業において莫大な設備投資が必要になると想定されており、こうした設備投資を支援し、各企業の取組を加速していく必要がある。

◇商業・サービス業等の振興

●ECサイトの普及などにより、市内での消費需要が縮小しており、市内での消費喚起の対策が必要である。

◇中小企業等の経営基盤強化

●市内の中小企業は、エネルギー・物価高騰や慢性的な人手不足など、多くの経営課題を抱えている。

◇新産業・新事業の創出

●地域資源を活用した産業振興を図るためには、関連産業の創出及び事業者の参入が不可欠であることから、県内外の関連事業者や国、県、関連機関等と連携を図り、人材育成や研究開発を支援する必要がある。

◇起業・創業支援の推進

●多様な働き方が推進されており、本市でも創業支援等協議会の支援を受けた創業者も増加傾向にある。

分野 基本施策	産業・観光	
	雇用の充実	
推進施策	前期基本計画(H27 からR1)	後期基本計画(R2 からR6)
	就労支援の充実	就労支援の充実
		女性雇用の促進
		多様な雇用機会の創出

■ 総合計画に掲げた主な指標

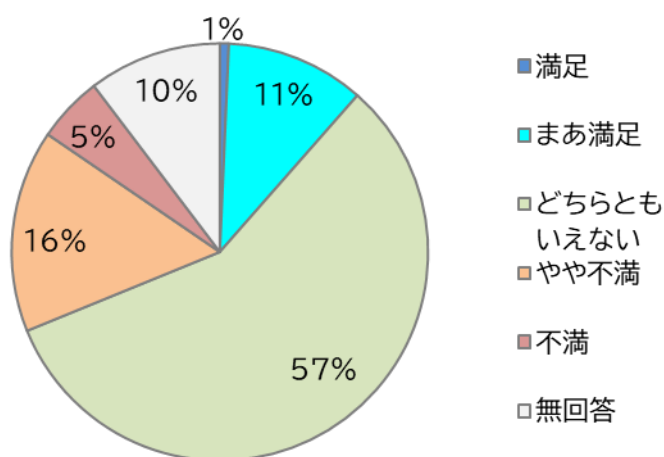
・前期基本計画

・後期基本計画

目標指標	単位	当初値(H30)	目標値(R6)	実績値(R4)
市内就業者数	人	45,535	45,535	46,295

■ 市民による評価(平成30(2018)年市民アンケートより)市民による評価(市民アンケートより)

人材の育成と雇用の創出



■ 第2次まちづくり総合計画における取組・成果及び課題

・前期基本計画における取組・成果

- 中心市街地へのオフィス進出に対する支援制度として、平成26(2014)年度に地元雇用奨励制度を創設し新規雇用が生まれた。(平成26(2014)～30(2018)年度:6名)
- 平成26(2014)年に改正した事業所等設置奨励補助制度では、設備投資に伴う新規雇用が生まれた。(平成27(2015)～30(2018)年度:44名)
- 平成29(2017)年度に女性就労に関する実態・ニーズ調査を実施し、雇用面で女性が活躍できるまちの実現に向けた課題と、今後の取組の方向性を整理した。
- 平成30(2018)年5月に女性が安定して働ける社会の創出に向け、女性雇用に係る地域課題を踏まえ、総合的な対策を講じることを目的として、産官学の連携により女性雇用対策連絡会議を設置した。
- ニートや引きこもり状態にある人に対して、就労に向けてセミナーやカウンセリング等を実施している「しゅうなん若者サポートステーション」の運営を支援した。

・後期基本計画における取組・成果

◇就労支援の充実

●4つの支援制度において、新規雇用等に対する奨励制度を運用し、平成28(2016)年度から令和4(2022)年度までで171人の新規雇用等を支援した。

●若年未就職者、ニートや引きこもりなどの職業的自立を、ワンストップで支援することができ、令和4年度の実績が新規登録者124名、進路決定者数は123名となった。

●高齢者の雇用促進等を目的とし、(公財)周南市シルバー人材センターの取組に対して補助を行った。

●市広報やホームページによる情報発信を行うなど、退職金共済制度等の普及を図った。

●山口県インターンシップ協議会と連携を図り、市内企業でのインターンシップを推進した。

◇女性雇用の促進

●令和2(2020)年度まで「女性雇用マッチング事業」を推進してきたが、令和3(2021)年度から「地域就労促進事業」をスタートし、女性の雇用対策に特化したものではなく、若者・女性・高齢者など性別や年齢にとられない、より広い範囲での就労支援を行った。

◇多様な雇用機会の創出

●国・県と連携を図り、本事業を活用した移住者支援を行った。(実績:令和2(2020)年度1名、令和5(2023)年度2名)

■ 現状と課題(後期基本計画により取組を進めていった中、存在している課題)

◇就労支援の充実

●人口減少や若者の県外流出などにより市内労働力人口の減少が深刻な課題となっている。

◇女性雇用の促進

●労働力人口の大幅な減少が進む、女性だけではなく、若者や高齢者など多様な人材の活躍が必要とされている。

◇多様な雇用機会の創出

●少子化等の影響により、地方での労働力人口の減少は依然として続いており、東京圏からの移住者を支援しているが、申請件数が少ない状況にある。

分野 基本施策	産業・観光	
	観光交流の推進	
推進施策	前期基本計画(H27 からR1)	後期基本計画(R2 からR6)
	観光交流の促進	ニューツーリズムの推進
	コンベンションシティの推進	観光客の受入環境の充実
	魅力ある動物園の推進	徳山動物園の魅力向上
	都市農村漁村交流の推進	

■ 総合計画に掲げた主な指標

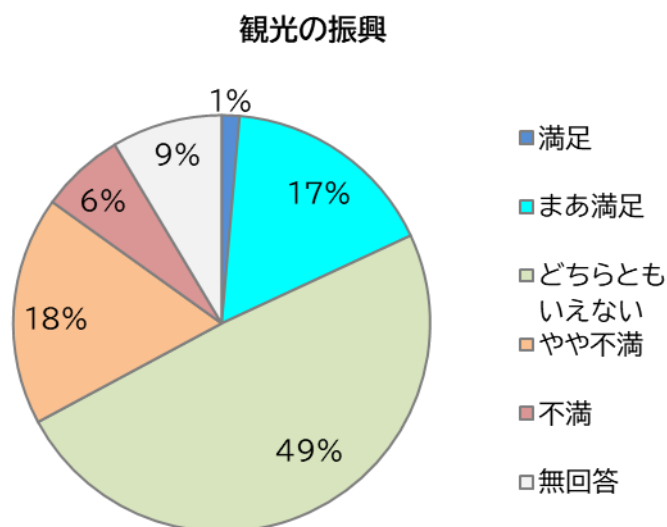
・前期基本計画

目標指標	単位	当初値(H25)	目標値(R1)	実績値(R1)
観光客数	万人	137	180	165
徳山動物園の入園者数	人	320,364	360,000	268,607
体験型教育旅行の受入件数	団体	0	5	3

・後期基本計画

目標指標	単位	当初値(H30)	目標値(R6)	実績値(R4)
観光客数	万人	165	180	121

■ 市民による評価(平成30(2018)年市民アンケートより)



■ 第2次まちづくり総合計画における取組・成果及び課題

・前期基本計画における取組・成果

- (一財)周南観光コンベンション協会などの観光関係団体や企業とともに、自然や歴史、温泉、また工場夜景や酒蔵などの地域資源を活用し、様々なニューツーリズムを企画実施した。
- 平成25(2013)年度に設立された「周南学びの旅推進協議会」と連携し、体験型教育旅行の受け入れなど行い、平成 30(2018)年度までの5年間で延べ30団体、約 1,000 名が、農山漁村生活体験ホームステイ(民泊)や体験活動を通じて、地域との交流を深めた。
- 体験型教育旅行を受け入れた地域や家庭では、自分たちの住む地域の良さを再認識し地域に活力が創出されるとともに、体験交流施設との連携により、新たな体験プログラムが構築されるなど都市農山漁村交流が進んだ。

- 防府市・光市・下松市との観光振興に関する協定に基づき、観光施設利用者増加を目的とした施策や県外で観光合同キャンペーンを行うなど、広域的な連携事業に取り組んだ。
- コンベンションの開催支援メニューの拡充のほか、民間団体等と情報の共有を図るなど、受入体制を強化するとともに、誘致の方向性を整理し、全国規模のコンベンションを誘致した。
- 市の歴史や文化を案内する観光ボランティアガイドと連携し、ガイド技術の向上を目的とした先進地視察や講演会の開催、名所を巡るツアーの企画実施など、おもてなし観光を推進した。
- 徳山動物園では、ニーズにあった展示館の企画事業の展開や多彩なコンテンツを利用した新規サービスの提供、情報発信等により、ソフト面からも魅力ある動物園づくりを図った。
- 老朽化した徳山動物園のリニューアルでは、北園にふれあい舎や自然学習館、野鳥観察所、ペンギン舎を整備し、南園では、ゾウエリアの整備を進め、魅力ある動物園の創造を図った。

・後期基本計画における取組・成果

◇ニューツーリズムの推進

- (一財)周南観光コンベンション協会と連携して船舶やタクシー等による周南工場夜景ツアーを推進するとともに、史跡を巡るツアー、港や地酒をテーマとした体験イベント等への支援を通じ、ニューツーリズムの展開を図った。商工会議所主催の産業観光ツアーもコロナ禍明け以降再開され、観光客数は回復の兆しを見せている。
- 周南工場夜景を基軸としたツアー等の開催や誘客に加え、夜間開催の集客力がある大規模イベントへの支援等を通じ、夜型観光の推進に取り組んだ。また、パンフレットやWEB、条例等のほか、民間事業者との連携イベントにより食や地酒のPRを図った。
- 農山漁村生活体験の受入れはコロナ禍で停滞を余儀なくされたが、令和3(2021)年度に中山間地域を主な舞台とする「日常をときほぐす観光」事業を開始した。また、特設WEBサイトや二次元コード看板等による情報発信、ボランティアガイドを活用したモニターツアー等のほか、県と連携して中山間地域にワーケーション環境の整備を進めた。
- コロナ禍の影響により、県内の小学校を中心に平和学習等の教育旅行が増えたことで、観光ボランティアガイドの活動機会も増加した。

◇観光客の受入環境の充実

- 防府市、下松市・光市との観光連携推進協議会では、令和2(2020)年度から3(2021)年度にかけて、主に県内在住者を対象としたイベント等を実施し、令和4(2022)年度以降は対象を近隣都市圏に拡大して周遊促進やPR事業を展開した。全国工場夜景都市協議会では、令和3(2021)年度に工場夜景サミットを開催し、令和4(2022)年度以降は観光関連展示会への出展等を通じ、全国に向け情報発信を進めている。
- (一財)周南観光コンベンション協会と連携して観光ボランティアガイドの募集や育成を行っているほか、宿泊施設や交通機関等とともに周南工場夜景ツアー利用者等の受入れサービスの充実を図った。
- 県と連携し、大阪・関西万博を見据えた誘客に取り組む準備を進めた。
- (一財)周南観光コンベンション協会と連携しコンベンション大会の誘致を行ったほか、コンベンション大会補助金交付やパンフレットなどやノベルティグッズ配布による開催支援を行った。
- スポーツ大会誘致については、(公財)周南市体育協会など、関係団体との連携により、コンベンションの取組が浸透してきている。
- 本市で大会開催することの付加価値を高めるため、継続して観光振興に取り組んだ。誘致や問合せの際には、ユニークベニユーのPR、工場夜景や市内観光施設のPRに努めた。

◇徳山動物園の魅力向上

●徳山動物園リニューアル基本計画に基づき事業を進めており、令和4(2022)年度には南園アジアの熱帯雨林ゾーンが完成し、令和5(2023)年度には、北園野鳥観察保護飼育ケージが完成した。今後は、南園管理ゾーン、北園オオカミ・オオワシ・トラ舎の完成を見込んでいる。また、建設の一部と施設管理に民間活力を導入すべく、公民連携事業を推進することで、動物園に新たな賑わいが創出されることが期待される。

●コロナ禍を乗り越えて、体験プログラムの充実に努めた。令和5(2023)年度には、夏期に体験を中心に据えた特別展を開催し、週末を中心に参加できる体験プログラムの多様化に取り組んだ。

■ 現状と課題(後期基本計画により取組を進めていった中、存在している課題)

◇ニューツーリズムの推進

●周南工場夜景をはじめとする夜型観光の推進ではより多くの観光関係事業者と連携を図るとともに、観光ボランティアガイドの育成等受入れ体制の充実が急務である。また、持続可能な観光という視点では、鹿野観光交流拠点施設整備に向けたコンテンツ造成のほか、令和6(2024)年度に予定されている組織改編を契機として、歴史や文化等の魅力を絡めた取組を進める必要がある。

◇観光客の受け入れ環境の充実

●観光ボランティアガイドは地区ごとに人数や知識の濃淡があるため、引き続き育成に取り組む必要がある。コロナ禍以後、講演会やセミナー等、様々なイベントがオンラインでの実施に移行している。現地開催とオンラインを併用したハイブリット開催は両方の強みを活かし、イベント効果を高めることができ、一般的な開催形式となっている。観光客の受入れ、コンベンション大会誘致のためにも、各施設の通信環境整備は急務である。

◇徳山動物園の魅力向上

●リニューアル事業については、工事に係る人件費や資材費の高騰による全体事業費への影響や、開園しながらの限られた施工ヤードの条件下、事業進捗を高めることが課題であり、実施設計を推進することによる事業精度の向上や、民間活力の導入による効率的な事業執行の実現が求められる。

分野 基本施策	生活基盤	
	交通網の充実	
推進施策	前期基本計画(H27 からR1)	後期基本計画(R2 からR6)
	幹線道路網の整備・充実	幹線道路網の整備
	生活道路の整備の促進	道路・橋梁の整備
	生活交通の確保・維持・充実	道路・橋梁の適正な維持管理
		公共交通の確保・充実
		交通結節点の環境整備
		駐車場・駐輪場の管理

■ 総合計画に掲げた主な指標

・前期基本計画

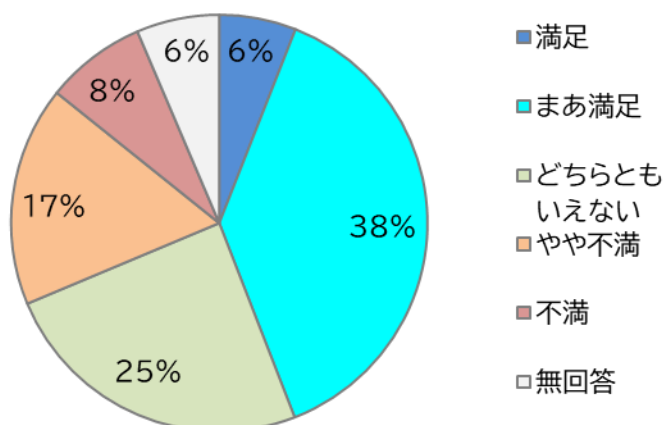
目標指標	単位	当初値(H25)	目標値(R1)	実績値(R1)
市道延長	Km	1,202	1,220	1,220
市道の改良率	%	65.2	66.0	65.4
路線バス・乗合タクシー等の利用者数	万人	124	124	141

・後期基本計画

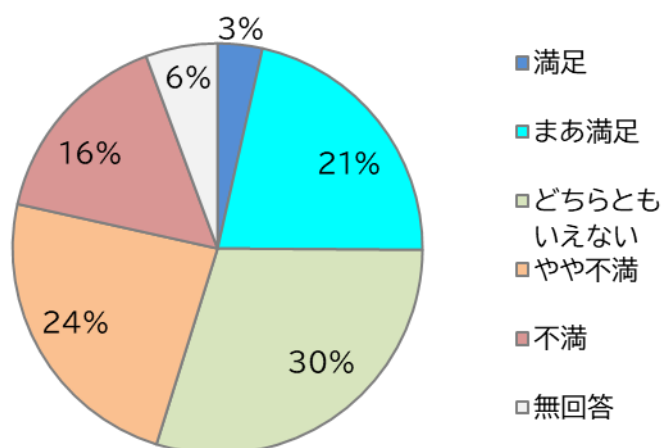
目標指標	単位	当初値(H30)	目標値(R6)	実績値(R4)
市道の改良率	%	65.4	66.0	65.8

■ 市民による評価(平成30(2018)年市民アンケートより)

生活道路や幹線道路の整備



バスや鉄道など公共交通の利便性



■ 第2次まちづくり総合計画における取組・成果及び課題

・前期基本計画における取組・成果

- 市民が安心して安全に道路を利用するために、アセットマネジメントにより、市道の維持管理等の事業を計画的に推進した。
- 渋滞緩和や物流の活性化等を図るため、計画的な道路整備に取り組んだ。
- 定期的な橋梁点検を行い、橋梁の長寿命化に取り組んだ。特に、喫緊に架け替えが必要な古川跨線橋については、国や鉄道事業者などの関係機関との調整を図りながら、事業を推進した。
- 都市計画決定後30年以上未着手の都市計画道路について、現状や将来交通量等の調査を行い、各路線の必要性や見直しの方向性を検証し、「周南市都市計画道路見直し方針」を公表した。
- 商業、医療、金融などの生活サービスが集積している地域拠点への移動手段を確保するため、大道理地区をはじめ3地区に新たなコミュニティ交通を導入した。
- バスの乗り方教室の実施、バスロケーションサービスの導入支援など、公共交通機関の利用促進を図った。
- 歩行者等の安全性、駅利用者等の利便性の向上のため、徳山駅東側駐輪場、徳山駅西側駐輪場、徳山駅南側駐輪場を新設し、櫛ヶ浜駅東駐輪場を増設した。

・後期基本計画における取組・成果

◇幹線道路網の整備

- 国道2号の富海拡幅について、令和7(2025)年度完成を目標に国により整備が進められている。また、県においても県道下松新南陽線の久米地区の拡幅が進められる中、令和5(2023)年度からは古川町の拡幅工事も着手されている。その他、県道新南陽津和野線や県道串戸田線などの整備も継続的に進められている。
- 周南市都市計画道路見直し方針に基づき、順次、長期未着手都市計画道路の都市計画の変更(廃止)を進めている。
- 中溝線道路整備事業については、平成28(2016)年度より事業開始し、主に用地取得・移転補償を先行し、令和4(2022)年度末の用地取得率は約61%で起業地の半分以上の用地を確保済みである。令和3(2021)年度に事業地の北側附近部分について一部本工事に着工しており、令和6(2024)年度については、起業地南側から本工事に着工の予定としている。

◇道路・橋梁の整備

- 市道中開作線は、令和4(2022)年度から工事に着手した。現在、雨水対策事業と合わせ、令和10(2028)年度完成を目指し整備を進めている。市道野村一丁目7号線においても、令和4(2022)年度から工事に着手し、用地取得も令和6(2024)年度で完了することから、早期開通を目指す。

◇道路・橋梁の適正な維持管理

- 橋梁長寿命化修繕計画に基づき、5年に1度の法定点検を実施し、早期に措置を講ずべき段階(判定区分Ⅲ)の橋梁において、路線の重要度や橋梁の損傷度を総合的に判断し、順次補修を行った。

◇公共交通の確保・充実

- 商業、医療、金融などの生活サービスが集積している地域拠点への移動手段を確保するため、新たにコミュニティ交通を中須地区と長穂地区に導入した。

◇交通結節点の環境整備

- 周南市内の全ての路線バスや JR 山陽線で交通系ICカードが導入された。徳山駅の南口駅前広場を供用開始、新南陽駅は駅舎前に路線バス乗降場所、スロープ・トイレ・障害者用駐車場の新設、駐輪場の増設、櫛ヶ浜駅にはトイレを整備。令和5(2023)年度には刈尾待合所の整備が完了する予定。

◇駐車場・駐輪場の管理

- 指定管理者制度を導入し、民間のノウハウを活用した。指定管理者からの提案についても、可能な限り検討を行い適正な維持管理とサービス水準の向上を図った。
- 徳山駅東側駐輪場を新設し、歩行者等の安全性、駅利用者等の利便性の向上を図った。

■ 現状と課題(後期基本計画により取組を進めていった中、存在している課題)

◇幹線道路網の整備

- 国や県において、各路線の整備を継続的に進められているが、県道徳山新南陽線(産業道路)の渋滞対策等、残る課題について引き続き要望していく必要がある。
- 都市計画道路の見直しについては、地権者などの関係者が多く、対象者の調査に時間を要している。
- 産業や都市機能の集約化を支えるため、渋滞解消をはじめとして移動時間の短縮に資する道路ネットワークの整備や、地震や大雨などによる自然災害等に備えるため災害時等にも機能する信頼性の高い道路ネットワークの充実・強化を図る必要がある。

◇道路・橋梁の整備

- 市民生活に密着した生活道路については、各地域の課題に対応した安心安全な道路環境を維持する必要があるが、予算措置が追いつかず整備進捗に遅れが生じている。

◇道路・橋梁の適正な維持管理

- 早期に措置を講ずべき段階である判定区分Ⅲの橋梁が想定以上に多く、事後保全での対応に追われている。さらに、事後保全に対応する予算措置も追いついていないことから、措置の先送りが生じている。

◇公共交通の確保・充実

- 公共交通の利用者が減少傾向にあることに加え、少子高齢化等の理由により公共交通の担い手が不足している。路線バスの維持が難しい地域が出始め、交通空白地が増加する恐れがあり、持続可能な交通ネットワークを構築する必要がある。

◇交通結節点の環境整備

- 公共交通機関の乗継については、乗継時の待ち時間における待合環境など利用者に負担がある場合もあり、環境改善を図る必要がある。

◇駐車場・駐輪場の管理

- 一部の市営駐車場は、施設の老朽化が進んでおり、今後の利用実態を見据えた維持・改修を検討していく必要がある。

分野 基本施策	生活基盤	
	暮らしやすい都市環境の整備	
推進施策	前期基本計画(H27 からR1)	後期基本計画(R2 からR6)
	公園・緑地の整備の促進	計画的な土地利用の推進
	公園・緑地・街路樹の維持管理の促進	公園・緑地等の整備
	緑化の推進	公園・緑地等の適正な維持管理
	快適で利便性の高い都市計画の推進	魅力ある景観の形成
	土地区画整理事業の推進	快適な住環境の整備
	住生活の安心・安全・安定の確保	安心安全な住まいづくり
		空き家・空き地対策の推進

■ 総合計画に掲げた主な指標

・前期基本計画

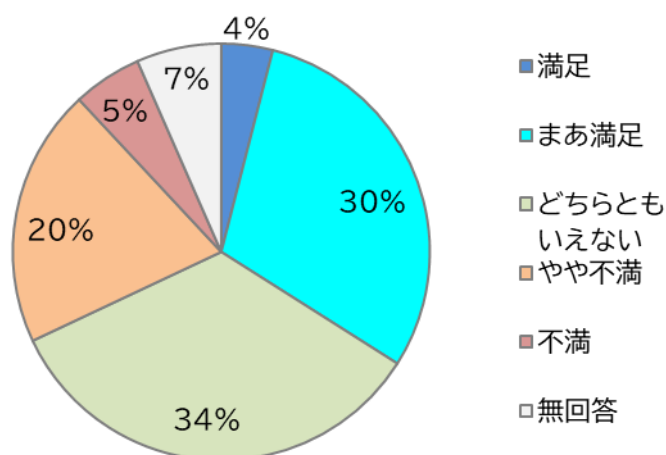
目標指標	単位	当初値(H25)	目標値(R1)	実績値(R1)
緑化重点地区内公園の遊具施設の改築・更新公園数	公園	3	12	8
公園愛護会結成団体数	団体	128	135	146
公園樹木への樹名板の設置公園数	公園	8	80	97
中心市街地の居住人口	人	5,863	6,000	5,965
久米中央地区事業	%	84.3	100.0	99.2
富田西部第一地区事業進捗率	%	85.8	100.0	97.8

・後期基本計画

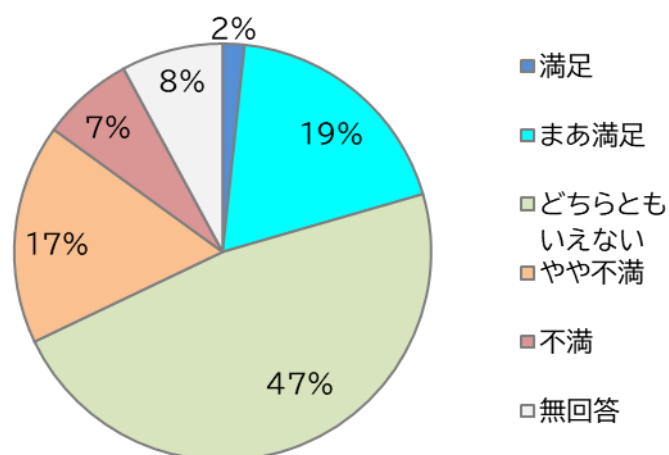
目標指標	単位	当初値(H30)	目標値(R6)	実績値(R4)
居住促進区域内人口密度	人/ha	48.0	47.3	47.1
公園遊具の改築・更新公園数	公園	8	17	10.0
市営住宅等管理戸数	戸	3,723	3,030	3,680

■ 市民による評価(平成30(2018)年市民アンケートより)

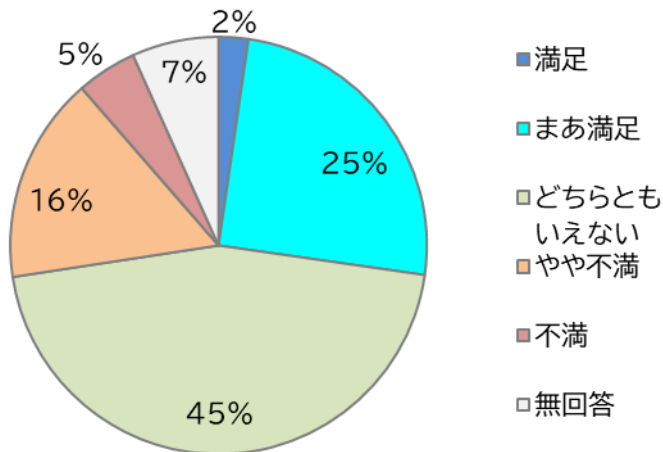
公園や緑地の整備



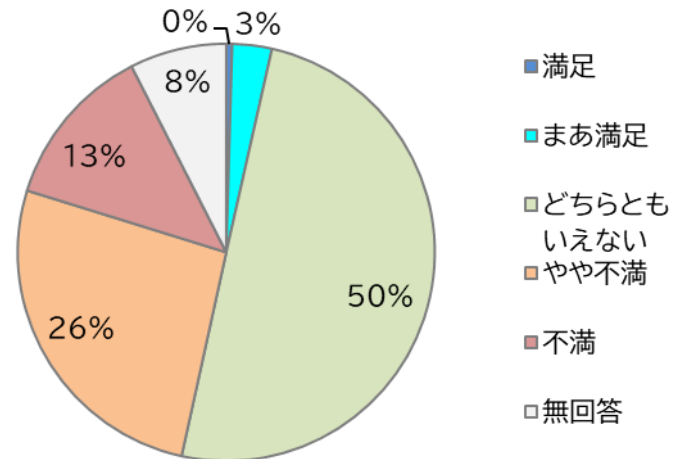
住環境の整備や土地区画整理事業の推進



街並みや景観の形成



空き家や空き地の利活用



■ 第2次まちづくり総合計画における取組・成果及び課題

・前期基本計画における取組・成果

- 持続可能な都市構造への転換を図るために、居住機能や都市機能の立地に関する包括的なマスタープランである「周南市立地適正化計画」を策定した。
- 周南緑地はメインエントランス及び駐車場の整備、永源山公園はプール広場のリニューアル、徳山公園は動物園北園及び南園の整備を行ったほか、公園施設の長寿命化対策を実施した。
- 区画整理事業(平成30(2018)年度末進捗率:久米中央地区98.7%・富田西部第一地区97.3%)を推進した。
- 既存の住宅や建築物の耐震化をより一層促進するため、平成31(2019)年3月に「周南市耐震改修促進計画」を改定した。
- 公営住宅の長寿命化によるライフサイクルコストの削減のため、平成28(2016)年3月に「周南市公営住宅等長寿命化計画」を改定した。
- 住宅施策を計画的かつ総合的に推進するための基本方針として、平成29(2017)年3月に「周南市住生活基本計画」を策定した。
- 民間建築物に対して、土砂災害特別警戒区域内の改修費用や、アスベスト対策に係る補助制度を創設し、安全性の確保を推進した。
- 空き家等の適切な管理を促進し、地域の安心・安全な生活環境を守るため、平成28(2016)年10月に「周南市空き家等の適切な管理に関する条例」を施行した。

・後期基本計画における取組・成果

◇計画的な土地利用の推進

- 都市計画の将来像や整備方針を示すため、上位計画の改訂に伴い周南市都市計画マスタープランの中間改訂を行った。
- 周南市立地適正化計画に基づき、コンパクト・プラス・ネットワークのまちづくりを推進している。居住促進区域の設定から5年が経過することから、社会情勢の変化および法改正を踏まえ、周南市立地適正化計画の5年見直しを進めた。
- 第7次国土調査事業十箇年計画に基づき調査を行っており、令和4(2022)年度末で進捗率17.7%である。現在は山間部を中心に大字湯野地区、大字鹿野上地区の調査を行っている。

◇公園・緑地等の整備

●長期未着手都市計画公園の廃止を進める等の社会情勢の変化に対応した配置計画の変更や、周陽公園や政所東公園等緑化重点地区内の公園遊具の更新等、計画的な整備・改修を進めた。

●防災機能の強化と誰もが快適に過ごせる公園となるよう、広域防災拠点である周南緑地の駐車場やトイレの整備・改修を行った。

●周南緑地基本計画の改訂を行い、魅力ある公園づくりのために効果的な整備・管理・運営を実施するため、民間活力・ノウハウを生かす手法を導入した。

●公園施設長寿命化計画の更新と対象公園の追加を行い、周南緑地の給水管や、永源山公園のプール設備の更新等、老朽化した施設の計画的な改修を行った。

◇公園・緑地等に適正な維持管理

●専門技術者による遊具点検や、職員による施設の日常点検を行い、不良箇所は早期の修繕等の適切な維持管理を実施した。

●道路の視認性を阻害している街路樹や、越境した公園木、枯木等の撤去、時期を考慮した剪定や落葉清掃等を行い、適切な維持管理を実施した。

●公園愛護会等と連携した維持管理や、大木化した樹木の伐採や剪定等を行い、明るく利用しやすい快適な公園環境の維持に取り組んだ。

◇魅力ある景観の形成

●周南市景観計画、周南市景観条例等に基づき、建築物の建築や工作物の建設等に係る景観誘導を図るなど、市民や事業者と協働した景観形成を実施した。

◇快適な住環境の整備

●令和2(2020)年度に「周南市における開発許可等審査基準」、令和4(2022)年度に「周南市開発行為の許可に関する条例」を改正し、令和6(2024)年4月に再度、同条例を改正する。

●久米中央地区については、令和4(2022)年11月18日付で換地処分公告済みで、現在清算期間中である。富田西部第一地区については、令和5(2023)年12月11日から24日に換地計画の縦覧を実施し、令和6(2024)年2月26日付で換地計画について県の認可を取得した。令和6(2024)年度に換地処分及び換地処分公告の予定である。

●周南市公営住宅等長寿命化計画の計画期間は、平成28(2016)年度から令和8(2026)年度までの11年間とし、計画に基づく施設改修対応を行ってきたが、施設の維持管理等適正化のため令和5(2023)年度に、現状に則した見直しを行っているところである。

●長期優良住宅建築等計画及び低炭素建築物新築等計画の認定を行った。また、令和4(2022)年度の認定基準改正に対応し、円滑な認定の推進を図った。あわせてパンフレット及びホームページにより認定制度の周知に努めた。

◇安心安全な住まいづくり

●木造住宅の耐震化を促進するために、昭和56(1981)年5月31日以前に着工された旧耐震基準の木造住宅に対し、耐震診断員の派遣や耐震化工事の補助を行った。また、危険なブロック塀等を撤去した場合についても補助を行った。

●土砂災害特別警戒区域内において土砂災害対策改修工事を行う建築物所有者に対する補助金制度を実施しており、市広報及びホームページ上で周知を行った。(実績 令和4(2022)年度:0件、令和3(2021)年度:0件)

●建築物の吹付け建材について、アスベスト含有の有無に係る調査を行う建築物所有者に対する補助金制度を実施しており、広報及びweb上で周知を行った。(実績 令和4(2022)年度:2件、令和3(2021)年度:1件)

◇空き家・空き地対策の推進

- 危険な空き家に対する解体補助金や、利活用を促進するためのリフォーム補助金に加え、空き家情報バンクや関連団体との連携による空き家の活用を図った。
- 令和2(2020)年度税制改正において、低未利用地の適切な利用・管理を促進するための特例措置が創設された。また、令和5(2023)年度税制改正において、本特例措置が令和7(2025)年12月31日まで3年間延長された。

■ 現状と課題(後期基本計画により取組を進めていった中、存在している課題)

◇計画的な土地利用の推進

- 山村部では土地所有者の高齢化などが進み、林地での現地立会が大きな負担となっている。境界の周知や、保全がなされていないため境界決定が困難になってきている。

◇公園・緑地等の整備

- 施設の老朽化と社会情勢の変化等に対応していくため、計画的な整備の推進と合わせて、施設の再編や集約、機能転換についても検討し、地域の実情に沿った公園づくりを行う必要がある。

◇公園・緑地等に適正な維持管理

- 樹木の大木化・老木化に対応し、地域ニーズに応じていくため、街路樹の配置計画の見直しを行う必要がある。公園の適切な維持管理の為には、地域の協力が欠かせないことから、公園愛護会等との更なる連携が求められている。

◇魅力ある景観の形成

- 道路などの公共施設の老朽化、社会ニーズの変化が進んでおり、公共施設の改修が必要となってきた。まちとして、統一的な景観を形成するためにもルール作りが必要となっている。

◇快適な住環境の整備

- 小規模な宅地造成等においては、排水施設等の公共施設が未整備になることから、適切な開発許可に誘導する必要がある。国の方針として脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上を推進しており、制度の充実が求められている。
- 富田西部第一地区については、市の他事業との関係で公共用地の一部について工事未完の状態です事業を完了させるため、今後他事業の進捗に合わせて工事未完成箇所を速やかに完成させる必要がある。
- 市営住宅の管理戸数のうち政策空家が1,093戸、また空家率が約34%と高く、早急に管理戸数の削減を行う必要がある。

◇安心安全な住まいづくり

- 令和6(2024)年能登半島地震においても、テレビ報道などでは耐震化率の低さが指摘され、亡くなられた方の9割が建物等の倒壊による圧死との情報もある。(平成30(2018)年度末時点:珠洲市 51%、全国平均 87%、周南市 82.6%)本市においても全国平均を下回る耐震化率であり、今後も大地震から市民の生命や財産を守るため、地震に強いまちづくりの推進が求められている。
- 大規模な災害等に伴い、国及び県の交付金等の要件及び金額等が随時変更されるため、これに対応して市制度の変更を要する。

◇空き家・空き地対策の推進

- 全国的に空き家の数は増加していくと言われる中、特に首都圏から離れた本市においては大きな課題のひとつである。また、空家等対策の推進に関する特別措置法の改正により、民間団体の力を借りた対策や、所有者の責務も強化されており、市による積極的な対応が求められている。
- 空き地などの低未利用地の利活用を推進する必要がある。

分野 基本施策	生活基盤	
	都市拠点等の形成	
推進施策	前期基本計画(H27 からR1)	後期基本計画(R2 からR6)
	徳山駅周辺整備事業の推進	中心市街地の拠点性の向上
	徳山駅南側の活性化の促進	地域都市拠点や生活拠点の維持
	魅力ある中心市街地の再生・充実	

■ 総合計画に掲げた主な指標

・前期基本計画

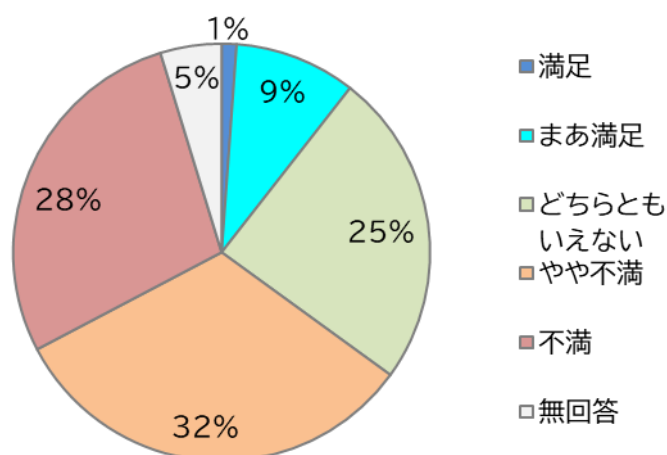
目標指標	単位	当初値(H25)	目標値(R1)	実績値(R1)
街なかの歩行者等通行量	人	24,543	28,800	25,987

・後期基本計画

目標指標	単位	当初値(H30)	目標値(R6)	実績値(R4)
歩行者等通行量(徳山)	人	12,176	13,000	11,024
歩行者等通行量(新南陽)	人	623	710	718

■ 市民による評価(平成30(2018)年市民アンケートより)

中心市街地の活性化



■ 第2次まちづくり総合計画における取組・成果及び課題

・前期基本計画における取組・成果

- 行政や医療・福祉、商業等の質の高い生活サービス機能をJR徳山駅周辺の広域都市拠点やJR新南陽駅周辺等の地域都市拠点に集約するとともに、その周辺に居住を誘導し、拠点間を公共交通等でつなぐコンパクト・プラス・ネットワークの取組を推進するため、「周南市立地適正化計画」を策定した。
- 徳山駅南北自由通路、橋上駅舎、徳山駅前賑わい交流施設、徳山駅北口駅前広場等を整備し、広域都市拠点としての機能強化を図り、徳山駅前賑わい交流施設は年間来館者数200万人を超えるなど、賑わいを創出した。
- 第1期中心市街地活性化基本計画(平成25(2013)年4月～平成30(2018)年3月)に基づき、中心市街地活性化協議会等、民間と連携して事業を進め、活性化の目標値(中心商店街等の新規出店数累計149店舗、街なかの歩行者等通行量14か所 28,000 人/日)を達成した。

・後期基本計画における取組・成果

◇中心市街地の拠点性の向上

- 徳山駅周辺整備事業が完了し、徳山駅前賑わい交流施設を核に市民等に質の高い生活サービス等を提供し、賑わいと活力を創出した。
- 国と共に支援してきた徳山駅前地区第一種市街地再開発施設が完成し、都市の拠点性が高まった。
- 徳山駅周辺官民連携管理運営事業(通称「PPP事業」)を行い、駅前広場等の公共施設、公共空間の利活用を推進するとともに、都市の魅力向上を図った。
- 国の歩行者利便増進道路制度(通称「ほこみち制度」)を活用して商店街等の市道の利活用を推進した。
- ちよい乗りバスの運行やクイズラリーの開催等により中心市街地エリアの回遊性向上に取り組んだ。
- 商店街環境整備支援事業補助金を創設して、商店街の老朽化したアーケードの撤去等を支援した。
- 徳山駅北口駅前広場のイベント使用に係るガイドラインを策定し、市民イベントが増加した。
- 周南市徳山駅前広場等条例を制定し、利用者のマナー向上を図った。
- 中心市街地活性化協議会が作成した未来ビジョン「ミライバしゅうなん」の可視化社会実験を行い、快適な空間づくりについて市民の関心が高まった。
- まちなか共創センターに周南公立大学のサテライト窓口を開設し、大学のリソースをまちづくりに活用する環境を整えた。

◇地域都市拠点や生活拠点の維持

- 周南市立地適正化計画において、JR 新南陽駅周辺を都市機能誘導区域に定め、商業施設や病院・診療所の誘導を推進し、主要交通結節点である新南陽駅について公衆トイレ、駐輪場やバス停留所を整備し交通結節点機能の強化を図った。
- 周南市立地適正化計画において、徳山駅や新南陽駅周辺を都市機能誘導区域に定め、商業施設や病院・診療所の誘導を推進し、徳山駅周辺において、官民連携による公共施設の管理運営事業を行い、都市の魅力向上を図った。八代地区、須金地区、大道理地区、中須地区、長穂地区から生活サービス機能が集積する地域都市拠点である須々万地区へのコミュニティ交通を運行し、住民の移動手段を確保・維持した。

■ 現状と課題(後期基本計画により取組を進めていった中、存在している課題)

◇中心市街地の拠点性の向上

- 再開発事業で整備された商業施設は、テナントの入居に苦慮しており、まちなかにおける商業活性化は依然として厳しい状況にある。
- 中心市街地内の飲食店等では深刻な人手不足が生じており、人口減少の影響が顕著になりつつある。
- 内閣府が全国の自治体向けに実施したアンケートによると「居住人口の減少」、「若者の流出」、「賑わいの空間としての魅力の低下」、「空き店舗・空き家・空き地等の遊休施設・遊休地の拡大」を課題として挙げた自治体が 5 割を超え、本市も同様の状況にある。

◇地域都市拠点や生活拠点の維持

- 周南市立地適正化計画における居住促進に関する具体的な施策の実施が進んでいない。担い手不足や利用者の減少から路線バスの減便や廃止が増えており、移動手段の確保が課題となっている。

分野 基本施策	生活基盤	
	水道の安定供給と下水道の充実	
推進施策	前期基本計画(H27 からR1)	後期基本計画(R2 からR6)
	経営の安定化	安全な給水の確保
	上下水道施設の長寿命化・耐震化	下水道施設の整備
	稼働率の適正化	上下水道施設の長寿命化・耐震化
	安全管理の強化	上下水道事業の経営の安定化
	水道基盤の整備	
	汚水処理施設の整備	
	雨水排除施設の整備	

■ 総合計画に掲げた主な指標

・前期基本計画

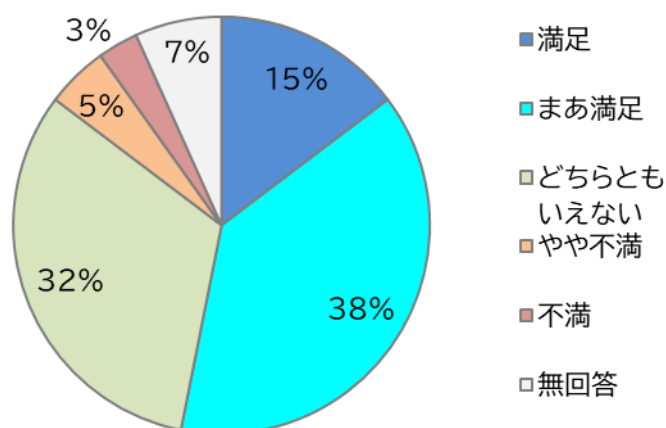
目標指標	単位	当初値(H25)	目標値(R1)	実績値(R1)
経常収支比率(水道事業)	%	113.5	107.6	108.1
企業債残高(水道事業)	千円	11,867,295	11,204,904	13,799,048
経常収支比率(下水道事業)	%	105.1	105.9	101.6
企業債残高(下水道事業)	千円	28,404,405	21,563,757	20,082,072
浄水施設長寿命化施工数	力所	0	6	2
管路耐震化率	%	14.0	23.0	22.1
基幹管路耐震化率(簡易水道除く)	%	15.3	30.5	22.7
基幹管路耐震適合率(簡易水道除く)	%	63.8	85.6	70.4
熊毛・鹿野管路耐震化率	%	49.6	69.7	63.7
管渠の布設替え・更生延長	Km	1.8	3.9	2.9
施設最大稼働率	%	55.6	62.6	59.0
監視カメラを設置している浄水施設の数	力所	6	9	7
農薬類検査項目数	項目	106	120	107
要検討項目検査項目数	項目	12	20	23
布設管路延長	Km	51	85	87.9
汚水処理人口普及率(公共下水道・集落排水施設、浄化槽)	%	94.7	97.1	94.4
都市浸水対策達成面積(公共下水道・都市下水路)	ha	765.7	771.7	777.8

・後期基本計画

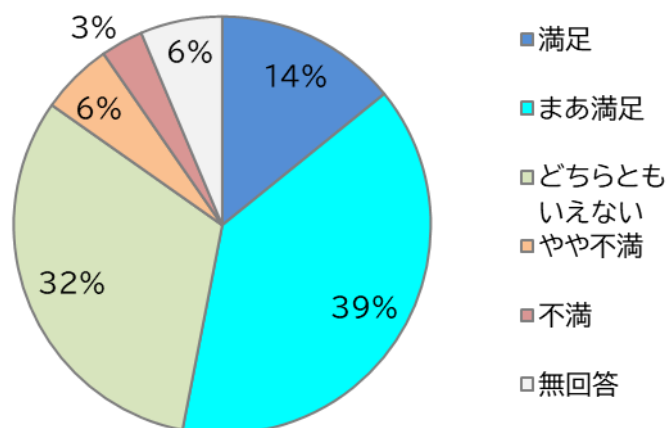
目標指標	単位	当初値(H30)	目標値(R6)	実績値(R4)
【水道事業】管路の耐震化率	%	29.60	34.68	32.81
【水道事業】管路の耐震適合率	%	38.71	43.83	42.21
【水道事業】企業債残高	千円	14,446,498	10,957,141	11,317,922
【下水道事業】管渠の布設替え・更生延長	m	2,460	4,160	4,028
【下水道事業】企業債残高	千円	21,052,789	17,619,593	17,512,229

■ 市民による評価(平成30(2018)年市民アンケートより)

上水道の整備



下水道・排水施設の整備



■ 第2次まちづくり総合計画における取組・成果及び課題

・前期基本計画における取組・成果

- 大迫田浄水場の耐震化・長寿命化対策に着手するとともに災害時に重要となる配水管を計画的に更新することで、管路の耐震化を進めた。
- 一の井手浄水場の浄水処理を中止し、施設最大稼働率の向上を図った。
- 簡易水道事業等の経営基盤の安定化及び効率化を図るため、周南市水道事業に統合し、一元化した。
- 管渠や浄化センター・ポンプ場など施設毎に長寿命化計画を策定し、施設の長寿命化や耐震化に取り組んだ。また、下水道施設全体を一体的に捉えた下水道ストックマネジメント計画を策定した。
- 市街化区域や用途地域内を優先して公共下水道の整備を行うとともに、それ以外の地区では地元の意向を把握し整備手法の見直しを行うなど、汚水処理人口普及率の向上を図った。
- 土地区画整理事業や県道拡幅工事の進捗に併せ、雨水管渠等の整備を行うなど浸水対策事業を推進した。

・後期基本計画における取組・成果

◇安全な給水の確保

- 水道法関係法令及び周南市水安全計画に基づき、水質検査等の内容を定めた水質検査計画を作成し、水源から給水栓に至る水質検査を実施した。
- 各浄水場及び配水池の必要箇所に監視カメラを設置し、さらに基幹浄水場内には水質監視装置を設置して、監視体制を構築した。
- 管路の漏水事故に対しては、委託により24時間の修繕体制を維持した。

◇下水道施設の整備

●市街化区域や用途地域内を優先して公共下水道の整備を行うとともに、それ以外の地区では地元の意向を把握し整備手法の見直しを行うなど、汚水処理人口普及率の向上を図った。

●土地区画整理事業や道路事業の進捗に併せ、雨水管渠等の整備を行うなど浸水対策事業を推進した。

◇上下水道施設の長寿命化・耐震化

●大迫田浄水場の耐震化工事が完了し、菊川浄水場も耐震診断の結果、耐震性ありとの判断から基幹浄水場の耐震化を終えた。

●老朽化した配水管については、災害時の拠点となる施設の周辺を含め布設年度や漏水発生状況を鑑み、計画的な更新を実施し、管路の耐震化を進めた。

●「下水道ストックマネジメント計画」に基づき、下水道施設の維持管理や改築を計画的に進めた。また、徳山中央浄化センターの再構築事業については、官民連携で事業を進めた。

◇上下水道事業の経営の安定化

●令和4(2022)年度の経常利益は水道事業が 393,671 千円、下水道事業が 118,355 千円であり、2事業とも経常費用を経常収益で賄えている。令和5(2023)年度には動力費や委託料が増加しているが、2事業とも決算見込では経常収益が確保できる見込みである。

●令和4(2022)年度末の水道事業の企業債残高目標値は 12,345,136 千円であり、実績値は 11,317,922 千円で令和4(2022)年度の目標を上回っている。下水道事業の企業債残高目標値は 18,745,365 千円であり、実績値は 17,512,229 千円で令和4(2022)年度の目標を上回っている。

■ 現状と課題(後期基本計画により取組を進めていった中、存在している課題)

◇安全な給水の確保

●給水人口の減少に伴う料金収入の減少が見込まれるが、安心・安全な水を供給するためには、継続的な監視体制の維持が必要不可欠であるとともに、施設の定期的なメンテナンスや関連機器の更新も必要である。

●安定給水のためには、漏水事故への早期対応が必要であり24時間体制による対応が望ましい。しかし、委託可能な業者の減少や従事者の高齢化などが進んでいる現状から、漏水事故による被害を最小限にとどめるため、地下漏水の早期発見に努め、より精度の高い漏水調査の実施など新たな対応方法を研究する必要がある。

◇下水道施設の整備

●周南市の汚水処理人口普及率は、令和4(2022)年度末に95%を超えて高い水準となっているが、未普及地区については地理的要因などから工事の進捗が図れない状況となっている。

●浸水対策は、多大な費用と時間を要するため、早期効果が発揮できるよう関係部署と連携をとりながら対策を進めていく必要がある。

◇上下水道施設の長寿命化・耐震化

●人口減少に伴う水需要と料金収入の減少、水道施設の老朽化による更新需要の増大と水道事業を担う人材不足など、水道事業が直面する課題に対応しつつ、施設の長寿命化と管路の耐震化など水道の基盤強化を図る取組が求められている。

●下水道施設や設備の老朽化が進んでおり、将来的な汚水処理需要を踏まえた計画的な施設・設備の更新や、適正な維持管理を進めることが必要である。

◇上下水道事業の経営の安定化

●水道事業、下水道事業ともに経常費用を経常収益で賄えているが、電気料金や労務単価の高騰によって費用の増加が見込まれるため支出の抑制が必要である。また企業債残高は減少傾向であるが、建設改良費の増大が見込まれるため企業債借入額の抑制が必要である。

分野 基本施策	環境共生	
	低炭素・循環型社会の実現	
推進施策	前期基本計画(H27 からR1)	後期基本計画(R2 からR6)
	水素エネルギーの利活用の推進	低炭素社会の構築
	低炭素社会の構築	新エネルギーの利活用の推進
	ごみの発生抑制・再使用・再資源化(3R)のさらなる推進	環境教育・啓発の推進
	効率的な廃棄物処理システムの確立等	3Rの推進と廃棄物の適正処理
	循環型社会づくりに向けた環境教育・啓発の推進	

■ 総合計画に掲げた主な指標

・前期基本計画

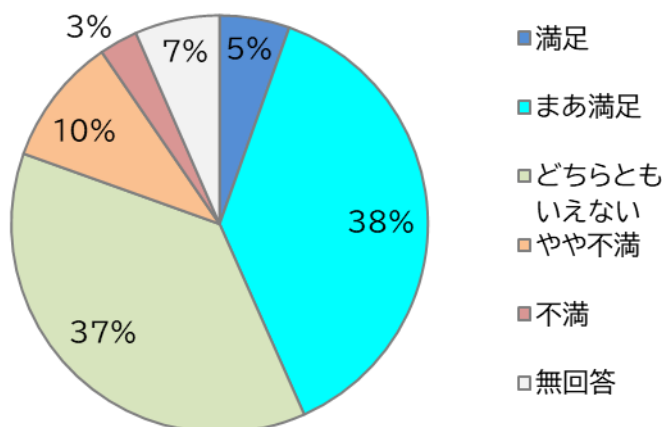
目標指標	単位	当初値(H25)	目標値(R1)	実績値(R1)
燃料電池自動車・水素自動車の登録台数	台	0	70	25
定置用燃料電池(エネファーム)の設置台数	台	120	1,100	394
市の二酸化炭素排出量	千t	14,122 (H23 年)	13,415 (H29 年)	14,132 (H29 年)
市民一人1日当たりごみ排出量	g	708.9	690.0	688.8
リサイクル率(焼却施設での発電利用を含む)	%	29.9	34.5	31.2
最終処分量(埋立量)	t	3,412	3,213	2,817
環境館利用者数	人	3,381	4,000	3,908
クリーンリーダー設置数	%	92.8	100.0	91.6

・後期基本計画

目標指標	単位	当初値(H30)	目標値(R6)	実績値(R4)
市の民生部門(家庭・業務)二酸化炭素排出量	千t-CO2	609 (H27 年)	548 (R3 年)	425 (R1年)
環境館利用者数	人	3,253	5,000	5,355
市民一人1日当たりごみ排出量	g	686	659	660.6
最終処分量(埋立量)	t	3,052	2,807	2,714

■ 市民による評価(平成30(2018)年市民アンケートより)

廃棄物処理対策やリサイクルの推進



■ 第2次まちづくり総合計画における取組・成果及び課題

・前期基本計画における取組・成果

- 市内で大量に生産される水素の利活用を促進するため、平成27(2015)年4月に「水素利活用計画」を策定した。同年5月、地方卸売市場に水素学習室を開所、8月に水素ステーションの誘致を実現した。
- 市自らが率先して取り組む省エネ対策「周南市役所エコ・オフィス実践プラン」に基づき、ESCO事業導入による市営路外駐車場の改修や維持管理などの省エネ対策、また、職員対象のノーマイカーデーなどを行い、温室効果ガス排出量の削減に取り組んだ。
- 地球温暖化防止のための活動を促進するため、しゅうなんエコチャレンジ、みどりのカーテン事業や小学生を対象としたエコ日記などを実施し、また通勤時のマイカー利用抑制を図る市内一斉ノーマイカーデーやエネファーム設置費に対する補助を実施した。
- 周南市温暖化対策地域協議会が実施する、小学生を対象とした夏休みの地球温暖化防止活動「キッズエコチャレンジ」などに対し支援した。
- 燃やせるごみの処理は、3施設で行っていたが、新南陽・鹿野地域は平成27(2015)年度から、熊毛地域は令和元(2019)年度から恋路クリーンセンターで行うことで、燃やせるごみの処理システムを統一した。これにより、ごみ処理費の削減や燃やせるごみ指定袋の統一等を図った。
- 市民の分別に対する理解と協力等により、ごみの資源化が進み、最終処分量(埋立量)の削減を実現した。
- 処理困難物の選別処理は、令和元(2019)年度から、徳山・新南陽・熊毛地域の処理困難物を集約し、旧ごみ燃料化施設を改修した処理困難物選別施設で行うこととした。
- リサイクルプラザ内の「環境館」では、エコフェスタ等のイベント開催や施設見学者の受入等を実施し、ごみの適正分別の必要性や3Rの取組の重要性についてPRを行った。

・後期基本計画における取組・成果

◇低炭素社会の構築

- 戸建住宅 ZEH 普及促進補助金制度によって、住宅の再生可能エネルギー(太陽光発電)導入の促進を図った。また、市が保有する施設等について太陽光をはじめとした再生可能エネルギーの最大限の導入を率先して計画的に進めた。
- 戸建住宅 ZEH 普及促進補助金制度によって、住宅の断熱性能等を大幅に向上させるとともに、高効率な設備システムの導入により、室内環境の質を維持しつつ大幅な省エネルギーを実現し、エネルギーの効率的利用促進を図った。

●「周南市脱炭素社会形成取組指針」を策定・公表し、脱炭素社会の実現に向けて、「市(行政)」、「市民」及び「事業者」が一体となった取組の展開を示した。また、市自らの取組として公共施設の具体的省エネ対策を見出すため、省エネ診断を受診した。

●EV・PHV 普及促進補助金制度の実施により、EV 等次世代自動車の導入促進を図った。また、毎月第3金曜日に市内一斉ノーマイカーデーを実施することで通勤時の温室効果ガス排出量削減及び公共交通機関の利用推進を図った。

◇新エネルギーの利活用の推進

●水素関連製品等の研究開発や燃料電池自動車の導入に対する支援のほか、燃料電池自動車によるカーシェアリング事業や燃料費の半額支援等を実施し、地域特性を活かした水素の利活用を推進した。

●緑山バイオマス材生産モデル事業で伐採した樹木の一部をチップ化し、コンビナート企業で混焼した。また、協議会構成企業4社と市で木質バイオマス材の利活用及び森林整備等に関する連携協定を締結し、戸田地区の市有林(向嶽)において、木質バイオマス材生産共同実証事業を実施した。

●市内コンビナート企業では、令和 12(2030)年までに年間 100 万トン超のカーボンフリーアンモニアの供給体制の確立に向けた取組や、水素をカーボンニュートラルに必要な化学品等の原料として利用する検討等を進めている。

◇環境教育・啓発の推進

●環境館は開館以来年間来館者数 3,000 人台で推移していたが、近年、リユース品抽選会や様々な関心の高い体験学習の機会を多数提供することで令和 4(2022)年度に初めて 5,000 人以上の来館者数となった。

●視察や社会見学の受入れのほか、企業と連携した水素普及啓発イベントの開催、中学生への漫画パンフレット配布等を通じて、幅広い世代の方に広く水素利活用の取組を情報発信した。

●ごみアプリ、ごみ収集カレンダーについては4つの外国語に対応、広報誌のごみに関する定期コラムの掲載やケーブルテレビ等を通じて、分かりやすい分別の周知を図っている。ごみ処理費用の公表については年に1度市広報で定期的に掲載し、ごみ処理に関するコストを市民に知ってもらう機会として情報の発信を行った。

●環境館では年 1 回以上のコンポスト講座を実施し、ごみ減量化に向けた身近な取組として継続的に周知機会を設けた。出前講座についても例年10回程度の依頼があり、毎回、質問コーナーでは参加者の日頃の疑問にお答えする機会となった。

●小学生を対象に周南市エコすごろくを活用した出前講座や「キッズ・エコチャレンジ(環境保全活動を計画し、その実績を記入して報告してもらい表彰等を行う事業)」など子供向けの環境教育に加え、幅広い世代に参加しながら地球温暖化防止の意識醸成を図れるようなイベント(スタンプラリー)など実施した。

●95%を超える自治会にクリーンリーダーの設置協力をいただき、収集集場所の維持管理など地域の環境美化の推進に協力いただいた。また、環境衛生団体等との連携を図る中で地域の環境美化に関する貴重な意見等を伺う機会となっている。

●県と連携した不法投棄パトロールの実施、快適環境づくり協議会所有の監視カメラの貸し出しを通じて不法投棄防止の対策を行った。また、県補助事業として大津島の海岸清掃を定期的に行い、海洋プラスチックごみ防止に向けた啓発を行った。

◇3Rの推進と廃棄物の適正管理

●主に食品ロスの削減に伴う NPO 団体と協力し、市役所本庁や総合支所等にフードバンクポストを設置している。令和5(2023)年度のエコフェスタでは周南公立大学の地域ゼミによるフードバンク食堂の参加支援をした。また、県補助事業として山口県釣り団体協議会を実施主体とした大津島の海岸清掃を実施、海洋プラスチックごみ防止に向けた啓発を行った。

- 焼却灰の再資源化によるセメント原料の需要減や物価高騰により再資源化価格が高騰している。また、廃棄物のリサイクル推進の中核施設であるリサイクルプラザは長期継続契約期間の終了が近づいており、施設延命化の検討が本格化している。
- 令和3(2021)年度末に玖西環境衛生組合を解散し、徳山中央浄化センターでのし尿及び浄化槽汚泥の処理統合を行った。
- リサイクルプラザの委託に関する長期包括的運転業務委託契約が令和7(2025)年度で終了するため、施設の延命化に向けた検証を現在進めている。最終処分場については令和5(2023)年10月に埋立許可期間が令和20(2038)年3月まで更新された旨、県から通知があり、12月市議会にて状況報告を行っている。
- 県の補助事業である大津島海岸清掃をはじめとした海岸清掃の定期的な実施や不法投棄パトロールを県と連携して行っている。

■ 現状と課題(後期基本計画により取組を進めていった中、存在している課題)

◇低炭素社会の構築

- これまで低炭素社会の構築を目標としていたが、今後は 2050 年カーボンニュートラル(脱炭素社会の実現)を目指す必要があるため、より効果的な脱炭素化の取組が求められている。

◇新エネルギーの利活用の推進

- 水素自体や水素関連機器が高額であり、インフラも十分に整備されていないことから、既存のインフラやこれまでの知見及びネットワークを活かして、安定性・多様性のあるサプライチェーンの構築を進めていく必要がある。
- バイオマス発電所の新設等により、バイオマス利用が拡大する見込みだが、その多くが輸入材であるため、港湾インフラの強化・整備の必要がある。

◇環境教育・啓発の推進

- クリーンリーダー制度に代表されるようにごみ出しやごみ収集場所の管理など自治会に依存する業務も多く、自治会の衰退を防ぐためにも非自治会員を減らす取組を推進していく必要がある。
- 環境教育・啓発は、社会情勢によって求められる内容も変わってくるため、繰り返し教育・啓発をするべき内容は残しつつ、市民ニーズに沿った内容にアップデートしていく必要がある。
- 水素利活用の普及促進は、多くの方々に水素への理解を深めてもらうことが重要であるため、水素学習室を中心として、様々な情報発信や学習機会を提供するとともに誰もが参加しやすいイベント等の開催を通じて、水素に対する認知及び機運が高まるように取り組む必要がある。

◇3Rの推進と廃棄物の適正管理

- ごみ焼却施設及び中間処理施設、最終処分場のいずれの施設も延命化という課題を持っており、新たな計画の中で具体的な方針決定をしていく必要がある。

分野 基本施策	環境共生	
	環境保全の推進	
推進施策	前期基本計画(H27 からR1)	後期基本計画(R2 からR6)
	自然環境の保全と再生	自然環境の保全と再生
	人づくり・地域づくり	良好な生活環境の確保
	ごみのないきれいなまちづくりの推進	

■ 総合計画に掲げた主な指標

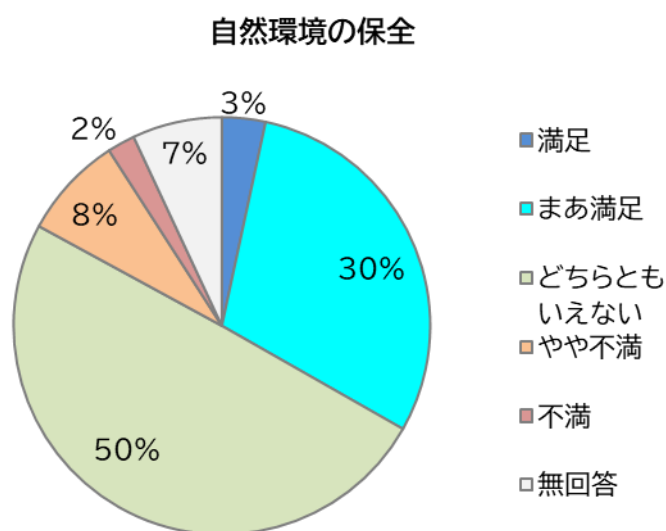
・前期基本計画

目標指標	単位	当初値(H25)	目標値(R1)	実績値(R1)
生活排水処理率	%	89.7	93.8	89.5
ごみのないきれいなまちづくり 清掃活動参加者数	人	0.0	4,000	1,887
犬の飼い方教室・講座の受講数	人	99	600	0

・後期基本計画

目標指標	単位	当初値(H30)	目標値(R6)	実績値(R4)
ごみのないきれいなまちづくり 清掃活動参加者数	人	49,541	55,000	46,683
犬の飼い方教室・講座の受講者 数	人	31	100	18

■ 市民による評価(平成30(2018)年市民アンケートより)



■ 第2次まちづくり総合計画における取組・成果及び課題

・前期基本計画における取組・成果

- 大気・水環境等を保全するため、環境状況の監視・測定に努め、豊かな水環境の保全を目的に、公共下水道等の整備や浄化槽の普及を図った。
- 水の大切さや生物多様性の実態を学ぶ「水辺の教室」を開催し、環境保全への意識向上を図った。
- 生態系との調和を踏まえた河川・藻場・干潟の整備などの、野生生物の生育・生息環境の保全や再生を図った。
- 市道などで環境美化活動を行う団体を登録し支援する「環境清掃里親制度」を実施した。
- 都市公園や普通公園で清掃活動などを行う「公園愛護会」として登録された団体を支援した。
- 平成22(2010)年度から犬の飼い方教室等を行い、ペットの適正飼育の啓発、無駄吠え防止などのマナー向上を推進した。
- 平成23(2011)年度に、「周南市空き缶等のポイ捨てその他の迷惑行為禁止条例」を改正し、空き缶等のポイ捨て禁止・ペットのふんの放置禁止・路上喫煙禁止区域の指定など、清潔で美しいまちづくりに取り組んだ。

・後期基本計画における取組・成果

◇自然環境の保全と再生

- 浄化槽設置整備事業補助金制度等によって、単独処理浄化槽や汲み取り便槽から合併処理浄化槽への転換を促進した。
- 絶滅危惧Ⅱ類に指定されている「タシロラン」等の育成時期や生息範囲を把握し、適切な保護活動を推進した。また、外来生物の繁殖による在来種の減少や農作物被害を防ぐため、市内に生息する特定外来生物の生息状況を把握し、防除対策を推進した。
- ツルの生息環境を保全するために、関係団体と連携し給餌田及びねぐらの整備を実施した。また、関係団体と協議を重ね、出水市より保護ツルの移送を行った。
- 一部が国立公園第2種特別地域に指定される太華山については見どころを掲載したリーフレットを制作し周知を図った。県立公園に指定される黒岩峡は、夏になると水遊びを楽しむ多くの人で賑わうことから、ホームページや市広報等で広く紹介している。こうした周知とともに、草刈りや修景伐採、施設の管理を実施し、自然の保全に努めた。

◇良好な生活環境の確保

- 令和4(2022)年度に、路上喫煙禁止区域内に市指定喫煙所を整備し、きれいなまちづくりの推進を図った。
- 適正飼育の啓発のため、犬の飼い方教室及び犬の飼い方講座を開催した。また、市広報等により飼育マナーの順守を市民に呼び掛けた。
- 冬のツリー祭りイベントに先立って「冬の一斉清掃」を実施し、地域住民、地元企業、学生等多くの市民の参加を得た。また、環境里親制度により、環境美化活動を行う団体を支援した。

■ 現状と課題(後期基本計画により取組を進めていった中、存在している課題)

◇自然環境の保全と再生

- 多様で豊かな自然環境に恵まれている本市において、野生動植物は、生態系の重要な構成要素であるだけでなく、自然環境の重要な一部として市民の豊かな生活に欠かすことのできないものだが、既に定着している外来種も多く存在しており、新たな外来種の侵入も確認されている。これらが生態系のみならず、人間や農林水産業に悪影響を及ぼさないように国や県の防除計画を踏まえ、対策に取り組む必要がある。

- ツルの保護団体の高齢化等により、今後ツルの生息環境の整備が難しくなることが予測される。
- 鹿児島県出水市からの保護ツル移送は、保護件数の減少により令和4(2022)年度以降中断しており、放鳥による効果の測定が行えていない。
- 太華山や黒岩峡において、ゴミの投棄や施設の不衛生な使用も一部受けられることから、注意喚起や啓発を行いながら自然を守り育てる機運の醸成を図る必要がある。

◇良好な生活環境の確保

- ごみのないきれいなまちづくりの推進のためには市民一人ひとりの意識の向上を図る必要があり、地道な取組が必要となる。

分野 基本施策	都市経営	
	まちの魅力の向上	
推進施策	前期基本計画(H27 からR1)	後期基本計画(R2 からR6)
	—	シティプロモーションの推進
	—	シビックプライドの醸成

■ 総合計画に掲げた主な指標

・前期基本計画

—

・後期基本計画

目標指標	単位	当初値(H30)	目標値(R6)	実績値(R4)
本市への愛着を「感じている」人の割合	%	31.9	50.0	未測定
主要 SNS の閲覧件数	件/日	14,357	15,000	4,825

■ 市民による評価(平成30(2018)年市民アンケートより)

—

■ 第2次まちづくり総合計画におけ取組・成果及び課題

・前期基本計画における取組・成果

●マスメディアやSNS、インターネットを活用した情報発信、庁内連携によるイベントの実施、職員による全国キャラバンなど様々なシティプロモーション活動を展開した。 ●庁内連携によるイベントの実施や、各課で作成するチラシ・パンフレット等のデザイン統一を図り、本市のイメージづくりを行った。 ●市職員が47都道府県57都市を訪問し、各地域の役所やメディアを通じて、本市の様々な魅力をPRする全国キャラバンを展開した。 ●行政と市民、企業、民間団体とが連携、協力した企画やイベントなど様々な活動を展開した。
--

・後期基本計画における取組・成果

◇シティプロモーションの推進 ●令和2(2020)年4月から新たなシティプロモーション事業をスタートし、市民ワークショップの開催、キャッチコピー「ここから、こころつながる。周南市」とロゴマークデザインの作成、シティプロモーションのプラットフォームである「シティプロモーションスペシャルサイト」の構築、市民ライター制度の創設等、市民と連携しながら関係人口の創出・拡大を図った。 ●シティプロモーションスペシャルサイトやふるさと納税制度を活用した市の魅力発信に加え、庁内各課と協力して SNS やニュース配信サービスによる市内外へ向けた情報発信を行ったほか、市内外で開催された集客・PR イベントに出展し、市民に対しては郷土愛の醸成を、市民以外に対しては本市の認知度を高め、関心を持っていただくための取組を行った。 ◇シビックプライドの醸成 ●シティプロモーションスペシャルサイトや周南市ガイドブック、SNS 等を活用し、市民や本市ゆかりの方、庁内各課と連携・協力しながら本市の魅力ある「ヒト・モノ・コト」を発信し、郷土愛の醸成を図った。本市公式 SNS のフォロワー数は、微増している。

■ 現状と課題(後期基本計画により取組を進めていった中、存在している課題)

◇シティプロモーションの推進

●シティプロモーション事業が、人口減少対策へ向けた、移住・定住の促進に繋がることが求められている。

◇シビックプライドの醸成

●本市在住者はもちろん、就職や就学で本市を離れた方、かつて本市に居住していた方に対しても、郷土愛醸成を図る取組が必要である。

分野 基本施策	都市経営	
	適正かつ透明な行政運営の推進	
推進施策	前期基本計画(H27 からR1)	後期基本計画(R2 からR6)
	市政情報の発信・個人情報の保護の推進	適切な行政サービスの提供
	広聴活動の拡充	適正な事務執行の推進
	市民参画機会の拡充	情報セキュリティの確保
	市民参画評価システムの充実	広報広聴の充実
	市民参画に係る人材養成	市民参画の推進

■ 総合計画に掲げた主な指標

・前期基本計画

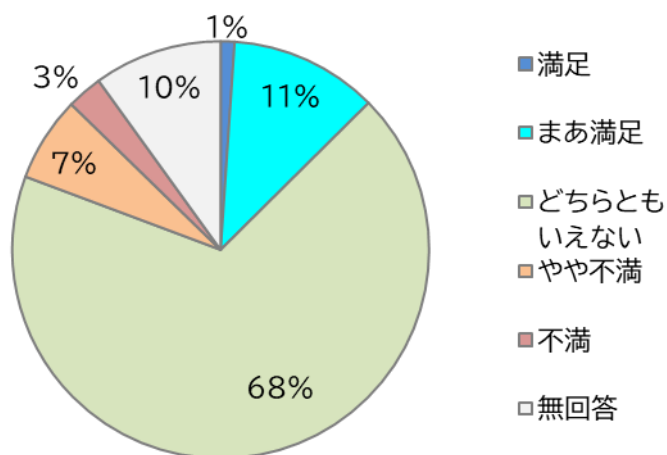
目標指標	単位	当初値(H25)	目標値(R1)	実績値(R1)
市民参画関連講座等の参加者数	人	116	260	215

・後期基本計画

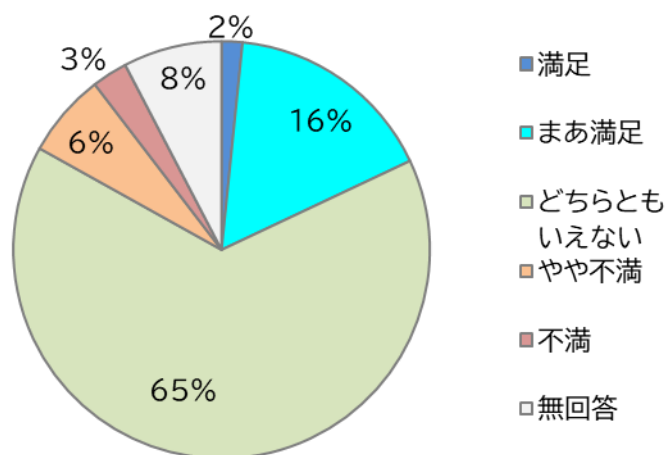
目標指標	単位	当初値(H30)	目標値(R6)	実績値(R4)
市ホームページ訪問数	万件	163	184	307.7

■ 市民による評価(平成30(2018)年市民アンケートより)

市政への参画や市民と行政の協働の推進



行政相談・消費者相談体制の充実



■ 第2次まちづくり総合計画における取組・成果及び課題

・前期基本計画における取組・成果

- 「おもてなし研修」や「手話研修」などを実施し、職員の接客知識の向上に取り組んだ。
- 市役所本庁舎を新築し、分散していた本庁機能の一元化や庁舎のバリアフリー化を進めた。
- 市民の知る権利を尊重し、行政の活動についての説明責任を果たし、市民参加による公正で開かれた市政を推進するため、情報公開の適切な運用に努めた。
- 本庁舎閲覧コーナー及び各総合支所情報公開窓口では、市が作成した計画書や報告書、各種会議の結果、議会に関する資料などの閲覧ができる仕組みを構築した。

- 広報紙は、分かりやすく、見やすい紙面づくりに努めた。また、市ホームページやケーブルテレビ、SNSなど、様々な広報媒体を活用して市政情報を配信した。
- 専門的な相談に対応するための無料法律相談会の開催や、民事相談・行政相談を積極的に行った。
- 市の各機関における市民参画の取組をまとめた「市民参画実施状況年次報告書」を作成し、第三者機関である「周南市市民参画推進審議会」の評価を受け、広く市民に公表する「市民参画評価システム」を、適正かつ継続的に運用した。
- 市の各機関が市民参画の対象とする施策や事業等を月毎に取りまとめた「市民参画スケジュール」をホームページで情報発信するなど、市民参画の普及啓発に努めた。

・後期基本計画における取組・成果

◇適切な行政サービスの提供

- 窓口対応職員を対象に「おもてなし研修」、「手話研修」などの研修を実施し、接客知識の向上や意識啓発を図った。
- 組織改編や窓口の変更に合わせ、市民からの提言も踏まえ、最適な案内表示に努めた。また、コロナ禍においてはパーティション、消毒液を設置して安心して利用できる窓口運営に取り組んだ。
- 公平かつ公正な市政運営を確保するため、法務及びコンプライアンスの取組が統一的行われるよう組織体制を整備した。
- 使用料についてはコスト再計算を実施し、現行使用料との乖離を、減免については代表的な施設である市民センターに絞って令和3(2021)年度に調査を行った。調査結果をもとに検討した結果、現行料金とコストとの差が小さく、改定は見送ることとした。また、減免率については他市と比較して乖離がないことから従前どおりと決定した。
- 市広報を活用し、予算の概要や決算、財政状況について写真を掲載するなど、分かりやすい財政情報の発信に努めた。また、ホームページを活用し、市広報の限られた紙面では掲載できない情報等を発信した。

◇適正な事務執行の推進

- 市民の知る権利を尊重し、市の説明責任が果たせるよう情報公開条例を適切に運用するとともに、情報公開コーナー、ホームページ等による行政情報の公開により、行政運営の透明性の向上を図った。
- 文書主義の徹底やファイリングシステムによる統一的な文書管理により、公文書の適切な取扱いを確保し、情報公開制度を適正に運用した。

◇情報セキュリティの確保

- コロナ禍を機に、テレワークや Web 会議の導入、RPA や AI の活用など、自治体 DX の積極的な推進が求められている中、情報セキュリティに係るルールの見直し、研修の実施等により、セキュリティ意識や情報リテラシーの向上、個人情報等の機密データの保護を図った。

◇広報広聴の充実

- 分かりやすく市政情報を伝えるよう広報紙の作成に努め、ホームページだけでなく、SNS(X、Facebook、Instagram、YouTube)、市政情報番組の制作放映、テレビのデータ放送の活用等のさまざまな媒体を活用して情報発信を行った。
- 令和2(2020)年度から市民の声を聞く課を新設することにより組織体制を整備し、市民の意見を参考に全庁で連携し検討、改善を重ねることで一定の基盤を構築することができた。

◇市民参画の推進

- 市民が市政に参加しやすい環境づくりに向けて複数の手法または回数による市民参画等を適宜実施することで、市民の意向の的確な把握に努めた。

- 毎年度、公募委員や市民活動経験者、学識経験者等により構成された周南市市民参画推進審議会から市民参画の実施状況について評価を受けるとともに、評価結果と市民参画の実施状況を公表し、評価内容をまとめた答申に基づいて改善を行い、市民参画の推進につなげた。
- 職員研修を実施することで、周南市市民参画条例の意義や役割、留意事項等を説明することにより意識啓発を行った。

■ 現状と課題(後期基本計画により取組を進めていった中、存在している課題)

◇適切な行政サービスの提供

- 感染症の流行やデジタル化の推進により、直接市民と接する機会が少なくなっている中ではあるが、市民の心に寄り添った対応ができるよう、接遇力の向上は必要である。
- DXに対応した来庁者にとって利便性に優れた窓口配置が必要である。
- 行政ニーズの多様化・複雑化、住民サービスの拡大傾向が続く中、職員に求められる知識やスキルのレベルは上がる傾向にあり、組織的な職員の育成が急務である。
- 市民ニーズや社会経済情勢の変化に伴い、行政サービスの提供方法や維持管理経費に変動が見られるため、4年ごとに使用料や手数料等の見直しを検討し、必要性が生じた場合には見直しを実施することが求められる。
- デジタル化の推進により、紙ベースからデータベースでの情報発信へと移行が進むなか、ホームページだけでなく、様々な媒体の活用を検討し、分かりやすい財政情報を提供していく必要があるが、同時にデジタル化による情報格差が生じないよう、対策を行うことも必要である。

◇適正な事務執行の推進

- 市民の共有財産である公文書を将来にわたり適正に管理していくため、歴史資料として重要な公文書の評価・選別、管理体制の在り方等についての検討が必要である。

◇情報セキュリティの確保

- 住民の利便性の向上、生産性の向上のために、ICT やデータを活用したサービスや生成 AI 等の新しい技術を積極的に導入する必要がある一方で、個人情報漏洩などのセキュリティリスクへの対応が、従来以上に求められる。

◇広報広聴の充実

- 多様化するニーズに対応するため情報発信の重要度は増大している。ホームページやSNS等のデジタル媒体による情報発信は速効性に優れ、利便性も高いが、デジタル・デバイドによる情報格差が生じている世代に対しても必要な情報が届くよう配慮する必要がある。
- 社会情勢が多様化・複雑化する中、施策を検討・実施するにあたり、市民の意見やニーズを的確に把握する必要がある。

◇市民参画の推進

- 多様化する社会情勢や情報技術の普及により市政への市民の関心に差異が生じている可能性がある。市民参画の実施のタイミングだけでなく、施策に関する情報を適切な時期・方法で発信することにより、市政への関心を高め、理解を深める必要がある。

分野 基本施策	都市経営	
	効率的かつ効果的な行政マネジメントの推進	
推進施策	前期基本計画(H27 からR1)	後期基本計画(R2 からR6)
	行財政改革の推進	計画的な施策の推進
	他の自治体や多様な主体との連携	行財政改革の推進
	情報セキュリティの確保	健全な財政運営
	積極的な財源の確保	積極的な財源の確保
	増加する歳出の抑制	公共施設等のマネジメントの推進
	適正な市債の発行・管理	多様な主体との連携
	特別会計および企業会計の経営健全化	ICT等の活用
	新地方公会計制度への対応と活用	
	財政運営の透明性の確保	
	公共施設老朽化への対応	

■ 総合計画に掲げた主な指標

・前期基本計画

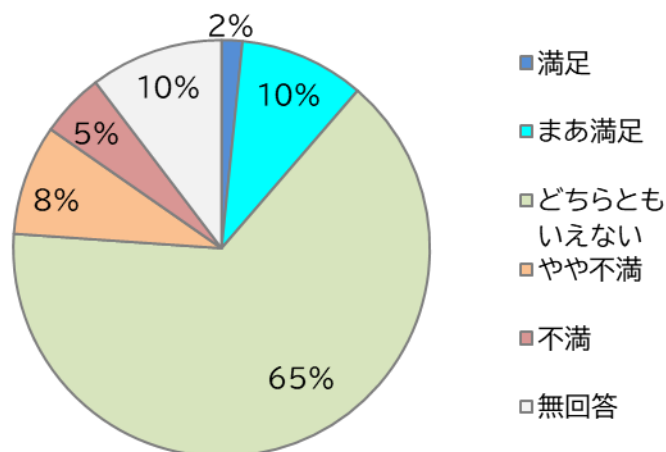
目標指標	単位	当初値(H25)	目標値(R1)	実績値(R1)
第3次行財政改革大綱推進計画 (平成27～31年度)の実施状況	%	0	100.0	100.0
公共施設再配置計画の前期5年 間の達成状況	%	0	100.0	88.3

・後期基本計画

目標指標	単位	当初値(H30)	目標値(R6)	実績値(R4)
第4次行財政改革大綱行財政改 革プラン実施率	%	83.0	100.0	80.0
公共施設の延床面積削減率	%	▲3.5	▲6.6	▲3.1

■ 市民による評価(平成30(2018)年市民アンケートより)

行財政改革の推進



■ 第2次まちづくり総合計画における取組・成果及び課題

・前期基本計画における取組・成果

- 職員配置適正化方針に基づき、定員の適正化や適材適所の配置により、組織体制の最適化に取り組んだ。
- 「合併後のまちづくり」から「自立したまちづくり」への転換を果たすため、第3次行財政改革大綱に基づく行財政改革の推進を図った。
- 行財政改革大綱の取組を強化した「緊急財政対策」を策定し、当初予算編成において「財政調整基金に頼らない財政構造」をめざし、市債の発行額に上限を設定するなど、将来負担にも配慮した取組を進めた。
- 地方公会計制度に基づく固定資産台帳の整備、財務書類の作成を行い、資産や負債などのストック情報に基づく指標について、広報などで公表を行った。
- ふるさと納税制度を活用し、周南ブランドや様々な特産品を返礼品とすることで積極的なシティプロモーションにつなげるとともに、財源の確保に努めた。
- ボートレース事業については、「モーニングレース」の導入や、外向発売所「すなっチャ」、オラレ田布施の整備、新中央スタンドのオープンなどにより、電話投票、場間場外の売上が伸びたことから、平成23(2011)年度より黒字を達成し、令和元(2019)年度までに15億7千万円を一般会計に繰り出した。
- 公共施設の老朽化問題への取組として平成27(2015)年度に策定した「周南市公共施設再配置計画」に基づき、令和元(2019)年度までにアクションプランとなる「施設分類別計画」を策定した。
- クラウド化・ノンカスタマイズを基本としたコンピュータシステムの更新を行い、持続可能な運用や経費の縮減を図るとともに、システムの有効利用による市民サービスの向上と行政事務の効率化に取り組んだ。
- 基幹業務系システムの更新に併せ、下松市・光市・柳井市・阿武町とともに4市1町での自治体クラウドを構築し、運用経費の軽減、耐災害性の強化を実現した。
- 新南陽学校給食センターや小学校普通教室空調設備について、PFI方式による整備に取り組み、民間活力の導入を図った。

・後期基本計画における取組・成果

◇計画的な施策の推進

- 総合計画に掲げた将来の都市像の実現に向け、まちづくりにおける基本的な施策を着実に進めるとともに、人口減少社会における政策課題に的確に対応するため、「第2期周南市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、持続可能なまちづくりに取り組んだ。
- 各種団体の代表者・学識経験者の方々と構成する審議会等において施策の評価検証を行うとともに、市民の市政に対する満足度等を把握することを目的としたアンケートを実施するなど、成果を見極めながら計画に掲げた施策を着実に推進した。

◇行財政改革の推進

- ひと・もの・かね・情報の4つの行政資源を必要な事業に最適配分・有効活用するため、行政改革と財政改革について、それぞれの目標値を設定し、達成度や効果額などの進捗状況の評価・検証を毎年度実施した。令和2(2020)年度から令和6(2024)年度までの取組効果の目標額を約86.7億円に対し、モーターボート競走事業からの繰入金による基金等を活用するなど、取組の実績額は令和4(2024)年度までに約126.2億円であった。
- デジタル技術等の活用により、事務効率化や市民サービスの向上に努めている。また、徳山駅周辺官民連携管理運営事業、周南緑地施設整備を令和5(2023)年度から民間活力を導入し、事業化した。
- 総人件費及び総職員数の抑制を図りながらも、多様化・複雑化する市民ニーズや社会情勢の変化に対応できる組織体制の確保に努めた。
- 人材育成基本方針に基づき、自己啓発、職場内研修、職場外研修の3つを柱とする計画的・体系的な研修を実施し、職員の資質向上や組織の活性化を図った。

◇健全な財政運営

●有利な財政措置がない市債については、令和2(2020)年度から令和6(2024)年度の5年間の借入上限額を150億円(目安:30億円/年)と設定し、将来負担の軽減に努めた。また、国県補助金や基金を活用することで、さらなる市債発行額の抑制に努めた。

●公共施設のマネジメントを推進し、もって施設のサービスの維持・向上、安心・安全な利用の確保等を図るため、公共施設マネジメント基金を令和3(2021)年度に設置した。

●固定資産台帳については、財務諸表の補助書類として公表するとともに、前年度や類似団体との比較・分析や施設の長寿命化等に向けた判断材料や更新費用の把握等を行った。また、公会計財務書類を作成・分析し、公表するとともに、分析方法や指標の活用方法等について検討を行った。

◇積極的な財源の確保

●スマートフォンのアプリにおける電子納付の実施、コンビニ収納の実施、納付ご案内センター(コールセンター)の活用、インターネット公売の活用、地方税統一QRコード(eL-QR)の活用、市併任及び人事交流の県徴収職員と協力して滞納整理を強化、口座振替の勧奨等の取組を実施し、収納率の向上に努めた。使用料等については、令和3(2021)年度にコスト再計算による見直しを実施したが、現行使用料との乖離が小さい等の理由から改定を見送った。

●ふるさと納税の寄附受付ポータルサイト数を増やすとともに、新規返礼品事業者の参加や新たな返礼品の開発等に取り組んだことにより、本市への寄附件数は、年々増加した。

●ボートレース業界の大幅な売上増により、本市ボートレース事業も大幅な売上増となり、一般会計へ安定的・継続的に繰り出すことができた。

◇公共施設等のマネジメントの推進

●平成27(2015)年度策定(令和3(2021)年度改訂)の「公共施設再配置計画」に基づき、新たな組織体制の構築、施設分類別計画及び長期修繕計画の策定、公民連携(PPP)の推進、公共施設マネジメント基金の創設等を進めた。また、実際の再配置の取組として、公共施設再配置モデル事業、保育所・幼稚園の再編整備、学校給食センターの統合、公営住宅の用途廃止・建替え等を進めた。

●実際の公共施設再配置の取組を通じて市民に再配置の進め方や手法を理解いただくために、長穂地区及び和田地区において公共施設再配置モデル事業を実施した。

◇多様な主体との連携

●観光分野においては交流人口の創出・拡大を目指した周南エリアの広域観光の推進、また、防災分野では災害時における基幹業務系システムの共同利用、さらには環境分野では周南コンビナートの脱炭素化に向けた取組など、様々な分野で必要に応じて近隣市町との連携に取り組んだ。

●地域の活性化や、市民サービス向上を目的として、民間事業者と連携協定を締結するとともに、協定に基づき、防災、産業振興及び福祉など、まちづくりにおける様々な分野において官民連携の取組を展開した。

●周南市・周南公立大学・徳山工業高等専門学校の三者で連携協力推進会議を開催し、情報共有や大学、高専の教育研究資源を活用した課題解決について検討を行った。周南公立大学との連携では、大学の知見を活用した地域課題の解決として、デジタル・デバイド対策事業やICTによる畑わさび生産環境調査などを実施した。

●指定管理者制度については、令和5(2023)年度時点で74施設に導入した。PFIについては、これまでに新南陽学校給食センター整備運営事業、小学校普通教室空調設備整備事業、周南緑地整備管理運営事業の3事業を実施している。その他、DBOによる徳山中央浄化センターの再構築事業、平成29(2017)年の都市公園法改正により新たに設けられた公募設置管理制度(Park-PFI)等による徳山動物園の整備事業等のほか、ネーミングライツや有料広告についても積極的な取組を進めた。

◇ICT等の活用

- 公共施設予約システム、保育園等と保護者との連絡用アプリ等のオンラインサービス、キャッシュレス決済等を導入することで、市民サービスの時間的・空間的な制約を緩和し、利便性の向上を図った。
- RPA や AI を全庁的に導入し、各種申請書の読み取り、業務システムへの入力自動化などに活用しており、職員の定型業務への従事時間を削減するなど、業務の効率化を図っている。
- 市の方向性を定めるスマートシティ構想を策定した。また、住民起点のスマートシティの推進を図るため、モデル地区を設定し、本質的な課題やニーズを収集しながら、実証実験等を実施した。

■ 現状と課題(後期基本計画により取組を進めていった中、存在している課題)

◇計画的な施策の推進

- 全国的に進展する少子高齢化や人口の東京一極集中に伴い、地方都市においては、特に若者を中心とした人口の流出に加え、合計特殊出生率の低迷などから、人口減少に歯止めがかからない状況が続いている。こうした状況に抗うためにも、引き続き、計画的な施策の推進を図り、地方創生に資する様々な分野に積極的に取り組む必要がある。

◇行財政改革の推進

- 今後の人口減少と少子高齢化の進展により、市税の減少や社会保障関係費の増加が懸念されることから、限りある行政資源を最適配分し、有効活用することが今後はますます重要となる。
- 日々変化している社会情勢や多様化・複雑化・高度化する市民ニーズに適切に対応するため、また持続可能なまちづくりの実現のため、職員一人ひとりと組織全体の能力向上を図る必要がある。

◇健全な財政運営

- 物価高騰による経常的経費の増など、予算規模は増加傾向にあり財政運営は厳しい状況にあるが、業績が好調なモーターボート事業からの繰入金を原資とする基金の効果的な活用等により、適切な予算編成に努めている。しかし、モーターボート事業からの繰入金は安定的に確保されるものではないため、安定的な財源の確保、歳出の抑制などに努めるとともに、引き続き計画的で適正かつ有効な市債の活用にも努める必要がある。

◇積極的な財源の確保

- 地方行政のデジタル化の推進や社会情勢の変化等により、地方税においても、電子化の更なる推進が求められている。
- ふるさと納税制度の活用においては、全国的な過当競争に加え、地場産品基準や対象経費の見直し等の制度改革により、寄附を伸ばす環境としては厳しい状況が続くことが想定される。今後も国の動向を注視しつつ、本市の魅力的な返礼品を開発し、効果的なプロモーション活動をしていく必要がある。
- ボートレース事業については、計画的な施設改修を進めるとともに、ビッグレースの誘致や新規ファンの獲得を図る必要がある。

◇公共施設等のマネジメントの推進

- 高度経済成長期以降の急激な人口増加を前提として集中的に整備された多くの施設が老朽化し、一斉に更新時期を迎えている。今後、急激な人口減少と少子高齢化の進行などにより、改修や更新にかかる経費の捻出がますます困難となることが予測されており、再配置の取組をさらに加速させることが重要である。このことについては、『第2次周南市まちづくり総合計画』後期基本計画の策定にあたり、平成30(2018)年度に行った市民アンケートにおいて、行財政改革に向けた取組として「公共施設の見直し」と回答した人が最も高い割合となるなど、公共施設の再配置に対する一定の市民理解はあるものと考えられる。一方で、実際の再配置の取組においては、「公共施設再配置計画」の総論(趣旨)は理解されても、各論になると利害関係の調整に時間を要するという問題がある。

◇多様な主体との連携

●急激に進む人口減少によって生じる諸課題に加え、新興感染症の流行や物価高騰による経済情勢の変化等により、現代社会においては、市民ニーズ及び地域課題が複雑化・多様化している。こうした状況を踏まえ、市民・企業・行政で構成する「信頼のトライアングル」のもと、官民連携して持続可能なまちづくりに取り組む必要がある。

●教育機関の持つ専門的知見を活用するためには、市において大学や高等専門学校の研究資源を適確に把握するとともに、事業目的や要望を共有、調整するための連携体制を強化していく必要がある。

●国においては、地方公共団体における PPP/PFI の更なる導入促進を図るべく、令和3(2021)年に「多様な PPP/PFI 手法導入を優先的に検討するための指針」を改定し、優先的検討規程を定め、的確な運用が求められる地方公共団体を人口20万人以上から人口10万人以上の団体に拡大し、令和5(2023)年度末までの策定を促すこととしており、これを受けて、令和5(2023)年度末までに「PPP/PFI 手法導入優先的検討方針」を策定する。

◇ICT等の活用

●スマートシティの推進においては、本質的な社会課題や潜在的なニーズ等の情報を収集・分析し、適切なデジタル技術等を活用していくことが必要である。また、国においては、情報システムの標準化・共通化等のデジタル・ガバメントを推進していることを踏まえて、デジタル技術等の活用による行政サービスの最適化においては、その動向を注視しながら進めていくことが必要である。一方で、誰もがデジタル技術等を享受できるようにデジタル・デバイドの解消を図る必要がある。